

國當局の指導の餘韻を存し、廟堂の一部には、尙日本に頼つて獨立自主を謀る少壯有爲の士あることを聞知した。此革新を企圖する一派は、國王の支持を受けて居ると稱するものゝ、極めて少數で、彼等に積極的援助を與へても、果して所期の目的を達するか疑はしい。井上外務卿は左の三箇條より成る對韓政策を太政大臣三條實美に提出し、又在歐の伊藤參議に打電して其見解を質した。

- 一 關係列強と協力して、朝鮮の獨立を承認せしめること。
- 二 清韓宗屬問題に關して、清國と直接交渉すること。
- 三 朝鮮國革新派に援助を與へ、自發的に獨立の實を擧げしめること。(註三)

岩倉右府の第二案は、日清の正面衝突を招く虞があるので、絶対に之を避け、第一・第三案を採用し、しかも急激な手段を取る時は、之もまた日清兩國間に摩擦を生ずる危険があるので、文化的方面より徐々に指導援助を行ふと云ふ意見であつた。

朝鮮國我レニ依頼セシ以上ハ、固ヨリ幾分カ幫助ヲ加ヘ、其レヲシテ恩惠ヲ感ゼシムルノ方法ヲ爲サザル可カラズ、但シ朝鮮ノ内情ヲ察スルニ、力ナク財ナクシテ、清國ニ倚賴スルノ念ハ決シテ消滅スルヲ得ザルベシ、今度負債ヲ日清兩國ニ起サントシ、使節ヲ分派シタル

○陳奏使趙寧夏等ヲ清ニ全權大臣朴泳孝遣シタル云フ

即其ノ明證ナリ、故ニ我ヨリ陰ニ保證ヲ與フルモ、清國必ズ之ヲ探知シテ、我レヲ猜

疑スルノ念益深ク、朝鮮ノ内政ニ干涉スルハ、更ニ一層ノ甚シキヲ加フベシ、果シテ然ル時ハ、日清ノ交際ハ到底親睦ニ至ラザルノミナラズ、彼我忿怨ヲ挾テ相待チ、早晚干戈ニ訴ルコトヲ免カレザルベシ、不幸ニシテ兵端一たび開ケバ、互ニ競ヒ、交々激シ、數十年解ク可カラザルノ仇敵ト爲リ、亞細亞ノ大勢復タ收拾ス可カラザルニ至ルベシ、故ニ今日ノ策ハ、朝鮮ノ倚賴ニ應ズル區域ヲ劃定シ、譬ヘバ銃器・農器類ヲ惠與スルト歟、又ハ教師ヲ無給ニテ貸與スルトカ、其等ノ件々ヲ判然朝鮮政府ハ明言シ、清國ニ對シテモ、必シモ祕スルヲ用ヒザル公明正大ノ所置ニ出シ、密ニ之ヲ保護スル如キ曖昧ノ政略ヲ用フル様ノ事有之ニ於テハ、獨リ清國ノ猜疑ヲ深クスルニ止マラズ、萬國ニ對シテ我レノ光榮ヲ損スルノ憂ナキニ非ラズ。(註四)

岩倉右府の消極論に對立するのは、伊藤參議の主張である。同參議は井上外務卿の質問に答へて、朝鮮の獨立は緊急の必要あるを以て、其希望に従つて補助を與へ、且同國をして公然獨立を宣言し、又前年同國王より朝鮮が清の藩屬たることを聲明した照會を撤回せしむべしと云ふ意見を開陳した。井上外務卿は以上の積極消極の兩論を研究した結果、朴泳孝・金玉均等が日本の援助を得て、獨立を全くすることを希望して居ると云つても、其内實を探れば、兩三名の要人の主張に過ぎない。之を

以て直に廟堂の意嚮と推測して、行動するのは早計たるを免れない。加之清韓關係には従前正朔を奉じ、朝貢する等の事實があり、今同國を督勵して、獨立自主を聲明せしめることは不可能であらう。今次の全權大臣朴泳孝等が開陳した希望と云ふのは、畢竟壬午變亂後清國政府の宗主權強化を回避しなるべく従前の如く政教自主の状態に復しようとする程度に過ぎない。日本國政府に於ても、強ひて獨立自主を完成せしめようとするならば、現在のやうな微力な政府に委任することが出来ない。必ず其内治外交に干渉し、隱然同國の指導者たる地位に立ち、清韓宗屬關係を廢棄せしめるやうな手段を取る必要を生じよう。果して然らば、日清兩國間の正面衝突を來す外はなく、日本が多大の犠牲を拂つて、朝鮮の獨立を促進する價値ありや、甚だ疑はしいと云はなければならぬ。彼此の關係を熟考するに、従前の方針を緩和して、朝鮮獨立に積極的援助を與へることを避け、今次の全權大臣朴泳孝等に對しても、日本國政府の方針を明示せず、姑く事態を靜觀する、幸に合衆國政府もまた日本國政府の方針に追隨して、朝鮮を獨立國として、韓米修好通商條約批准の見込であるので、朝鮮國政府を適宜指導して、各國と直接條約を締結し、徐々に獨立國たる實を擧げしめるより外に手段はないとの結論に達した。(註五)

井上外務卿の對韓政策は清國と協調を保ちつゝ、朝鮮の自主獨立を完成しようとする二重の矛盾し

た方向を有し、其實施は最も困難で且破綻し易く、其局に當るものは外交的と同時に政治的手腕を必要とする。井上外務卿は熟考の上、駐韓公使を交迭し、外務大書記官竹添進一郎を拔擢して、朝鮮國駐劄辨理公使に任じた。

竹添進一郎は舊熊本藩士、井々と號し、漢詩文には特に聲名を馳せた。夙に井上外務卿の眷顧を受けて清に使し、琉球分割問題に關しては、外務卿の内命を受けて清北洋大臣李鴻章と交渉して功があつた。明治十三年五月大藏少書記官より領事に轉じ、天津に駐在して、北洋要人間に交際も廣かつた。壬午變亂に際しては外務大書記官として、特命を帯びて朝鮮に派遣せられ、道員馬建忠を初め清國派員との交渉に任じた。かやうに北洋要人間に知己を有し、従前より清國官憲と交渉の經驗に富める竹添大書記官が、駐韓公使に任用せられたのは當然とも考へられる。(註六)

明治十五年十月を以て、朝鮮國に對する井上外交の原則が成立した。即ち壬午變亂以前の積極政策を一變して、消極政策としたものであるが、其當初に於ては具體的に表はれなかつた。全權大臣兼修信使朴泳孝等の渡日するに當り、朝鮮國政府は財政窮乏のため、旅費を支給することが出來ず、壬午賠償金五〇〇、〇〇〇圓中、第一回支拂の分割金五〇、〇〇〇圓を調達する見込もなかつた。井上外務卿は之に對して適當な助力を與へ、横濱正金銀行を通じて金一七〇、〇〇〇圓の借款を成立せしめた。

金玉均が之等の處置に對して満足であつたことは、『時日本政府方注意于朝鮮、視爲獨立國、待公使頗殷々、余察其實心實事、仍與朴君議、遂傾意依頼于日本』と述べて居るのでも知られる。(註七)

明治十六年一月辨理公使竹添進一郎は、全權大臣兼修信使朴泳孝一行と同行して京城に著任、一月七日國王に謁して信任狀を捧呈し、且日本國皇帝より贈進として、村田銃四二五挺・彈藥五〇、〇〇〇發を呈した。(註八)

壬午變亂を機會に、日本の輿論は漸く朝鮮に注意し、政界軍部は固より、財界學界並に操觚界に於ても、朝鮮問題について論議するものが俄かに激増した。中にも之を機會に將來朝鮮のため多大の貢獻をしたものに、第一國立銀行頭取濫澤榮一及び慶應義塾社頭並に時事新報主幹福澤諭吉がある。就中後者の言動は、日韓兩國政府に鈔からぬ影響を與へた事實がある。

福澤諭吉が朝鮮問題に注意したのは、其國情が幕末維新當時に相類し、『誠に二十餘年前自分の事を思へば、同情相憐むの念なきを得不得』とあるのが、其眞の動機らしい。同時に福澤は國權更張を主張して居たので、日韓修好條規によつて、日本國が當初に朝鮮の獨立を承認した以上、之を支持し、其文明開化を助長するのは日本國の責任であり、清が宗主國と稱して、其内治外交に干涉するのは、政治上許すべからざる罪惡と考へて居た。(註九)

朴泳孝・金玉均・洪英植・徐光範等獨立一派が、來朝と共に福澤諭吉に接近したのは、福澤が當時日本社會に於て、一の指導的勢力を有し、何等政權と關係なくして、しかも政界の上層部と或程度の聯絡を有して居る事實によるものであらう。實際福澤は新時代の代表者を以て任ずる朝鮮の新人達に取つて、容易に得難い指導者たる資格を具へて居た。

福澤諭吉及び其門下が、近代朝鮮の政治文化に與へた影響は頗る大きい。朴泳孝・金玉均等の革新思想と云ふのも、當初井上外務卿の推測したやうに、壬午前の政教自主に復することを以て、獨立自主と解した程度であつたであらうが、福澤は彼等に政治學の初歩を教へ、全世界の文明國は、日本初め完全なる主權を有するが、獨り朝鮮は二、〇〇〇年の文化を有しつゝ、老大國清の藩屬に甘んずる實情を理解せしめた。福澤の教を受けた朴泳孝・金玉均は、初めて獨立自主の眞の意義を覺り、之が實現に邁進するに至つたと云つても過言でないであらう。

福澤諭吉は朝鮮の新人に獨立自主の實現を慫慂したにもせよ、彼自身野の一政客——單なる教育者ではない——なるが故に、政治的方面より何等援助を與へることは出来なかつた。福澤が獨立派に寄與し得る唯一の事業は文化事業に過ぎない。福澤は自己の二十餘年の經驗より推して、人智を開發し、國民精神の昂上を圖るには、洋學を振興するに如くはなく、其手段として第一に洋學を主とする

學校を設立すること、第二に新聞紙を發行するにありとした。(註一〇)

朴泳孝等は福澤諭吉の勸告に従ひ、洋學振興と新聞發行を計畫し、之がため福澤門下より牛場卓造・井上角五郎・高橋正信等を招聘し、又新聞發行に要する印刷職工大工等を雇入れた。更に朴泳孝の發意で、元陸軍大尉松尾三代治・原田一を雇入れた。松尾は「明治四年頃に陸軍大尉を辭し、其後十年の役再び大尉に任じ、同年辭職せし者との由なりしが、其人と爲り恰憫とも見受けられず、乗船後公使一行に一言の會釋もせざる而已ならず、舉動粗暴にて氣儘の如く見受けられたれば、右様の者をして日本流の兵式を教練せしむるは、實に不都合の旨を以て、再三朴泳孝に忠告せしも、此儀は朴泳孝餘程苦心を用ひ組立てたる趣にて、右松尾を朝鮮人に扮装し(支那人は勿論朝鮮人にも知らしめず)て、元山近傍に遣し(昔より威鏡道の兵は強勇の聞あり)、新に募集する所の兵を教練せしめ、其内に都合を見計ひ、日本より精熟の教師を雇入るゝの計畫なり」と云ふ。朴泳孝等の主張する革新の將來の動向が、之によつても窺はれる。(註一一)

竹添辨理公使の京城著任と共に先づ感じたのは、朴泳孝・金玉均等に聞くとくるところと、朝鮮の政情が相當懸隔があつたことであるらしい。京城には三、〇〇〇の淮勇が駐屯して居るけれども、其長官たる提督吳長慶は文雅の儒將で、進んで竹添公使に交を求め、且其麾下を嚴束して日本軍と事端を醸す

ことを避けた。優勢な清國軍が微弱な日本軍と同時に同一都市に駐屯すること二年餘、其間唯一回の行違をも起さなかつた事實は、現代の軍隊の軍規から考へても、輕々に看過し去ることを許されない穆麟徳とは竹添公使が天津駐在領事當時よりの友人であり、今舊交を温めるに及び、彼等の任務の範圍も理解することが出来た。之を要するに清國の方針は宗主權強化にあつても、自ら限界があり、朝鮮が清の完全な屬國化することを憂慮した日本國外務當局をして、安堵せしめたのは事實であらう。

竹添辨理公使は著任後週日を経た明治十六年一月十二日、早くも公使館警備隊二中隊を半減することを上申した。井上外務卿は之に従ひ、警備隊を半減して一中隊を殘留した。三、〇〇〇の清國軍に衆寡敵しないことは、四〇〇でも二〇〇でも同様であり、軍事上特に問題とするに當らないが、清の駐兵が日本の駐兵を目標とし、當初一箇年を豫想して居たのに、今清の減兵の目標が立たない間に、單獨半減したことは、軍部の希望にもよるとは云へ、外交上決して有利とは云はれない。(註一二)

洪英植・朴泳孝・金玉均等が福澤諭吉等の勸告に基き、革新を計畫するや、先づ窮したのは資金である。國王・王妃の心を獨立黨に引付け、戚族との聯絡を防止するにも、尠からぬ資金を必要とする。朝鮮國政府の財政窮乏は極度のものであり、殊に大院君の收斂と戚族の濫費の後を承けて、今や國內に歳入増加の對象となり得べき財源は殆ど皆無であつた。獨立黨は必要な政治資金を當然日本よ

り提供せられることを豫想して居たらしい。彼等の革新計畫の第一が、外債募集と云ふ悲しい事實を示して居る。明治十五年十月全權大臣朴泳孝が日本に赴くや、第一に外債問題を提起した。彼等は委任状を有せず、又償還に對する保證として、擔保を提供することも知らなかつた。横濱正金銀行は事實上日本國政府の保證で、一七〇、〇〇〇圓の借款に應じた。此金額を以て、壬午賠償金の第一回分を支拂ひ、殘額一二〇、〇〇〇圓を政治資金として流用した。資金を有せざる革新は、彼等の想像し得ないところである。金玉均は朴泳孝の歸國後引續き殘留して、井上外務卿を初め政府要人に朝鮮國內政改革の必要と、日本國の援助を説いたが、皆首肯した。金玉均は更に財政窮乏を歎じたところが、國債委任状さへにあれば、外債成立の見込があると云ふ。金玉均は大に喜び、明治十六年六月歸國した。時に協辦交渉通商事務穆麟徳は財政窮乏を濟はんがため、當五錢・當十錢發行の必要を力説し、戚族多く同意したので、金玉均はその民を毒すること多大なるを論じ、外債の有利な事を主張した。金玉均は一部日本人の言を聴き、鬱陵島の天産豊富なこと、竝に朝鮮東海岸の捕鯨事業の有利に著眼し、東南諸島開拓使兼管捕鯨事に任じ、日本人の投資によつて之を開発しようと計畫して居た。彼は以上二種の利權を擔保とすれば、相當鉅額の外債を募集し得べく、其償還も困難でないと考えて居たものではないかと思はれる。鬱陵島利權は甚だしく誇張せられて信ずるに足らず、海中の鯨は外債の

擔保たる能力なく、加之當時日本の金融界は、朝鮮の如く未開發で且天産の乏しい外國に、投資する餘力がない。之を要するに金玉均の外債計畫は全く素人論であるが、當時の朝鮮官僚の眼には、驚くべき斬新な財政計畫と映じたものと思はれる。(註三)

當五錢發行と外債募集の是非に關する議論は、戚族と獨立黨との間に相抗争する機會を作つたと云ふ。當五錢發行は穆麟徳及び彼を支持する戚族に莫大の利益を與へ、外債の成功は金玉均及び獨立黨に利益を齎らすからである。國王は兩者の意見を聴取して、一面には穆麟徳の主張を容れ、戚臣閔台鎬を鑄錢所堂上として、當五錢を連日鑄造せしめ、一面は金玉均の説を容れて外債募集に決し、戚族の反對を排して、金玉均に國債募集の委任状を賦與して、日本に派遣した。金玉均は日本國政府の代表者たる竹添公使に紹介又は援助を依頼しなかつた。蓋し同公使は穆麟徳の主張に追隨し、當五錢・當十錢の發行即ち通貨増發が結局大衆の生活を犠牲とするにもせよ、償還の見込がない外債募集よりも、財政の常道たることを理解して居たためであらう。(註四)

金玉均は當初三、〇〇〇、〇〇〇圓の外債を募集する計畫であつたが、渡日と共に直にその不可能なを知つた。金玉均は竹添公使が中傷的報告を井上外務卿に致したので、外務卿は之に動かされ、外債成立を妨害したためであると述べて居るが、より重大な事實を看過して居る。蓋し三、〇〇〇、〇〇〇

○圓と云へば、當時の朝鮮國の全歳入に相當し、しかも朝鮮國財政状態が極度に不良なのは周知の事實なので、假令竹添公使・井上外務卿の妨害なくとも、日本國金融業者間に成立の見込は殆どないものである。金玉均は已むを得ず駐日合衆國特命全權公使ジョン・ビンガム(John A. Bingham)の紹介を以て、横濱居留アメリカ國商人ウィリアム・モース(William R. Morse)を代理人として、ロンドン若くはニューヨーク金融市場に起債しようとしたが、殆ど問題視せられずに終つた。金玉均は今や萬策盡き、第一國立銀行頭取澁澤榮一に懇願したところが、澁澤は井上外務卿の保證さへあれば、一〇〇、〇〇〇圓乃至二〇〇、〇〇〇圓を貸付けるのも差支がないと云つた。澁澤も外務當局の反對を口實に、體よく逃げたものであらう。(註一五)

かくして金玉均は明治十七年四月、手を空うして歸國しなければならなかつた。彼が在外中、管理興國局事務閣台鎬・典國局總辦穆麟徳等の指揮下に、當五錢を盛に鑄造し、明治十七年七月には尠くとも五〇〇、〇〇〇兩に達した。此莫大な當五錢が一時に市場に氾濫したため、流通圓滑を缺き、舊來の法定貨幣たる常平錢は全く姿を没し、其結果たちまち物價暴騰を來し、民衆は甚だしい生活困難に陥つた。廟堂に於ても其救済法が講せられたが、金玉均は機至れりとなし、當五錢鑄造の責任者として、穆麟徳に猛烈な攻撃を加へた。穆麟徳は連帶責任者たる閣台鎬・閔泳翊等に事情を訴へた。此

に於て戚族と金玉均との抗争は日に激しく、遂に戚族は金玉均を廟堂より逐ひ、獨立黨を一掃することを考慮するに至つたと云ふ。以上は金玉均の説くところであるが、甲申變亂事實に『閔參判泳翊、嘗面斥其短、深爲逆黨所忌』と見えて居るのも、恐らく同一事件を戚族の見地より述べたものであらう。(註一六)

(註一) 甲申變亂事實。

(註二) 岩倉公實記卷下八九七―八九九頁。

(註三) 明治十五年十一月十七日伊藤參議宛井上外務卿書翰。

(註四) 岩倉公實記卷下九〇七―九〇八頁。

(註五) 井上外務卿書翰。

(註六) 百官履歷(日本史籍協會本)卷下四三六―四三八頁、世外井上公傳卷三(昭和九年刊)四九六頁、王芸生 六十年來中國史 日本卷一(民國二十一年刊)一三九―一四一頁。

(註七) 甲申日録。

(註八) 善隣始末卷六、朝鮮史六編四卷六六七頁。

(註九) 福澤諭吉傳卷三(昭和七年刊)二七六―二八四・二八九頁。

(註一〇) 福澤諭吉傳卷三 二九三―二九七頁。

(註一一) 明治十六年一月十二日竹添辦理公使報告。

- (註一二) 竹添辦理公使報告。
 (註一三) 甲申日録、福澤諭吉傳卷三 三〇〇—三〇二頁、朝鮮史六編四卷六七八頁。
 (註一四) 甲申日録、朝鮮史六編四卷六七七・六八四・六九一・七〇八頁。
 (註一五) 甲申日録、福澤諭吉傳卷三 三〇一—三〇二頁。
 (註一六) 日省錄李太王甲申年正月二十五日、甲申日録、甲申變亂事實。

第五〇 竹添公使の積極政策

井上外交は清と協調を失はずして、徐々に朝鮮獨立の實を擧げようとするにあつたことは、前節に説明した通りである。此方針を授けられた竹添辦理公使は、朝鮮國政府竝に在韓清國官憲と協調を維持すると共に、獨立黨を完全に其統制下に置き、適當な援助と指導を與へることが必要である。前者について見れば、竹添公使は殆ど完全に成功を収めた。同公使は清提督吳長慶及び其幕賓又は穆麟德等と親交を保持し、又花房辦理公使以來の懸案であつた海底電線（釜山長崎間）敷設・日韓通商章程の締結・釜山・元山・仁川三開港場遊歩地域擴張の如き諸問題は、いづれも圓滿に交渉進行し、大體に於て日本國政府の希望通りに解決した。後者については、竹添公使の行動は當初の期待に反するも

のが尠くなかつた。(註一)

明治十六年一月竹添公使の著任當時、京城官界の空氣は頗る混頓たるもので、獨立黨も未だ完全に形態を成すに至らず、いづれを革新、いづれを守舊と辨別し難いものがあつた。寧ろ少數の例外を除けば、當時朝鮮國政府要人はいづれの色彩をも多少有して居た。而して竹添公使は吳長慶・穆麟德に接近する機會が多かつただけ、吳長慶・穆麟德を通じて、朴泳孝・金玉均等を見る傾向があつた。由來近代朝鮮に於ては黨論の餘弊として、青年は理論鬭争を好み、現實を無視し、架空の事實を基礎として、飛躍的の結論に到達することが稀でない。竹添公使が清官の言に聽き、朴泳孝・金玉均等を輕薄才子を以て遇し、之を顧みなかつたのは或は已むを得ないかも知れない。然しながら朴泳孝・金玉均等は自ら日本黨を以て自任して居るので、彼等に適當な指導と援助を與へることは、日本國政府の對韓政策上絶對に必要とするところである。竹添公使が個人的感情より、獨立黨を除外する傾向があつたことは穩當ではない。

竹添公使の獨立黨排斥は、延いて福澤諭吉の計畫する文化政策にも重大な妨害を與へた。初め朴泳孝は福澤諭吉の勸告に従ひ、歸國後文化工作を行ふ計畫であつたけれども、朝鮮の國情は明治維新當時の日本のそれと根本的の相違があり、洋學振興の餘地が存しなかつた。更に竹添公使は此文化工作

に何等の援助を與へなかつた。之がため福澤諭吉の推薦により、大なる理想を懷いて渡韓した牛場卓造・高橋正信等は朝鮮の現情に失望し、明治十六年四月歸國した。獨り井上角五郎のみは當時の協辦交渉通商事務金允植に識られ、其薦を以て統理衙門に入り、博文局主事に任せられ、朝鮮に於ける新聞の祖たる漢城旬報の編輯發行に當つた。當時朝鮮國政府に招聘せられた日本人は、一屬官たる井上角五郎唯一名であつた。(註二)

福澤諭吉の計畫した文化工作は時期尙早の觀があり、其大半は消滅し去つたが、後に至るまで重大な影響を及ぼしたのは、留學生の派遣である。金玉均は夙に留學生の必要を認めて居たのであるが、福澤の勸告もあり、明治十六年初には四十數名の日本留學生を派遣した。獨立黨が政治的に殆ど無勢力であつたため、留學生は郷班・中人・常民を以て大半を占められ、政府要人の子弟は全く見當らない。彼等の約半數は陸軍戸山學校に入學して、他日新式軍隊の幹部たる教育を受け、他の一半は福澤の注意により、各種の實業學校に入り、他日産業開發の任に當る筈であつた。此留學費は正金銀行借款一二〇、〇〇〇圓より支出したものであらう。彼等の大半は明治十七年中に歸國して、甲申變亂に参加し、一部はその犠牲となり、一部は亡命したが、後に朝鮮に於ける日本政權の代辯者として、又日本文化の宣傳者として、彼等の功績は特筆に値する。(註三)

竹添公使は明治十六年十二月賜暇歸朝し、外務書記官兼領事島村久が臨時代理公使を命せられた。之より半歳の間に極東の國際關係に重大變革を生じ、其結果は直に朝鮮に影響を及ぼし、大院君の放釋歸國、清監國常駐説の流布となり、又提督吳長慶の歸國、駐屯清兵の半數撤退となつたことは前節に述べた如くである。此重要な時期に當り、竹添公使が殆ど一箇年任地を離れて居た理由は、諒解に苦しむところである。井上外務卿は京城事變查明事實始末書に於て、公使が韓地の事情に通せず、書生輩に誤られた事を譴責して居るが、その責任の一半は、同公使に長期歸朝を命じた外務卿自身にも存しよう。(註四)

竹添公使離任の間、日韓外交の指導は、當然島村代理公使の責任に歸した。同代理公使は竹添公使のやうに、清國官憲と密接な關係を有せず、又金弘集・金允植・魚允中等の如き廟堂の有力者とも聯絡なく、唯日本國公使館に出入する國王の側近、又は獨立黨の言にのみ聽従する傾向があつた。竹添公使を憚つた獨立派も、島村代理公使を與し易しと見たためであらう。彼等の陰謀は常に島村書記官を通じて立案せられたものである。(註五)

島村臨時代理公使が其職務を執ると殆ど同時に惹起した問題は、大院君の放釋歸國説である。國王戚族は固より廟堂もまた震駭して、明治十七年二月側近の重臣前營使韓圭稷に命じ、島村代理公使を

訪ひ、日本國政府の援助を懇請せしめた事は、前節に述べた通りである。島村代理公使が清提督吳長慶に質した結果は否定であり、同代理公使の報告に接した井上外務卿より、駐清特命全權公使榎本武揚に電訓し、清總理衙門に質問せしめた結果も同様であるから、外務省は之を以て單なる流言と見做し、竹添公使に歸任を命じなかつた。けれども此流言は確乎たる根據を有すと信せられたから、國王は吳提督の言明や總理衙門の否定に満足せられない。遂に中官を日本國公使館附武官陸軍歩兵大尉磯林眞三に遣して、大院君が歸國して、王妃の生命が危険に瀕することがあれば、同武官官舎に避難せられるやう密かに依頼せられたと云ふ。(註六)

大院君の歸國は明治十七年三月と豫想されたが、幸にして其事なくして無事經過した。國王・王妃は未だ安堵せられない。同年四月二十八日國王・王世子圻が、島村代理公使を昌德宮後苑に召見せられた際、國王は盛に明治維新以來日本の進歩改革を稱揚し、兩國の國交日に敦厚を加へることを喜ぶ旨述べ、次に『將來兩國に於て、如何なる難事差起候とも、相互に之を補助して、容易に了局すべきは深く信ずる所なり、尙ほ依頼する事も可有之』と傳へられ、此旨島村代理公使より、本國政府に報告し、日本國皇帝に轉奏せられん事を依頼せられて居る。國王の言が清韓兩國間に重大な紛糾を生じた際、日本の援助を懇請する意味であることは云ふを須たないであらう。(註七)

外交上の問題について、朝鮮國王が自國駐劄日本國公使を通じて、内旨を日本國皇帝に通せしめられようとするのは極めて特例であり、島村代理公使は國王に承諾の旨を啓しつゝ、其處置に窮して、外務省にすら報告しなかつた。國王は公使の後報がないたため、韓圭稷に命じて督促せしめられた。島村代理公使は已むを得ず朝鮮國政府より日本國駐劄公使を任命し、之に機密親書を授け、日本國皇帝に直接——外務大臣を経由せずして——捧呈する外、手段はないであらうとの意見を述べた。韓圭稷の復命を聴取した國王は、領中樞府事洪淳穆・左議政金炳國等時原任大臣を召して、公使派遣を議せられた。大臣等は今俄に日本駐劄公使を任命することは、宗主國の感情を害する惧があるばかりでなく、公使派遣の經費の出所もないとして反對したが、國王は經費は内帑より支出すべく、又『獨立國より公使を派するは當然の義にして、他國の關係する所に無之、且條約交換の上は、互に公使を派遣するは、即條約を履行するなり、日本よりは既に數年此地に駐在せり、而して我よりは爾今公使を派遣す不致では、日本へ對し不都合なり』と主張せられたので、廟堂に於ても王命に従ひ、公使派遣の事を決した。公使の任務は重大であるから、その人選には頗る注意を拂ひ、護軍趙準永に内定し、國王も同意せられた。又機密親書の文案にも苦心し、慎重合議の上左の如く決し、韓圭稷に命じて、島村代理公使に内閣を求められた。

大朝鮮國君主名、敬白大日本天皇陛下、舊盟再尋、新交日篤、朝野良心益就敦睦、貴國之好我、此誠所深幸、今後如有緊急之事、將託貴國公使、代報以便相援之地、則有一帶水之隔、必無相阻之憾、實斯心傾向、敢請領會、併祈陛下康福。

島村代理公使は親書文案には異存がないけれども、趙準永の駐日公使は適任と云ひ難い。公使は必ず一流人物より任命し、其發言は廟堂に於て權威あるものでなければならぬと語つた。韓圭稷之を國王に復命し、更に入選の結果、五月上旬戚族の有力者たる閔應植に内定し、島村代理公使も異存がなかつたが、廟堂に反對説があつて容易に決定しない。殊に五月二十六日遣米全權大臣閔泳翊が歸國するに及び、駐日公使の任命に強硬に反對したため、遂に無期延期となつたものである。(註八)

駐日朝鮮國公使は廟堂に異論があつて任命せられず、國王親書は後竹添公使より外務卿に報告せられるや、「韓圭稷より島村へ指示されたる宸翰の草稿に掲載有之候如き、朝鮮國王殿下より我皇帝陛下への御依頼の趣は、宸翰を以て進達すること、斷じて故障ありとす、因て公使任命の場合に於ては、口上にて進達せしむべきなり」と回訓せられ、實現に至らない間に變亂は勃發した。(註九)

明治十七年一月より同年夏に至る半歳の間、清佛事變及び清國の政變によつて、國王は自國の前途に不安を感じ、従前期待しなかつた日本國の好意的支持を希望する傾向が強くなつたことは、島村代

理公使及び井上角五郎によつて、外務省に詳報せられた。井上外交は日清韓三國の現状維持を基礎として立てられたものであるから、今三國中清韓の現状に重大な變化が生じた事によつて、當然再考せられなければならない。井上外務卿は依然竹添公使に信頼して、消極的な清國との協調主義を取るか或は消極政策を放棄し、今度の機會を利用して、朝鮮に積極的援助を與へ、清韓宗屬關係を廢棄して完全な獨立國たらしめるか、いづれかに決定する必要に迫られた。井上外務卿は參議兼宮内卿伯爵伊藤博文・外務大輔子爵吉田清成及び竹添辨理公使と商議を重ねたであらうが、其結果は全く知られて居ない。但し事後の經過に徴するに、以上四者の間に多少意見の選庭があり、井上外務卿・竹添公使は比較的積極論で、今回の事變を好機として、朝鮮國に蟠據する清國の勢力を一掃し、獨立自主の實を擧ぐべく、之がためには清國と或程度の摩擦を生ずるとも已むを得ないとの主張であり、伊藤參議及び吉田外務大輔は對韓政策の更新には異議がないが、清國との衝突は極力避けなければならぬとの意見であつたらしい。而して後者の主張概ね是認せられ、井上外交に多少修正を加へて、朝鮮に相當の援助を與へ、獨立の機運を促進すべきも、清國との衝突は回避するに決定したと解せられる。而して獨立黨については、其の實行力を疑つて居る井上外務卿は之を重要視せず、その處置を竹添公使に一任したものであらう。

對韓政策刷新を具體化する手段として、政府は壬午賠償金の殘額四〇〇、〇〇〇圓を、無條件で寄贈するに決定した。元來此賠償金額は政治的意味を有するもので、日韓兩國共にその完済を豫想して居なかつた。既に條約の規定により、明治十五年度に五〇、〇〇〇圓、十六年度五〇、〇〇〇圓分割拂を完了して居るので、今此權利を放棄するとも、實質的に日本に損失を及ぼすことなく、朝鮮國政府よりは深甚な感謝を期待出来る。云はゞ一石二鳥の名案と考へられて居た。

竹添辨理公使は殆ど一年振りで歸任を命ぜられ、明治十七年十月二十日東京を出發、同三十日京城に到着した。同日督辦交渉通商事務金弘集・協辦交渉通商事務金允植が來訪して、敬意を表したが、公使は意氣軒昂として、清佛事變の發生より説いて極東の現状に及び、韓廷の重臣が時局に通せず、徒らに清を宗主國として仰ぐ陋態を痛罵し、放談人を驚かすものがあつた。翌三十一日島村外務書記官及び井上角五郎を招致して、『我政府は此度支那を攻むるに決したり、朝鮮にして隙あらば之に乗せんと欲し、且其人望を得るがため、四十萬弗の償金を還與することとなれり』と語つたと云ふ。以上は井上角五郎の述べたところによるもので、一國の駐外使臣として、驚くべき無責任な放言であるが、恐らく事實であらう。(註一〇)

十一月一日竹添公使は昌德宮に於て、國王に謁見し、日本國皇帝の聖諭を奉じて、壬午賠償金中四〇〇、〇〇〇圓返還を陳奏し、又日本國政府の名を以て、汽艇一隻・山砲二門竝に砲車附屬具を贈與した。(註二) 公式謁見終つて後、國王は竹添公使を再び引見、近臣を屏けて時事を論じ、款語に時を移した。此時通譯に當つたのは外務三等屬淺山顯藏で、國王に侍座するものは、左營使李祖淵一名のみであつた。國王は初め協辦交渉通商事務金玉均の侍坐を命ぜられたが、金玉均は嫌忌を避けて辭退したため、側近にあり信任厚き李祖淵を代らしめられたと云ふ。

竹添公使は先づ同年一、二月の交大院君放釋歸國の風説があつた際に、王妃が日本國公使館に避難せられる希望があつた事實を引き、國王・王妃にして外國に依頼せられる必要があるれば、國王の最も信頼せられる國の公使を召見して親諭せられるか、或は親書を以て通せられる必要がある。『併し他國に依頼すべき場合に臨み、或は御内命とか、或は内分の御依頼とか、不慥たる事にては、他國は不得止傍觀するの外無之候、何んとなれば自ら好んで立入るの姿に相當り、則干涉に陥り、其國の自主權を損害するに至ればなり、其迄は兼ねて御詳知被爲在候事必要に候、右之譯柄故、萬一事變差起るに當て、君主の體裁を全し、公然御依頼相成候に於ては、本使力の及ぶ丈御保護可仕は素よりの義に候、若し又我公使館危殆に及候時は、御伴申上、暫く日本に御避け被遊候も不苦儀と存候、公使の職分たるや、其駐在國君主の側を離れずして、進退を俱にする乃萬國の公例に候間、其邊も御知悉被遊

度候』と陳奏した。國王は深く満足の意を表し、『誠に公平なる言と存ず、貴政府及貴公使が我國に對し、斯く迄厚く親切を加へらるゝ事實に感謝に堪へず、永く心に銘じて忘れざる可し』と答へられた。國王の依頼は、大院君が歸國して、内亂が勃發する場合を斥すものであるが、竹添公使は獨立黨の *comp d'Etat* を豫想して居た。此會話は後に頗る重要な政治的意義を有することとなつた。

竹添公使は次に一轉して、最近に於ける朝鮮内政の改革に及び、再轉して時局問題に入り、清佛事變の大要を説明し、日本國政府の立場は清佛兩國間に介在して、嚴正局外中立を維持するにありとし朝鮮も之に倣ひ、局外中立を嚴守する必要があることを注意した。公使の上奏は此で終つたが、國王猶留めて款語に時を移し、竹添公使の國政改革論を傾聴して、頗る同感の意を表し、最後に日本國皇帝陛下の厚意を深謝せられて謁見を終つた。(註一)

竹添公使謁見の後、十一月三日國王・王妃は戚臣及び側近の重臣を召見し、前日日本國公使内奏の大要を傳へ、其意見を徴せられた。戚臣閔泳翊は壬午賠償金四〇〇、〇〇〇圓は、公法上當然返還すべきものを返還したもので、固より日本の好意と解すべきものではない、且日本國政府の對韓政策は反覆常なく、信賴するに當らない。傳聞するところによれば、日本は愈々フランスと同盟して、清と開戦に決定したと云ふ。さすれば朝鮮は到底局外中立を維持する實力なく、日清兩國のいづれかに保護を

求めなければならぬと論じ、國王は兩國のいづれを選択せられる意嚮なりやと質した。國王の答へられるのを待たず、王妃は側より閔泳翊の意見を質されたので、閔泳翊は『支那は目下相衰へ候得共信義の國に候へば、勿論支那に御依頼相成候方可然』と陳奏した。王妃は更に進んで、『其方は逆も日本黨に入れられ間敷に付、袁世凱に我等の依頼の意を能く通ずべし』と注意されたので、閔泳翊は即時退下、清營に營務處袁世凱を訪問した。國王は更に李祖淵・韓圭稷・尹泰駿の三營使を召見せられたが、いづれも『小臣等は閔泳翊と同意見に候得共、支那日本何れを御撰びに相成候儀は、殿下の賢慮に有之候』と陳奏した。猶當日戚臣閔台鎬をも召致せられたが、嫌疑を避けて辭退し、唯文書を以て、大體閔泳翊と同一意見を内奏したと云ふ。

戚臣の召見後、國王は獨立黨に屬する協辦軍國事務洪英植・協辦交渉通商事務金玉均を召見し、意見を質されたが、金玉均は壬午賠償金の返還が公法上當然であると云ふ閔台鎬・閔泳翊の説に反駁を加へ、朝鮮の一日も早く獨立せざるべからざる理由を説明したが、日清兩國のいづれの保護に依頼すべきやは明答を避けたので、王妃は頗る不滿の意を洩らされたと云ふ。(註二)

十一月三日は明治天皇天長節である。是日竹添公使は北部校洞に移轉落成した公使館に、朝鮮國要人・清商務總辦陳樹棠・合衆國特命全權公使リニシアス・フウト、並に京城駐在各國領事を招待して

盛大なる晩餐會を催した。席上外務三等屬淺山顯藏は起つて、朝鮮語を以て祝辭を述べ、連りに支那人の無能と卑屈を痛罵し、陳道を目して、無骨の海參の如しと評した。淺山の朝鮮語は列席者の大半に正解せられなかつたけれども、陳道の面上不快の色蔽ふべからざるものがあつたと云ふ。公使主催天長節奉祝晩餐會に於て、一屬官が祝辭を述べ、賓客たる外國高官を罵倒するが如きは恐らく外交界空前の椿事で、當時公使館内部の切迫した空氣と、公使の無力が窺ひ知られる。(註一四)

竹添公使は十一月一日謁見後、既に金玉均を招致して、隔意なく朝鮮國內政改革の必要あることを論じ、獨立黨が日本の援助を得て、之を實行する決心ありやと質したと云ふ。同公使が獨立黨と協力して積極政策を實施すべき意志を表示した初である。(註一五)

竹添公使が金玉均に、對韓政策の一變を暗示してより三日を経て、十一月四日洪英植・朴泳孝・金玉均・徐光範は、島村書記官を朴泳孝第に招請し、將來取るべき方針について協議した。獨立黨の説明するところによれば、戚族は王妃の支持を得て、一舉に獨立黨を打倒しようとし、洪英植以下近く竄配せらるべき運命に迫つて居る。先ずれば人を制すので、獨立黨先づ直接行動を起し、戚族の巨頭を倒す外はない。其手段として、(一) 日本國公使館落成を機會に國王の臨幸を請ひ、昌德宮より校洞に至る途上、陪從する重臣閔泳穆・韓圭稷・李祖淵を殺害し、其罪を彼等と相合はざる戚臣閔台鎬・

閔泳翊等に歸して、之を死刑に處すること。(二) 暗夜支那服を着用した行動隊を分遣して、上記三名を殺害せしめ、獨立黨幹部は王宮に赴き、暗殺成功の報を待ち、戚臣を處刑する。(三) 北部典洞に新築せる郵政局落成祝賀の晩餐會を設け、戚族を招待し、刺客を放ちて之を殺害すること。(四) 暗殺成功の確報を得て、日本國公使に公使館警備隊一中隊を引率入關を要請するにあつた。島村書記官は韓圭稷・李祖淵が營使なるが故に、長官を殺害せられた軍卒が奮起することを懸念したが、金玉均は朝鮮の軍卒が長官に殉ずるものなく、即時洪英植・徐光範・徐載弼等を後任に任命すれば、統制に困難を感ずるものでないと説明した。但日本軍が入關すれば、清國軍も入關を要求しよう。之は朝鮮兵をして阻止せしめる計畫であるが、朝鮮兵は平素清兵を畏怖するが故に、日本兵の支持がなければ困難であると云ふ。島村書記官は「此地駐在の支那兵を追ひ拂ひ候事に、我一中隊にて、左程難事にも有之間敷候」と述べたが、朝鮮兵を支持して清兵と交戦することについては、明答を避け、更に國王が此計畫を充分諒解せられたかと質した。金玉均は「充分御承知と迄には至り難く候、其譯は國王へ一切を開説候節は、王妃より反對黨へ被相洩候憂有之候」と述べ、徐光範は「前の三、四名を暗殺候事、我々の手に出て候儀相顯はれ候共、國王に於て御異論有之候儀は決して無之候間、其邊は御安心被下度候」と保證した。ついで同月九日金玉均は竹添公使を訪ひ、十一月一日竹添公使謁見後に

於ける戚族の動靜を詳細に報告した。(註一七)

以上獨立黨の報告に基き、竹添公使は獨立黨と戚族との衝突は早晚免れ難いものと認め、十一月四日島村書記官の朴泳孝訪問、並に竹添公使・金玉均會見顛末を報告すると共に、之が對策二案を作成し、明治十七年十一月十二日付を以て、參議兼宮内卿伊藤博文・參議兼外務卿井上馨に上申した。

甲案 我日本ハ支那政府ト政治ノ針路ヲ異ニスルヲ以テ、到底親睦ニ至ルヲ得ルノ目的ナシ、仍テ專ロ支那ト一戰シ、彼レヲシテ虚傲ノ心ヲ消セシメバ、却テ眞實ノ交際ニ至リ候モ難斗トノ御廟議ニ候ハバ、今日日本黨ヲ煽動シテ、朝鮮ノ内亂ヲ起スヲ得策トス、何トナレバ我ハ求メテ支那ト戰ヲ開クニ無之、只朝鮮國王ノ依頼ニ依リ王宮ヲ守衛シ、右國王ニ双向タル支那兵ヲ擊退ケタリト云名義ナレバ、何モ不都合無之儀ト存候。

乙案 若又今日ハ專ラ東洋ノ和局ヲ保持スルヲ旨トシ、支那ト事ヲ生ゼズ、朝鮮ハ其自然ノ運ビニ任セ候方得策ナリトノ御廟議ニ候ハバ、自分ノ手心ヲ以テ、ナルベク日本黨ノ大禍ヲ受ケザル様保護スル丈ケニ止マリ可申候。

竹添公使は附言して云ふ。

設令乙案ニ御決定相成候テモ、朝鮮人ハ宇内ノ大勢ヲ夢ニモ知ラズ、只支那ヲ以テ無比ノ大國ト

信ジ込ミ、支那人ヨリ蕞爾ノ日本安ゾ中國ニ抵抗スルコトヲ得ン、若無禮ヲ加ヘバ、直チニ撲テ潰スベシト法螺ヲ吹立候ヲ信用致シ居、到底無氣力無廉恥ノ輩ノミニ候間、之レヲシテ常ニ我レヲ恐怖スルノ念ヲ抱カシムルニ非ザレバ、何事モ行ハレザル儀ニ付、支那ノ恐ルルニ足ラザルヲ知ラシムル爲メ、時々支那黨ヲカミ付ケ、其頭ヲ押ヘザル可カラズ、其邊ハ豫テ御含置可被下候目下清佛戰爭ノ影響モ有之、支那黨ノ面々日本ヲ恐怖スルノ念十分ニ相生ジ、且填補金ノ御惠贈ニテ、日本好意十分相顯レ候ニ付、兼々日本ハ信實ナキ國ト口グセノ様申居候事モ、矢ギキセザル様相成、國王殿下ニハ日本ヘ傾向ノ念一層強ク被爲成候ニ付、此兩三日間ニ支那黨ノ勢力遽カニ減縮致シ候、只今ノ通りノ景況ニ候ヘバ、別ニ懸念スル事モ無之候得共、向後又々支那黨跋扈スル様相成候ヘバ、日本黨ハ必死ノ地ニ陥リ可申ニ付、必ズ斬姦ノ舉ニ出可申、其場合ニ差迫リ候ヘバ、電報ヲ以テ更ニ御指揮ヲ伺出候心得ニ御座候。(註一八)

明治十七年十一月十二日竹添公使が此歴史的請訓を發した當日未明、京城南山山麓より訓練院一帶に銃聲俄に起り、滿都を震撼せしめた。國王は倉皇人を馳せて偵知せしめたところが、日本國公使館警備隊が非常夜間演習を實施したものであることが判明した。國王の憤激一方ならず、早朝協辦交渉通商事務金玉均を召見して、現今京城には日清兩國軍が駐屯して居るので、常に意外の事變が突發す

ることを憂慮して居る、今日日本軍が何等朝鮮國政府に通告せずして、夜間演習を行ふことは、兩國軍衝突の風評を生み、人心の激動を致すものである、速に竹添公使に説明を求めよと命せられた。よつて督辦交渉通商事務金弘集より公文を以て竹添公使に詰責したところが、公使は一笑に附して、軍隊の駐屯するところには必ず演習がある、通例の演習は必ず統理衙門に通告するが、今日拂曉の如きは夜間非常演習で警備隊長の権限内に於て施行し、公使の關知しないところである、朝鮮人・支那人が驚愕したのは寧ろ意外とするところであると述べ、得々たる色があつた。英國總領事ウィリアム・ジョージ・アストン (William George Aston) 及びドイツ國總領事ツェムプシ (Zembusch) 海軍大佐も竹添公使を訪問して、説明を求めたと云ふ。(註一九)

十一月十二日の夜間演習は朝鮮國君臣を憤激せしめたことは非常なもので、獨立黨でも洪英植の如きは、公使の輕舉が徒らに人心を激昂せしめることを憂慮して居た。統領駐防朝鮮各營記名提督吳兆有の驚愕も甚だしく、何時日本兵の奇襲あるやも料り難いとして、全兵員を武装せしめ、日夜戒嚴して萬一に備へたと云ふ。竹添公使は之を聞いて、『支那兵の戒備は實に可笑之至に候へども、是にて支那黨の狼狽も推知被致候、何にせよ、日本兵の一人と支那兵十人と相戦候ても、日本兵之打勝つ可きは我れも人も同感觸に付、支那兵之戒慮も無理ならず事と存候』と豪語して居る。(註二〇)

十一月十四日徐光範は、公使館に來訪、島村書記官に會見して、獨立黨と國王の關係を詳細に説明し、獨立黨の主張竝に立場は毫も國王に理解せられては居ない、寧ろ國王は戚族と獨立黨の各對立する兩説を聽き、其判斷に悩んで居られる事實を明かにした。乃ち島村書記官の『國王には日本黨(獨立派)、支那黨(戚族)のいづれか有益の黨たることを御承知無之哉』との質問に答へて云ふ。

少シモ御承知無之ト云フ程ニハ無之、支那黨ヨリハ、朝鮮ハ獨立ハセネバナラヌ、乍去從來支那トハ關係モ深キコトユヘ、支那ノ感觸ヲ惡シクシテハ、支那ハ強大國ユヘ、朝鮮之獨立ハ不出來ユヘ、ソレガ大切ナリト主張シ、及我黨^{○獨立黨}之論旨ハ、獨立ハ他國ノ干涉スベキモノニ無之、支那ヲ恐怖シテハ、逆モ獨立ハ不出來ユヘ、支那ニ關係ナク、政治ヲ改良シ、外交ヲ擴張スルコトニアルト云フ位ノ事ハ御承知ニ相成居候、然ルニ彼ノ支那黨ノ閔台鎬・閔泳翊・閔泳穆ハ皆外戚ナレバ、隨意ニ入閣謁見モ出來、李祖淵・韓圭稷・尹泰峻ハ兵營監督ユヘ、日々闕内ニ詰メ、朝夕立替リ入替リ謁見、己レノ主意ヲ御耳ニ入レ候事ユヘ、我等之黨即チ朴泳孝・金玉均・洪英植等、月ニ兩三度謁見之節、主論ヲ申上候儀ニ付、論旨ノ是非ハサテ置キ、一度耳ニ入レ候事ヨリハ、十度承リ候事ヲ信ジ候ハ人情ノ當然ニ候、其上彼等ノ應援ハ支那人袁世凱竝モルレンドルフ等ニテ、是亦屢々謁見シ、御下問ニ相成候事不少、我黨ニハ應援トテハ更ニナシ、假リニ貴公使

竝米公使トスルモ、一ケ年兩三度禮式之謁見ニ止マリ候事ユヘ、國王ノ威觸等其難易輕重御推察被下度候、乍去國王ハ御聰明ニ付、我黨ノ開進論ニ熱心シテ、不撓不屈ノ決心タルハ充分御承知ニ付、御信用モ彼等ニ譲リ不申候、付而ハ過般御話シ致シ候暗殺手段モ至急ト申程ニハ無之候ヘドモ、四五ケ月間ニハ是非共實行之積リニ候、何トナレバ一日ヲ寬スレバ、國家ノ害毒一日深ク入り候、其上支那黨ハ段々心志モ固マリ、遂ニ彼等ノ毒手ニ罹リ候様立至リ候テハ、實ニ遺憾不尠候。(註二)

此頃朴泳孝・金玉均等は屢々公使館に往來し、竹添公使・島村書記官と意見を交換し、又南部泥峴公使館警備隊本部を訪ひ、警備隊長陸軍歩兵大尉村上正積と會見して、連絡を緊密にした。一日洪英植は公使を訪ひ、沈痛なる語氣を以て、朝鮮國政の紊亂を嘆じ、積弊を一掃するには、過激な直接行動によらなければ目的を達することが出来ないと言明した。平常温厚沈著を以て知られた洪英植の言動は、公使に深甚な印象を與へた。(註三)

竹添公使より伊藤參議・井上外務卿に宛てた報告は、明治十七年十一月二十三日を以て絶えて居る。その二十三日付報告は洪英植との會談を報告し、十一月十二日報告を補足して、その所謂『内政を醫するに、劇薬を用ひざるべからざる』の論旨を説明したに過ぎない。十一月二十三日より十二

月四日變亂發生に至るまで一〇日間、竹添公使と獨立黨との間に如何なる交渉が行はれたか、獨立黨の記録によつて一斑を窺ふ外方法がない。(註三)以下金玉均の甲申日録、竝に福澤諭吉の變亂始末等によつて其大要を述べよう。

十一月二十四日金玉均は合衆國公使フット・英國總領事アストンを歴訪して、時局を論じ、且清佛事變に乗じ、日本と協力して朝鮮の内政改革を斷行する決意あることを述べ、變亂の勃發に際して善處せられることを希望した。翌二十五日竹添公使を訪ひ、直接行動開始の日愈迫ることを告げ、其方法について逐一協議した。會談の内容は明かでないが、甲申日録によると大略左の通りである。

一 金玉均は暗殺すべき『諸閔及數三奸臣』即ち閔台鎬・閔泳翊・閔泳穆・趙寧夏竝に韓圭稷・李祖淵・尹泰駿の姓名を、豫め竹添公使に内示して、その同意を得た。

二 金玉均は國王を江華府に移安することを主張したが、竹添公使は國王のみの移安は困難でないが、妃嬪殿宮の同行を不可能とし、若し彼等が清兵の手に落ちたならば、善後處置が甚だ困難であるとして同意しない。寧ろ昌德宮にそのまゝ居住せられる方が得策であらう。護衛にも都合がよいと云ふ。金玉均は之に反對し、昌德宮に居住せられるならば、日本兵保護請求の名目が立たない。いづれか近所なりとも、必ず移御を要すると主張し、いづれとも決定しなかつた。

三 金玉均は政府改造に要する資金を調達するため、日本に於て外債を起すことを提議したが、竹添公使は金三、〇〇〇、〇〇〇圓程度の起債可能を保證し、猶急を要するならば、仁川・釜山・元山居留商人より十餘萬圓を借入られると述べた。

四 公使館警備隊の出動保護を請求する場合には、國王親書を發し、朴泳孝が王使として公使館に赴く筈であつた。竹添公使は日本軍が一中队あれば、一、〇〇〇の清國軍に攻撃せられるとも、白岳に據れば二週間、南山に據れば二箇月間支持出来ることを保證したと云ふ。(註二四)

十一月二十七日夜竹添公使は急に洪英植を招致して、ドイツ國總領事ツェムプシ海軍大佐と會見したところが、同總領事は近時朝鮮國內黨派相軋し、暴動突發の機に迫つて居る、其際外國領事は如何に處すべきか、協議すべきであらうと述べた事實を傳へ、機密が洩れた惧があるから、金玉均等と協議の上、適當な方法を講ずる必要があると注意を與へた。十一月二十九日金玉均は王命に従ひ入見したが、偶々側近に人の居ないことを機として、其所信を啓言して、國王・王妃の聖鑒を仰いだ。金玉均自ら記して云ふ。

今天下大勢之日致葛藤、內國情況、日臻危困、固屬殿下所燭知、今不必贅、臣竊欲更一備細陳達、肯聽否、上曰可、余因以清佛交兵事、日清不和事、露國東略日臻切迫之事、及十許年來西洋

諸國之向東洋政略頓變、不可拘守舊規、而安穩自守之勢、以至國中政治、如當五〇當五錢之爲酷弊、民不能支保、誤履穆麟德、事多失著、奸臣壅蔽聰明、藉清而爲權等事、千百萬語、有不可記洞然一論、坤殿

忽自內寢室出曰、吾靜聽卿言久矣、事勢切迫至此、計將安出、上意亦懇々詢及、余乃告言、竹添之初與臣議不合、多見其阻肯、上所鑑燭者、而今竹添之再來也、反與臣視懇款之意、臣察知此之必因日本政略頓變于前日也、從以日清之舉似在不遠、當此時朝鮮當爲日清戰爭之地、將以何策爲自謀乎、上與坤殿深以爲然、從以憂曰、日清交兵、勝負何居、余對曰、但日清兩國交戰、最後勝敗之數、未可預料、今日與佛合、則勝算決在於日矣、上曰然則謀我獨立之策、亦不在於是乎、余對曰、誠如聖教、然如殿下肺腑之臣、無非附仰于清、爲清爲狗羊之役、日本雖欲使獨立、似不可得、臣發此言、固生死維關、然國今朝夕危亡、臣無一身之懼焉、暴白至此、坤殿曰、卿立此言似疑我、然事係國之存亡、吾以一婦人、豈可誤大計耶、卿殊無隱也、是實是虛、未可知也上曰卿心所在、吾寔知之、凡關於國之大計、當危急之時、一任卿籌謀、卿勿更疑、此則實、心實語余對曰、臣雖不敢當、今日今夜聖教丁寧在耳、安敢負乎、願得殿下親手密教常帶于身、上樂而書之、劃寶押而兼拓大璽、余拜而祇受、坤殿將酒饌而賜饋、天曙而退。(註二五)

以上金玉均の記事には疑問の餘地が尠くない。第一に金玉均は國王の信任を強調し、其革新につい

ても國王の諒解を得たことを暗示し、王妃と同座にて密旨を授けられ、酒饌を賜はつたことを詳記して居るが、之は全く信じ難い。既に洪英植・徐光範等が島村書記官に洩らしたやうに、國王は革新の意義を全く理解せられず、獨立黨より日清兩國のいづれに附随するか去就を決せよと迫られて、是非の間に彷徨して居るに過ぎない實情にあつた。國王・王妃が危難に瀕する場合には、外國使臣——日本國公使とは限らない——に保護を請求する必要は夙に認めて居られたが、戚臣重臣の死刑、又政府の改造には絶対に反對であることは明かであり、獨立黨もまた之については國王に祕密を守つて居たことは、上記金玉均の島村書記官に對する説明中にも看取される。此點から見れば統理衙門の主張する『逆臣矯旨』と云ふ事實は否定し難い。

次に竹添公使がどの程度まで、獨立黨の直接行動計畫に同意を與へたか、疑問の餘地が残されて居る。思ふに獨立黨は公使自身との會談、或は島村書記官・淺山屬を通じて、計畫の内容を詳細に傳へたことは事實であらう。金玉均の言によれば竹添公使は暗殺豫定人名について『無不贊成其說』で、其他の細目については、『或有賛助者、或有不從者』であつたと云ふ。事後の経過から見れば、公使が獨立黨より暗殺豫定名簿を内示せられ、之を承認したこと、及び公使館警備隊を以て、國王保護の任に宛てることを承諾したことは否定が出来ない。井上外務卿は朝鮮事變查明事實始末書で、竹添公

使の亂黨共謀を極力否定して居るが、寧ろ統理衙門の主張である逆黨通謀の非難が事實に近いことを思はしめる。此二點が竹添公使の責任論の起る根據となつて居る。

最後に而して最も重大なのは、竹添公使は本國政府に請訓しつゝ、其回訓を待つ暇なくして直接行動に著手した一事である。思ふに獨立黨と戚族との關係は、日に悪化しつゝあつた事實は存するにもせよ、戚族より積極的に直接行動を取る懸念は絶無であつた。先づ戚族自身も革新政策の必要を認め居るので、その内部に異論があり、獨立黨のやうに一致した行動は取り得ない事情がある。次に獨立黨は日本勢力を代表する者であるが故に、獨立黨に攻勢を取ることは、直ちに日本軍と衝突を促進することを意味する。統領吳兆有・營務處袁世凱共に本國が内憂外患に悩む折柄、強隣と事を構へることは、北洋の方針と反することを充分知悉して居た。清國の後援なくして、戚族は恐るべき獨立黨に對して、一指も染める事が出来ないのは特に説明を要しない。

明治十七年十月三十日竹添公使歸任の日まで、獨立黨と戚族と衝突する危険は差當り認められなかつた。然るに同公使の著任と共に、獨立黨は俄かに活動を開始し、洪英植・朴泳孝・金玉均等は連日公使館に往來して、島村書記官・淺山三等屬等と緊密な聯絡を保ち、戚族の反撃を宣傳して居る。竹添公使も遂に之に動かされ、對策として十一月十二日甲乙二案を作成、本國政府に請訓した。而して

此請訓は郵便で送付し、且其末尾に獨立黨が直接行動を取る必要ある場合には、「電報を以て更に御指揮を伺出候心得に御座候」と附加して居る。當時郵便を以てすれば、京城・東京間は最短日にして二週間を要した。従つて十一月十二日請訓に對する回訓は、早くとも十二月十日頃でなければ、到着の見込がない。即ち竹添公使は十一月中旬より一箇月間は、獨立黨戚族間に衝突なきこと信じた證である。又井上角五郎の言によれば、公使館附武官磯林歩兵大尉は十一月下旬、不幸なる忠清道旅行に出發するに臨み、井上に對して、「僕將に内地を旅行せんとす、近日の状況を察するに、其の間或は事變なきを保せず、君若し豫じめ知るあらば、請ふ之を僕に示せよ、僕自ら覺悟する所なかるべからず」と再三質問したが、井上が「知らず」と答へるに及んで、出發したと云ふ。磯林歩兵大尉は井上に對して殊に好意を示して居たので、井上は同大尉を故意に不幸な運命に導くことは、あり得べからざるところである。廟堂の機密に通ずる井上すら、十一月末より十二月上旬は平和なことを信じた證である。(註二六)

金玉均の言によれば、直接行動開始を決心したのは十一月三十日で、豫定期日を十二月三、四日頃に決定した。其理由として金玉均より島村書記官に語つたところは左の通りである。

○上 主坐島村、唯淺山爲之通詞、不見竹添、茶罷、島村言、竹添公使初欲面會諸公矣、其心中已

矢決、心既決、則又面會而費言辭、反屬無益、今夜權此失禮、以表其心之堅如金石、代我禮迎、

余遂以別宮放火之策言之、島村亦甚喜之、日限定在何時、余對曰、姑先今月二十日當舊曆十月廿日新曆十二月七日也

爲定、吾輩決定之日、不在此限、而姑不欲以所定之日先洩、權對之如此島村曰、何其晚也、余笑曰、二十日○十二日以前月明、爲缺八人、

二字得黑夜、然後發其光彩、島村亦笑、余又曰、日限則第以貴國郵船千歲丸抵泊仁津前發事爲

要、島村曰、何以言之、余曰、貴國政府廟議之變化、吾不能測、萬一有些變卦、恐竹添公使今日

已決之志、又有變動焉、所以期於郵船千歲丸每月二十日(陰曆)到仁川、到着前下手、島村又大笑、○下(註二七)略。

此等の記事を綜合するに、金玉均等は島村書記官・淺山三等屬と協力して、獨立黨の危機目前に迫り、一日も緩くすべからざることを説き、竹添公使を強要して、外務卿回訓の到着前、獨斷を以て直接行動を取ることに決定したものと信せられる。公使は直接行動が到底本國政府に承認せられないことを豫想し、甚だ躊躇するのを見て、決行の日を急ぎ、殊に十二月七日仁川入港の共同汽船株式會社長崎仁川航路定期船千歲丸によつて、外務卿回訓の來著することを慮り、其前公使の決心が未だ全く動搖しない間に、決行するに決したことは明かである。

竹添公使の十一月十二日付請訓が外務省に到着した際、井上外務卿は舊山口藩主公爵毛利元徳と同行して、山口に滞在中であつた。乃ち外務卿臨時代理外務大輔子爵吉田清成は、伊藤參議の指揮を仰

ぎ、竹添公使の甲乙兩案中、甲案即ち直接行動を承認せず、乙案即ち平和を維持し、獨立派に適當に保護を加へる案を採用するに決し、在山口井上外務卿の同意を得た上、十一月二十八日左の如く竹添公使に電訓した。

十一月十二日附兩卿○伊藤參議兼宮内卿・井上參議兼外務卿宛機密信熟讀スルニ、甲案ノ趣旨ハ穩當ナラズ、乙案ヲ以テ可ナリトス、尤モ我政府ハ朝鮮政黨ノ一方ヲ助ケ、或ハ公ケニ之レニ干涉スルコトハ取ラザル所ナリ、目下日本黨ト稱スル者ヲシテ、務メテ穩和ノ手段ヲ以テ、其國ノ開明ニ盡力セシムルヲ以テ、我ニ利アリトス、此邊深ク御注意アレ。(註二八)

此電信は金玉均等の豫想した如く、長崎より千歳丸便で十二月七日仁川に到着したであらうが、時既に竹添公使の獨立黨政權援助は悲惨な失敗に終り、同公使は避難先仁川領事館で、此訓電を披見したであらう。

(註一) 善隣始末卷七・卷八、朝鮮史六編四卷六七二―六七三・六七四―六七五・六八九―六九〇頁、甲申日録。

(註二) 甲申日録、漢城之殘夢、朝鮮史六編四卷六九八頁、福澤諭吉傳卷三 三一―三三頁。

(註三) 福澤諭吉傳卷三 二八八―二八九・二九七頁。

(註四) 明治十七年朝鮮事變查明事實始末書。

(註五) 甲申日録、福澤諭吉傳卷三 三一―三一六頁。

(註六) 明治十七年十一月十二日竹添公使發伊藤・井上兩參議宛內信。

(註七) 明治十七年五月五日島村駐韓臨時代理公使發井上外務卿宛內信。

(註八) 明治十七年五月五日島村臨時代理公使內信、明治十七年十一月十二日竹添公使內信。

(註九) 明治十七年十二月四日井上外務卿發竹添公使宛調電。

(註一〇) 善隣始末卷八、福澤諭吉傳卷三 三一六頁、甲申日録。

(註一一) 善隣始末卷八、統理衙門日記卷三李太王甲午年九月十三日・十五日、日信卷一日使竹添進一郎奏・卷二明治十七年十月三十一日竹添公使發督辦金弘集宛照會。

(註一二) 明治十七年十一月十二日竹添公使內信、甲申日録。

(註一三) 明治十七年十一月九日竹添公使金玉均對話筆記。

(註一四) 甲申日録、漢城之殘夢、福澤諭吉傳卷三 三一―三一九頁。

(註一五) 甲申日録「新曆十月三十一日早、余(金玉均)招井上角五郎來、問竹添新到後、有何可聞、井上言、昨日往見、別無說話、然其氣色大有活潑、寔非前日竹添進一郎、余囑其再探事情隨聞見告我、午後三時、余獨往訪竹添、竹添爲船中感冒所傷、尙擁衾臥因導我一寢室而對、禮罷、余不計前後、直說我國內勢之日蹙危亡、又言自前年以來、無端見疑于君、吾之大計盡被沮敗之狀、叫嗷噴噴無所不至、竹添惟默々無答、余察其氣色、果有大異於前日者、猶有愧惡之意、凡吾所言句々贊成、決無沮止之意、臨別乃言、若有他國贊助貴國之改革、君等當以爲如何、余笑曰、吾自三年前、愚見所至以爲、獨立我國、變革舊習、非藉手日本外無策、終始勒々於其間、然因貴政府之變幻無狀、因貽吾黨之狼狽無比、今公言未知何謂也、竹添笑曰、凡國之政略、隨時而變、應勢而動、豈可膠見一隅而已哉、余遂辭歸、歸路見錦陵尉、細述其事、余與朴君深以爲喜悅、日本政府政略之大變、從可知也、若不乘此機、

而動、恐失機會、略有所議、因使朴君頻訪竹添、更察其真蘊、又轉訪洪友英植、徐友光範在座、乃備道達竹添一事、洪君得掌大笑曰、吾輩以今日切迫之勢、舍一身性命、期圖一改革之志、天幸見憐、時運湊合、如水驟下、然則向日之要買日人之計、亦不足以有無、余亦笑而歸。

(註一七) 明治十七年十一月四日鳥村書記官朴泳孝金玉均等對話筆記。十一月九日竹添公使金玉均對話筆記。

(註一八) 明治十七年十一月十二日竹添公使發伊藤井上兩參議宛內信。

(註一九) 甲申日錄(新曆)十一月十二日、朝八時、忽有急召之命、即赴內、則上徹夜而粘不入寢睡、入對、上教曰、昨夜之事、卿知之否、余奏曰、未知有何事否、上曰、昨夜五更以後、忽聞南山下下都監近處、忽聞砲聲亂作、一如戰仗、驚愕不已、遣人探知之、則即日本兵士、夜間不時操練云、雖無此等意外之事、今兩國兵丁來駐、常虞有意外事端、且況竹添之來此後、對余面奏者、及接諸人酬酌舉動、隱然有清日交兵之勢、因此而上下人心方覺惴惴、日本人何故初無報告、而猝行操練、此事須即密問于竹添而回報也、余固初聞此事、承命而出。

十一月十三日、出仕外衙門、聞以再昨夜操練一事、至有自衙門詰問于竹添、竹添笑答曰、當今天下之各國、以兵爲名者、皆以運動爲操練之法、如有大射的、大操練等事、理當知照于貴衙門、然至於夜練者、誠不時行之事、爲觀兵丁之勤惰、此則公使亦不知、惟將兵者意行之、支那朝鮮人之驚恐誠意外也、頗有得意之氣色云(下略)。

(註二〇) 明治十六年十一月十四日鳥村書記官徐光範對話筆記。

(註二一) 鳥村書記官徐光範對話筆記。

(註二二) 竹添公使洪友英植對話筆記、甲申日錄。

(註二三) 明治十七年十一月二十三日竹添公使發伊藤井上兩參議宛內信。

(註二四) 甲申日錄(新曆)十一月二十五日午後二時頃、余獨訪竹添、以問來事狀備言之、又以與英米使所言略言之、竹添均拍手稱

歎曰、公果敏於酬對云云、因明言除去諸國及數三奸臣之計、竹添無不贊成其說、(有不可詳載)、余言今此吾輩所舉之事、即啓其端也、未後結局、惟貴政府之趣向是觀、吾既少無隱于君、君亦無少詭譎焉(中略)、竹添言、吾志亦如公而決、誓勿相疑、因言細目、或有贊助者、或有不從者、第一以遷駕江華一事、持論離時、竹添不肯、其言曰、大君主一人、則遷居于江華、固不難、然如續妃諸宮、勢不可同行、若落清人之手、後事甚難云云、余因有辨論、而曲循竹添之論、移遷一事、置之勿論、竹添又言、今臨御之大闕、最合守衛、余以謂此則大不然、若非至於遷動、則日兵之來護、實屬無名、雖近所、暫作遷移之舉爲可、此姑不決、以俟更高而定、余又言、事發之後、尤關係者金策也、此將何以則爲可、吾前年以此事謀之於米人而不成、到今思之、則凡保借金一事、與英人謀之最合也、竹添笑曰、貴國雖無大金、可以效力、數三百萬元之金、在我國綽有道理、殊勿慮、吾笑曰、此事公能作保否、竹添亦笑曰、君尙疑我言耶、余又曰、數百萬之金、亦非當場可用、雖十數萬元之金、欲作預備不虞之用、此則如何、竹添向淺山(外務三等屬淺山顯藏)曰、在朝鮮仁川釜山元山及京中日本商人中、收合金額、可成幾數、淺山對言、十餘萬元可無慮云云、竹添對我曰、此不可預言于商人而洩機也、余笑曰、今日雖有金無用處、入用時、公其爲力焉、竹添曰、此等事君須勿慮、惟在舉事之方、須十分用心、余因以內政改革及謀除奸類之策、惟我任之、如事發、而發兵保護防潰發作一事、公使擔當之意、決而誓之、更無餘蘊、竹添曰、公言暢快、於此吾亦安心、然至於變起、而國王招我來護之時、其策如何、余笑曰、有國王親手所書則可耶、竹添笑曰、書一字亦可、余曰、敕使則一等大臣朴泳孝則可耶、竹添笑曰、尤妙尤妙、竹添又曰、假使支那之兵爲一千、將我一中隊之兵、先據北岳、則可支二週間、若據南山、則二月守備、斷可無憂云、余即告別、從此吾不欲更訪貴館、惟擇定舉事之日時、決斷行謀之節次、或使朴洪兩君中一人、來言于公使也、今日分別、亦不知生死何居、假作訣別爲可、竹添拍手而笑、送至重門外。

(註二五) 甲申日錄。

(註二六) 漢城之殘夢。

(註二七) 甲申日錄甲申年新曆十二月一日。

(註二八) 明治十七年十一月二十八日伊藤參議吉田外務大輔發竹添公使宛電信。

第五一 甲申變亂

明治十七年十月竹添辨理公使の歸任と共に、日本國政府の對韓政策の大轉換を期待した、洪英植・朴泳孝・金玉均・徐光範・徐載弼は、來るべき革新に對する準備に著手した。元來近代朝鮮に於て政治的叛亂は頻繁であるが、流血の慘事を見ることは比較的稀であつた。政變によつて成立した新政權は、舊政權の首腦部を合法的に逮捕審問した上竄配し、最後に賜死と云ふ順序によつて一掃し、直接手段を避けるが故である。然るに甲申變亂の首謀者は均しく日本文化に浴した新人である。彼等が最初に新日本より教へられたのは斬姦と云ふ直接行動である。思ふに幕末より明治中期に至る日本政治史は、暗殺によつて軋られて居ると云つてよい。當時の青年志士は暗殺を讚美こそすれ、之を以て政治上卑劣な手段であり、道徳上重大な罪惡であるとは考へて居ない。朴泳孝・金玉均竝に彼等の黨與たる朝鮮人青年に對して、日本に於ける暗殺の歴史を詳細に説明し、その方法を傳授して、政治上最も有効な直接手段であると結論を下したのも怪しむに足りない。

直接行動に最も必要なのは、資金・兵器・人員であるが、朝鮮に於ては多少事情を異にする。即ち民度が極度に低いのと、民衆が金錢より官職を貴ぶ傾向が強いため、買収等に必要とする資金は、少

額で済む見込であつた。兵器としては、安價で大量入手の可能なる日本刀を第一とし、拳銃・爆藥等であるが、其大半は井上角五郎が福澤諭吉と連絡して密輸入したものである。(註一)

最も困難を感じたのは、直接行動に當るべき人員を獲得する事であつた。獨立黨は政治的社會的に有力な團體ではなく、少數の加盟者より、直接行動に適當な者を選出するには、容易ならぬ困難が伴つた。金玉均が最も信頼したのは、彼が手によつて日本に派遣した留學生出身者である。就中其一四名は陸軍戸山學校出身で、普通に士官生徒と稱せられ、徐載弼を長(操練局士官長)と戴き、其訓練思想共に獨立黨の中堅となるべきものと考へられて居た。之について信頼出來たのは、朴泳孝・金玉均・徐光範等首領の僚従家奴で、事實上彼等の大半は、變亂そのものと運命を共にした。以上では人員が不足なので、負商樞商、常民よりも募得した。金玉均の腹心に李寅鍾といふものがあり、市中浮浪無頼間に多大の勢力を有したらしく、其手を通じて獨立黨に参加したものが尠くない。最後に四營中前營・後營はもと故堀本工兵中尉の訓練した別技軍を改編したもので、親日傾向があり、特に前營教長尹景完・申福模・李應浩は獨立黨に屬し、部下の軍卒を率ゐて参加したが、之は事實上雷同に近く、信頼するに足らなかつた。

以上直接行動隊員を募集するに當り、朴泳孝・金玉均等は獨立自主の意義を説いて、彼等の奮起を

促し、革新政權成立の際には、別軍職・四營領兵官或は僉使等の軍職に任用すべきことを約したもので、殆ど現金を交付して居ない。

以上列擧した人員中、果して何人が實際直接行動に参加したか、或は其姓名・出身等に至つては、殆ど判明しない。唯金玉均の甲申日録及び義禁府鞠案等を綜合して、直接行動に参加し、重要な役割を演じたと思はれるのは左の十數名である。

(士官生徒) 李圭完 徐載昌 申重模 鄭蘭教

(負商) 李昌奎

(前營軍卒) 申福模 尹景完 李應浩 李喜貞

(朴泳孝等係從) 李允相 金奉均 崔恩洞 崔永植

(其他) 李寅鍾 尹景純 柳赫魯 吳昌模 黃龍澤 邊樹(中官)。(註二)

朝鮮人が大膽機敏を要する直接行動に適當でないと思はれるので、金玉均等は日本人壯士を加へることを希望したが、京城居留民の多數は商人で、適任者を得ること難く、本國より募集したならば、多數の適任者を得たことは疑がないが、未だその準備もなく、結局獲得したのは、四名に過ぎない。福澤諭吉の變亂記事註に、「日本人四名の中、一名は陸軍より出で、一名は公使館より出で、外

二名は金・朴の手より出でたり」と見えるが、其姓名の明かなのは、金玉均に隨從し、亂中殺害せられた長崎縣嚴原平民總島和作一名である。(註三)

以上の計畫は朴泳孝・金玉均・徐光範・徐載弼の四首領が立案し、竹添公使・島村書記官等にその大要を内報してあつた。最後に十二月一日一切を決定し、李寅鍾・尹景完・申福模等をも召致して命令するところがあつた。

政治的叛亂は其時期を選ぶことが最も肝要で、之を逸する時は、全般の計畫を齟齬せしめる惧がある。獨立黨首腦部は熟考の上、最近北部典洞に新設せられた郵征局(郵便局)開局祝賀晚餐會を利用することに決定した。郵征局總辦は洪英植が兼ねて居るので、其日時招待人員は豫め綿密に調査し、殊に當夜犠牲たるべき四營使に對しては、總辦より出席の有無を確めて置く必要があつた。(註四)

以上の調査の結果により、其決行の日時を明治十七年十二月四日(甲申年十月十七日)に豫定し、左の計畫に従ふことに決定した。

一 郵征局晚餐會には外交團を主賓とし、前營使韓圭稷・後營使尹泰駿・左營使李祖淵・右營使閔泳翊を陪賓として招待する。

二 安國洞別宮に放火する。之は李寅鍾・李圭完等が擔任し、隣接の徐光範宅より別宮に侵入する。

三 別宮が火災に罹れば、四營使は職責上現場に急行するであらう。其機を窺ひ、郵征局外路上に行動隊を伏せ、暗殺を實行する。其配置は左の通りである。

(閔泳翊) 尹景純 李允相

(韓圭稷) 李圭完 林殷明

(李祖淵) 申重模 崔恩同

(尹泰駿) 黃龍澤 朴三龍

兵器としては、各員に拳銃一・日本刀一を交付した。けれども彼等が實際手を下し得るや、頗る疑はしかつたので、日本人壯士各一名を附し、朝鮮人が躊躇した場合には、代つて其任に當ることに定めた。此日本人に朝鮮服を着用せしめたことは勿論である。

四 昌徳宮金虎門(敦化門の西、大臣・別入侍の通用門)外には、前營教長申福模が教長李應浩以下前營軍卒一四名を率ゐて埋伏し、閔台鎬・閔泳穆・趙寧夏が別宮失火により、問安のため、入闕するのを要して殺害する。

五 昌徳宮宿衛の前營軍兵は、當夜尹景完の指揮下にあるので内應する。

六 昌徳宮仁政殿行廊其他に爆薬を装し、爆音を以て威嚇する。

七 安國洞別宮失火と共に、日本國公使館より兵員三〇名を派して、金虎門と景祐宮間の路上を警戒する。(註五)

明治十七年十二月四日(甲申年十月十七日)は明けた。朴泳孝・金玉均等は或は同志と連絡を緊密にし、或は日本國公使館に往復し、郵征局に赴き、準備に怠りない。公使館に於ても警戒に著手し、殊に公使館警備隊が全員武装し、南部泥岬の本部を發して、校洞公使館に到着したことは、著しく人目を惹いた。

郵征局晚餐會は豫定通り十二月四日午後七時頃新應舎に於て開かれた。外交團より合衆國特命全權公使リュシマス・フット、公使秘書官チャールズ・スカッター(Charles L. Sudder)、英國總領事ウィリアム・ジョージ・アストン、清總辦朝鮮商務陳樹棠・幫辦商務譚廣堯・日本國公使館書記官島村久・外務三等屬川上立一郎等が出席し、朝鮮側よりは主人として總辦洪英植、陪賓として錦陵尉朴泳孝・督辦交渉通商事務金弘集・前營使韓圭稷・右營使閔泳翊・左營使李祖淵・金玉均・閔丙奭・徐光範・穆麟徳・主事尹致昊・司事申樂均が列席した。豫定賓客中缺席したのは、竹添辨理公使・ドイツ國總領事ツェムプシュ・後營使尹泰駿である。尹泰駿は、當夜宿衛の任にあるため、竹添公使は「余前日各縉紳を尋問し、少しく寒に中てられ、招宴に會せず」と稱して居るけれども、その缺席は一般に計畫

的と見られて居る。

晚餐會は洋式で、料理人は雇日本人であるので、金玉均は之に内意を含め、故意に給仕を晚くしたが、豫定時刻たる午後八時三十分を過ぎても、火災の報が至らない。之は安國洞別宮が宏壯堅牢な建築物で、少量の燃焼物や火薬では容易に延焼するに至らず、其間に平常人影のない別宮に往來が激しいため、早くも捕盜廳校卒が出勤して警戒に當り、事殆ど失敗に歸したためである。急報に接した金玉均は焦燥に堪へず、いづれの民家でも至急放火せよと命じた。時既に午後十時に近く、晚餐會卓上には咖啡が供せられて居る。李圭完等は最後に郵征局北隣の民家に放火するに成功した。火光を認めた三營使は救火の任を以て倉皇席を辭したが、中にも最前より金玉均の舉動を疑忌して居た閔泳翊は率先して、歸宅の途に就いた。

直接行動隊は、郵征局外路上に埋伏し、第一に閔泳翊の外出を認めたが、擔任者尹景純・李允相は敢へて進まない。總島和作は躍り出で、日本刀を揮つて一撃を加へ、尹景純が之に續いた。閔泳翊は左耳後及び左大腿部に重傷を受け、悲鳴を揚げて郵征局内に逃れ、其場に仆れた。物音に驚いた來賓竝に郵征局職員・料理人等は一齊に路上に走り出たので、直接行動隊は事の意外に驚き、現場を逃走し、一方火災も校卒下隸等の出勤によつて消止められ鎮靜に歸した。事情を知らないものは、單に

九 閔泳翊寫眞



京城 閔丙曾氏所藏

戚臣に對する一時の兇行と解釋して、郵政局より歸宅し、閔泳翊は穆麟德の手當を受け、其公館に運び去られた。(註六)

直接行動の第一步に於て、重大な手違を來したことを憂慮して、金玉均・朴泳孝・徐光範は日本國公使館に急行した。島村書記官は公使の決心に動搖なきことを斷言し、事實上警備隊が中庭に整列するのを見て意を安んじ、金玉均・朴泳孝等は昌德宮に急行し、金虎門より入り、中官柳在賢によつて國王に謁し、都下に重大な事變が発生し、閔泳翊は既に犠牲となつたことを啓言し、暫く昌德宮を去り、景祐宮に難を避けられんことを請ひ、併せて日本國公使の保護を要請せられるやう力説した。其詳細は甲申日録に見える如くであらう。

直火速詣闕、向泥洞洞口、金奉均・李錫伊等候已久、又見申福模與勇士四十餘人、隱伏于四處、至金虎門、門已閉矣、即招守門軍士、使之開門、軍士言、開金在政院、不可自開云、余即高聲叱之曰、今禍事起矣、急速開門、守門將聞我音聲、即吾心腹而有約束者也直來開鎖、三人即率奉均・錫伊而入、只見軍卒往々巡邏、寂無人跡、時見月明如晝、到肅章門內、發奉均・錫伊、往仁政殿下埋藥處、俟三十分間、而使之放發、直入協陽門外、有把守武監喝止之、凡入闕者、非大禮服不得入、今吾輩皆平服故也余乃大叱曰、汝輩不知戶外有何等大事、敢止吾行也、即擲入、諸人驚恐問其由、余不答、急進閣門外、尹景完

率兵丁五十名而待、密使團東、以俟號令、直上殿內、上已就寢、邊樹已出迎付耳言、宮中尙無恙未疑端云云、惟宦官輩出廳外、見吾輩以平服慌忙入來、驚恠而問余來由、余即使柳在賢宦官中最有寵而有權力者、此人則在殿內刺殺、已有算定者、急請起寢、

柳頻問事由、余大喝曰、今當國家危難、汝宦官輩、何敢多辭、柳乃驚怖而入、上已聞吾音聲、急自寢室呼我曰、有何事故耶、余乃與朴徐兩君入寢室、具言郵征局之變、事急矣、請暫避正殿、坤

殿○王妃 窃問我曰、此變出於清乎、出於日乎、余未及對時、東北間忽聞砲響轟天、此是某氏行因此

大家驚動、灑出便殿後門、余急招李圭完等、護衛而行、多有可記、因告上曰、今當此際要日本兵保

護、則可以萬全、上曰、依爲之、上則有所心、坤殿曰、若請日兵護衛、則清兵將奈何、余急對曰、清

兵亦可要來護、余即使柳在賢往日本公使館、必要其同來護衛、將此爲汝之功也、又使某君往清陣

使之來護、此固僞也、已有與某君所約、繼使邊樹、即往日館、報此大事如意之意、因奏上曰、既招竹添、若無親

手救書、則似不赴命矣、上曰、何以則可乎、余以鉛筆進呈、朴君出白紙於曜金門內路上、上親書

日本公使來護朕七字、急使朴君往傳示竹添○上。(註七) 下略。

朴泳孝・金玉均が國王に啓言した内容は、甲申日録には記して居ない。金玉均は固より眞實を述べたものでないから、記載するに當らないと考へたためであらう。承政院記註の甲申變亂事實に、「金玉均・朴泳孝・徐光範、徑走闕中、直入寢殿、喘急奏曰、清兵作亂、火光滿城、屠戮城中、槍劍森列、

請急移御避之、并請召日使入衛、我大君主不允、玉均等或哭或啼、恐動上心、逼迫移宮、各殿官亦皆步從、蒼皇失儀、至永肅門、忽有砲聲、起於局出身廳、逆黨急呼曰、外兵大至、不可緩也、蓋逆黨預伏士官生徒、於局出身廳、伺上至鳴砲、其暗號也」と見えるものが、蓋し眞相であらう。(註八)

國王・王妃・王世子・王世子嬪は朴泳孝・金玉均等に強要せられて、曩に入侍した京畿觀察使沈相薰を従へ、昌德宮を出で、景祐宮に向つた。宿衛後營使尹泰駿は軍卒を率ゐて陪從した。景祐宮は現在の京城府桂洞町の一半を占める廣大な宮殿で、當時空屋であつたため、門を固く鎖して入ることが出来ない。乃ち士官生徒尹景完は門牆を越え、魚鑰を打破して門扉を開き、一行を導いて正堂に移御せしめた。時に昌德宮仁政殿門廊に埋伏した火藥が發火し、轟然たる爆音相ついで聞え、國王の心膽をいとも寒からしめた。尙神貞・明憲兩大妃は後れて到り、郵征局より直ちに昌德宮に赴いた、洪英植・韓圭稷も國王の後を追つて景祐宮に來會した。(註九)

日本國公使館に於ては、郵征局變直後、島村書記官が歸館復命し、ついでアストン英國總領事も護衛兵を求めて來訪したので、竹添公使は朴泳孝・金玉均の徒が直接運動に着手したことを知り、直に公使館警備隊長陸軍歩兵大尉村上正積に出動準備を命じた。ついで中官邊樹が來著して、公使に會見し、王命を以て入衛を請求した。竹添公使は島村書記官を従へ、警備隊長村上歩兵大尉に出發を命

じ、將に門を出ようとする時、中官柳在賢が來著し、國王の親書を齎して入闕を要望した。之を取見するに、鉛筆を以て一片の洋紙に「日使來衛」と草書し、王名・御寶共に存しないものである。甲申日録の云ふやうに、『日本公使來護朕』の七字ではなく、又王使は三回共に中官で、朴泳孝ではなかつた。(註一〇)

時又中官は來つて、國王は既に景祐宮に移御せられたことを傳へた。公使館所在の校洞より景祐宮までは、僅か歩行二〇分の近距離にある。同宮に到着するや、公使は島村書記官及び外務三等屬淺山顯藏を従へ、正堂階下に到り、淺山三等屬の通譯で、『日本公使竹添進一郎來見奉慰』と呼號せしめること數回、國王は暗中正堂より下つて公使を迎へ、來衛を謝せられた。當時景祐宮内の混雜は竹添公使の手記によつても窺はれる。

乃其ノ内官ニ先導セシメ、景祐宮ニ至ルトキハ、大王・王妃・世子宮既ニ臨幸、頃シテ大王妃モ著駕アリ、大王殿外ノ庭ニ出テ、余ヲ迎へ、速カニ來テ護衛セシヲ謝セラレタリ、此夜宿直ノ大將ハ尹泰駿ニシテ、兵ヲ引キ陪従ス、其他繕紳・内官・雜役・女官等紛集雜踏、殿ノ内外殆ド立錫ノ地ナシ、余ハ島村書記官・淺山顯藏ヲ從ヘテ殿外ニ立チ、雜役賤人ノ殿内ニ闖入スルヲ制止セリ、一時殿内ニ燭盡キテ闇黒トナリ、憂虞ニ堪ヘザルヲ以テ、我提灯ヲ内官ニ與へ、僅カニ一

點ノ燭火ヲ得タリ ○上。(註一一) 下略

竹添公使は金玉均等と協議した後、村上歩兵大尉に命じて、景祐宮の配置を定めさせた。乃ち外部は清兵の攻撃に備へるがため、日本兵を配置することとし、其四門には將校を分遣した。中にも大門は歩兵中尉小谷種美に命じて守備せしめた。金玉均は武監中親信するに足る者一〇名を選択して、四門に分遣し、大臣・卿宰・將臣等にして、問安入侍を請ふものがあれば、先づ名刺を徴して金玉均に通じ、其命によつて許否を決した。又景祐宮内面は尹景完の率ゆる前營軍卒五〇名を配置し、國王・王室の居所たる正堂は、徐載弼の率ゆる士官生徒一三名を以て警衛し、李寅鍾等も其附近に集合して居た。而して尹泰駿の率ある後營軍卒、及び變報によつて景祐宮に集合した前左右三營の軍卒は、正堂後より後門内外に雜然集合して居たものと思はれる。(註一二)

獨立黨は事變の第一歩で重大な蹉跌を來し、朴泳孝・金玉均は前途を懸念したが、其第二段に於て國王移御竝に竹添公使の來援が豫定通り實行せられたので、大に勇氣を恢復し、郵征局竝に金虎門外で實行不可能となつた三營營使及び戚臣斬戮を、景祐宮内に於て實行するに決した。先づ後營使尹泰駿・前營使韓圭稷・左營使李祖淵が危急に際し、將臣として其任を全うしない罪を責め、李寅鍾・李圭完等に命じ、門後に曳出して斬殺せしめた。ついで判書閔泳穆・左贊成閔台鎬・判書趙寧夏が問安

のため入衛するや、金玉均は命を傳へて、大門内に於て相ついで之を殺害し、屍體を門側の小房に積重ねて置いた。其狀況は甲申日錄竝に乙酉謀反大逆不道罪人尹景純等鞠案に見える。

朴君○朴泳孝對尹○尹泰駿李○李祖淵韓○韓圭稷三人曰、今當變亂、要日本公使率兵護衛、而三營之使、以掌兵之任、何不早出操兵以來、面面相看、只有偶語何故也、尹泰駿先言要出、仍使領出、纔到小中門外李圭完・尹景純結果了、人盡不知、李與韓只向余欲有所言、余亦以朴君所言對之、李祖淵厲聲呼曰、吾欲入對主上、許我入門、徐君載弼以劍橫前而叱之曰、吾承衛門之命、非有命不可許入、且諸壯士均有奮然作發之勢、韓與李萬不得已、乃出景祐宮後門、○此門外各營兵卒盡來集守衛矣於門外黃龍澤・尹景純・李圭完・高永錫下手了案、閔泳穆來到景祐宮正殿外、以名札要日本通詞楓玄哲入送、乃使李圭完・高永錫擁護而入、纔到大門内、日本兵士衛立之中行事、趙寧夏次之、閔台鎬又次之、一例結果了。○上下略、甲申日記。甲申年十月十七日條

供○中略、甲申年十月十七日郵征局變ニカカル少間泳孝歸家曰、大事出矣、即自後門、有一人納頭、泳孝即爲隨出矣、矣身同爲出見、則泳孝與兵丁十餘人、同往禁衛新營前矣、矣身仍往泳孝家、則黃龍澤・崔恩同・金奉均・李殷鍾・申重模・李寅鍾・李圭完同爲還來、其後邊樹來到問曰、會人何止此乎、答曰只此而

一〇 閔台鎬寫真



京城 閔丙曾氏所藏

已、邊樹卽要同往、矣身等隨往景祐宮矣、徐載弼於門外逢見語曰、汝輩只聽吾之指揮也、矣身等隨入景祐宮、有一兩班在宮園內、只著甘土、問曰何人乎、載弼答曰生徒也、其人曰有何所持乎、載弼曰小銃小刀也、其人令環圍聽前、故矣身同與環圍矣、載弼卽指日人身長者、與李圭完·崔恩同及矣身、令聽日人之指揮、且曰李圭完能爲日語、須聽日人指揮爲之也、日人卽率矣等出來、有頃召一老宰相入來、圭完卽與日人耳語、卽爲斫其老宰相、矣身與李崔兩漢、同爲犯手矣、追後聞之云是閔督辦○閔泳移也、其後又召一宰相入來、圭完又與日人耳語、發聲斫之、矣等同爲犯手、此則趙判書○趙事夏云也、其後入于大廳後、李監督○李祖淵爲黃龍澤、李寅鍾所害也、矣身往大廳後、則尹氏兩班○尹泰駿自大廳出來、日人護送出門外、李圭完卽與矣等三人、同爲斫之矣、日人又與韓大將○韓圭稷出來、圭完亦與矣等下手、還入門內、則柳內侍已爲被害矣○中、○問、俄者招辭云、一兩班指揮環圍云、而捕招則曰、寅鍾·載弼指揮者何也、○供、諸事皆載弼·寅鍾之指揮也、○問、閔輔國○閔合鎬被害之事、捕招分明、言汝等犯手、而今此護而不知何也、○供、圭完先爲犯手、而矣等亦爲犯手矣、○問李監督是何漢犯手也、○供、寅鍾犯手云、而龍澤在其側也、○問、諸宰相被害次序詳告也、○供、閔督辦居先、而趙輔國次之、又其次閔氏兩班也、又其次韓監督也、又其次尹監督也。(註131)

諸卿宰及び三營使の殺害せられたのは、十二月五日（甲申年十月十八日）未明に近かつたが、最後に最も凄惨な最後を遂げたのは中官柳在賢である。柳在賢は國王・王妃の恩寵厚く、官官中最も勢力を有し、戚族の走狗として革新派の嫉視を受け、夙に暗殺名簿に記載せられて居た。今次事變に際しても、國王に侍して景祐宮に隨從したが、側近に侍立して居るので、革新派も手を下す機会を得難かつた。偶々李寅鍾が金玉均・朴泳孝の命により、正堂に升るや、柳在賢は其咫尺に近づくを咎めたので、李寅鍾は柳在賢を堂下に蹴落し、金奉均と協力して斬殺した。此慘状を目撃した國王は恐怖甚だしく、「勿殺勿殺」と連呼せられたが、效がなかつた。甲申變亂事實には「血濺壁上、聲聞御座」と述べて居る。（註一四）

是より先、變報に接した大臣卿宰將臣は驚愕措くところを知らず、問安のため陸續景祐宮に參集したが、大門は日本兵が警衛して通行を許さず、名刺を検して金玉均の指令があつた者、換言すれば暗殺名簿に記載された者に限り、進入を許可した。當時王側に侍するものは、獨立派を除けば、兵曹判書李載元・京畿觀察使沈相薰等兩三名に過ぎず、督辦交渉通商事務金弘集の如きは、景祐宮移御と同時に急行したが、亦入侍を許されなかつた。（註一五）

獨立黨が日本兵を以て景祐宮の守備に宛て、外部との交通を遮断し、自派に加盟する者を除き、自國臣僚の入侍問安を拒絶したことは、政治上重大な結果を來した。先づ景祐宮内に於て如何なる重大事件が発生し、進行しつゝあるか、外部より全然窺ひ知ることが出来なかつた。之がため朝鮮官民及び第三國官憲に、日本國公使が一部不逞の徒と合流して、國王を監禁し、其兵力を以て側近の重臣を慘殺したと云ふ印象を與へたことは、争難い事實である。後に獨立政權が日本國公使の支持によつて成立しても、景祐宮外では之を正當の政權とは認められなかつた。統理衙門に於ては、督辦金弘集以下堂上全員許遞せられ、徐光範が署理督辦を命ぜられたことは、統理衙門日記甲申年十月十八日（明治十七年十二月五日）條に明記せられて居るが、金弘集は依然督辦交渉通商事務の職名を以て公文を發給し、竹添公使すら之を受理した奇現象がある。（註一六）

十二月五日未明、獨立黨は中官邊樹に命じ、各國公使領事を訪問して、新政權の成立を通告し、且國王・王妃が景祐宮に移御せられたるを以て、入衛せられたしと請求せしめた。合衆國公使フット・英國總領事アストンは同日午前八時景祐宮に參入したが、國王は兩使を迎へて深く其入侍を謝し、懇話せられたと云ふ。（註一七）

初め獨立黨が國王及び王室を景祐宮に移したのは、清兵の攻撃に際し、昌德宮は徒に廣大で、防禦困難なことを懸念したためである。然るに村上歩兵大尉の意見では、景祐宮もまた構内廣大で、樹木

繁茂して見通しが利かず、且諸門の距離遠く、少數の兵力を以てしては防禦頗る困難であると云ふ。加之景祐宮移御は、突嗟の間に決行せられたため、防寒具の準備もなく、飲食も不自由な有様なので國王は李載元の言に従ひ、景祐宮の南隣なるその私第(桂洞宮)に移御を希望せられた。獨立黨も異存なく、竹添公使の同意を得て、十二月五日午前十時頃景祐宮を出で、李載元私第に移御せられた。竹添公使は公使館警備隊を引率して護衛し、フウト公使・アストン總領事も陪從した。邸内配備の状態は景祐宮に於けると變化がない。午後二時頃ドイツ國總領事ツェムブシュ海軍大佐が參入問安し、幾何もなくして合衆國公使・英國總領事と共に退下した。(註一八)

十二月四日夜以來獨立黨は混亂甚だしく、政敵の暗殺以外何事も手の著けやうもない状態にあつたらしい。翌五日李載元私第に移御の後は稍鎮靜に歸し、國王に啓言して、政府の改造、新政權の樹立に著手した。先づ承政院承旨・統理衙門堂上・四營營使を全員許遞し、次に大臣卿宰に及んだ。新官の主要なものを挙げれば、兵曹判書李載元を議政府左議政、協辦軍國務務洪英植を議政府右議政に拜し、朴泳孝を前後營使兼左捕盜大將、徐光範を左右營使兼右捕盜大將、金玉均を戶曹參判、朴泳教(朴泳孝の實兄)を承政院都承旨、徐載弼を兵曹參判兼正領官、尹致昊・邊樹を參議交渉通商事務に差下した。而して督辦交渉通商事務・戶曹判書は竝に缺員とし、徐光範をして署理督辦を兼察せしめ、金

玉均をして戶曹判書を署理せしめた。又士官生徒はいづれも別軍職、李寅鍾・申福模等は領兵官に除せられた。獨立黨以外で任用せられたものの中で著しいのは、左議政李載元を初め、左贊成李載冕・兵曹判書李載完・平安道觀察使李載純等がある。載元は大院君の姪、載冕は大院君の長子にして國王の實兄、載完は載元の弟、載純は全溪大院君殯の孫、永平君景應の子で、大院君には從弟の子に當る。之を見ても獨立政權は從來戚族に除外された宗室を重用することに注意したことが知られる。之はやがて大院君を利用すべき準備工作であることは疑ひない。(註一九)

李載元私第は景祐宮に比して狭小で、萬一清兵の攻撃を受けても防禦に有利であるから、獨立政權は兩三日間邸内に據り、基礎鞏固となるを待つて、昌德宮に歸還するを有利とした。然るに神貞大妃・王妃等は桂洞宮が狹隘不便で、且防寒具も不備なことを訴へて止まない。朴泳孝・金玉均等は事情を備陳して猶豫を請うた。然るに國王は更に竹添公使を招致し、神貞大妃の旨を以て、還宮を懇請せられた。竹添公使は事情已むを得ずとなし、朴泳孝・金玉均等を招致して協議した。金玉均等は昌德宮の防禦困難を憂慮したが、公使は一笑に附し、守備の如き日本兵が當るから過慮するに及ばないとして従はない。遂に朴泳孝に村上歩兵大尉と同行し、先發して昌德宮に赴き、各殿宮中防守に便利な地點を選定せしめた。其結果、昌德宮中殆ど中央に位する明憲大妃の居接觀物軒が最も好都合なこ

とが判明したので、午後五時國王・王妃以下昌德宮に還宮し、一同觀物軒に移御した。昌德宮は構内特に廣大で、少數兵力のよく防守し得るところではない。依つて配置を多少變更し、觀物軒内外の警衛は之を獨立黨所屬の軍卒に委任し、日本兵はその外方即ち敦化門・金虎門より進善門・肅章門を経、延陽門・禮賢門・蓬萊門に至る一帯を警戒し、朝鮮各營軍卒は最も外方、即ち直接清營に接する昌慶宮弘化門・宣仁門一帯に配備せられて居たものと信せられる。而して戦闘は果して此方面より開始せられた。(註二〇)

十二月五日還宮後、進善門内房に承政院を設け、左議政李載元・右議政洪英植・兵曹判書李載完・左右營使朴泳孝、戶曹參判金玉均・署理督辦交涉通商事務徐光範及び都承旨朴泳教・右承旨申箕善等諸承旨相會し、夜を徹して諸政革新を議した。天明に至つて諸臣次對を請ひ、前夜議するところを啓言し、國王の旨を承けて再三修正の上裁可を得た。此會議に於て金玉均獨り活動し、革新の條項の如きは、傳教と稱して獨斷專行した。朴泳孝の兄都承旨朴泳教は文章に長じ、事務に練達の譽があり、金玉均の意圖を承け、陸續傳教を起案したと云ふ。(註二一)

かやうにして明治十七年十二月六日(甲申年十月十九日)起案せられた革新の令は、甲申日録によれば、大略左の如くである。

- 一 大院君不日陪還事 朝貢成禮 議行廢止(一)。
- 一 廢止門閥、以制人民平等之權、以人擇官、勿以官擇人事(二)。
- 一 革改通國地租之法、杜吏奸而敝民困、兼裕國用事(三)。
- 一 内侍府革罷、其中如有優才、通同登用事(四)。
- 一 前後奸貪病國尤著人、定罪事(五)。
- 一 各道還上、永永臥還事(六)。
- 一 奎章閣革罷事(七)。
- 一 急設巡查、以防窃盜事(八)。
- 一 惠商公局革罷事(九)。
- 一 前後配流禁錮之人酌放事(一〇)。
- 一 四營合爲一營、一營中抄丁、急設近衛事、陸軍大將、首擬世子宮(一一)。
- 一 凡屬國內財政、總由戶曹管轄、其餘一切財簿衙門革罷事(一二)。
- 一 大臣與參贊、新差六人、今不必盡其名、課日會議于閣門内議政所、以爲稟定、而布行政令事(一三)。
- 一 政府六曹外、凡屬冗官、盡行革罷、令大臣・參贊、酌議以啓事(一四)(註二二)

革新傳教は甲申年十月二十一日（明治十七年十二月八日）傳教によつて還收せられ、其全文を見る事が出来ないが、以上一四箇條によつて其大要を知ることが出来る。其中重要なものについて逐條説明を加へよう。

第一に大院君の歸國が擧げられて居る。獨立黨は單獨戚族に對抗すべき實力を有しないので、大院君と協力する準備があり、宗室を重用したことは前に述べた。然れども大院君の終極の目的は國家永遠の大計を圖るにあらずして、雲峴一家の計を爲すにあり、此點は戚族と何等異るところがない。従つて獨立黨との提携は假に成立しても、一時的のものであつたであらう。獨立黨も一時大院君の勢望を利用して、國王戚族を壓迫するに止まり、永久的に行動を共にする意嚮ではなかつたであらう。

第一條中、清韓宗屬關係に基く事大の典禮廢止の條項が含まれて居る。之は獨立黨の主張として當然であるが、元來清韓宗屬關係は戰敗の結果發生したものであるから、一方的の通告で、之を廢棄することは不可能である。獨立政權が之を強行すれば、清國と開戦する外はない。

第二條の門閥廢止は既に大院君執政當時より實施せられて居るが、元來門閥觀念の強烈な朝鮮人に徹底は困難であり、又人を以て官を擇び、官を以て人を擇ばずと云ふが如きは、言ふは易く行ふに難いところで、獨立政權成立するとも恐らく空念佛に終つたであらう。

第三・第六・第一二の三條は従前よりの懸案で、朝鮮財政の病弊を一掃しようとするものである。

全國の財政を全部戶曹所管に歸することは、十二月五日傳教にも見え、金玉均は權限の著しく擴大せられた新戶曹を主宰する筈であつた。然れども新制度は各衙門は固より、國王及び宗室戚族の收入中最も有利な財源を奪ひ、國庫に歸屬することを意味するため、國王戚族は最後まで獨立黨と抗爭すべく、大院君も絶對に反對したであらう。

第四條は宦官廢止を意味する。宦官は東洋諸國特有のもので、先進諸國に存せず、殊に日本國宮廷にも其制がない以上、問題となつたのは當然であらう。

第五條は従前よりの貪惡奸濫の大臣・卿宰・方伯・守令を一掃しようとするもので、戚族を目標として居ることは勿論である。

第一三・第一四兩條は日本の官制に倣ひ、官制を改革しようとするものである。當時の日本内閣官制は、太政官に太政大臣・左大臣・右大臣及び參議を置き、參議は各省卿を兼ねるものである。朝鮮の新官制によれば議政府及び六曹を置き、議政府に領議政・左議政・右議政及び六參贊を置き、參贊は六曹判書を兼ねるものと解せられる。

獨立政權は十二月五日成立し、その政綱も翌六日傳教を以て公布せられた。非常の警戒を以て待ち

設けられた清兵の攻撃も未だその徴候を認められない。竹添公使及び公使館警備隊は、十二月四日午後以來配置に付き、前後三日晝夜殆ど休憩の時間を有しないので、公使館歸還を國王及び朴泳孝・金玉均に申出でた。金玉均は大に狼狽し、新政權の成立尙昨今にあり、日本國公使の援助を得なければ自立の見込なく、殊に各營軍卒は訓練不充分で、兵器は朽廢し、若し清兵の攻撃を受ければ、戦はずして敗走する外方法がないと述べ、三日の猶豫を懇請した。國王もまた右議政洪英植に命じて、竹添公使に傳諭せしめ、王妃・王世子等が各殿に還居し得る時期に達するまで、駐留せられたいと懇請せられた。公使は急に異状を生ずる見込なしと信じたが、國王の懇請もあり又獨立派に對する責任もあるので、即時退去も出來難く、躊躇午後に及んだ。此時間を利用して、金玉均は竹添公使に改革の前途について懇談し、殊に革新の資金として、外債起債の事に及んだ。金玉均は目下必要とするところは、五、〇〇〇、〇〇〇圓であるが、日本金融界では見込薄であるが、英米諸國で起債しようとの意見であつた。竹添公使は本邦金融界に於て三、〇〇〇、〇〇〇圓乃至五、〇〇〇、〇〇〇圓起債の困難は貴説の通りであるが、日本國大藏省よりの貸付は容易であると主張したと云ふ。五、〇〇〇、〇〇〇圓と云へば、朝鮮國の全歳入を遙に超え、又日本國政府の歳入の約一・五パーセントに達し、當時として非常の鉅額である。金玉均は何を目標として、かゝる鉅額の起債を必要とし、又竹添公使は如何なる

見透があつて、日本國大藏省より鉅額の政治資金を供給することを豫想したのであらうか。兩者の政治的知識の幼稚なことは唯想像外である。(註三)

(註一) 葛生東介 金玉均(大正五年)六一—七一頁、井上角五郎談話。

(註二) 甲申日録、甲申大逆不道罪人喜貞等鞠案、乙酉謀叛大逆不道罪人費純等鞠案。福澤諭吉傳卷三 三二五—三二八頁。

(註三) 朝鮮京城事變始末書(明治文化全集第六卷外交編所收)、金玉均六一—七一頁井上角五郎談話、福澤諭吉傳卷三 三二六頁。

(註四) 甲申日録。

(註五) 直接行動計畫として、甲申日録に記載するところは左の如くである。此には福澤諭吉傳卷三 三二五—三二六頁、井上角五郎談話並に義禁府鞠案を参照して大要を記載した。人名の如きは昔によつて記し、いづれが原名か判明しないものがある。

一 放火別宮一事、專任子李寅鍾、使之指揮、令李圭完・林殷明(戶山學校士官卒業人)・尹景純・崔殷童四人以行、多造布僧數十介、(布僧已托邊樹製來)入細研槽欄、先期從徐君家南庭別宮北門、乘昏赴塔而入、積置子別宮正殿內、又以烈火石油入於小瓶、限三十介、從塔頭連次携入、灌之於佛龕盛水者、以自起發火、東西行廊、種種以烈藥安置(慎勿先發火藥)、火勢蔓延之時、因勢觸發、以助聲威也、限八時半九時頃、火大發爲號。

一 火發以後各營營使、斷當急來救火、而或恐有病而不來者、更慮入大闕而不來者、重之以尤可憂者、自竹添來後、一邊之疑忌大作如或有疑而不來、則事不可成矣、乃以郵征局設宴爲定、要洪君先探四營使之無故有故、以定會宴之日、自明日爲始、要不出三日之限、如火發之後、則既來會郵征局者、勢不可不盡赴救火、即其火災之場行事、一人上排發二人而下手、一人各携短劍一柄、短銃一挺、尙恐膽怯有失、別定日本人四名、一人上一人式、配日人裝我服。

一 閔泳湖(尹景純・李殷鍾) 尹奉毅(朴三龍・黃龍澤) 李祖淵(崔殷童・申重模) 韓圭稷(李圭完・林殷明)

一 李寅鍾・李熙頤、以年長故、掌號令之任、火發而人到、諸壯士準備如意後、此兩人以放砲爲號、使之一時下手、無或有遲疾、往來探偵通信、柳赫魯・高永錫。

一 金虎門(昌德宮西門、即金虎門、凡諸大臣、別入侍、出入盡由此門)外、申福樓招集同志壯士、(前營兵隊中十三人者、即是臨時赴義者、合爲四十三人)、埋伏于泥洞近處、(朴君別家、從朴君家預備酒饌而饗之)、見別宮火起、即赴金虎門外把守、待閔台鎭・閔泳穆・趙寧夏三人詣闕、當場下手(凡有火災、或騷動之事、各近侍及承候官、例當入闕問安)。

一 前營小隊長尹景完、即景純弟也、尹景純多年親近於吾黨中、惟景完年少之故、初無交際、近始從其兄赴義、此夜丁當宮內閣門(國王寢室之前門)把守、(各營中小隊長一人、例率五十名、每夜輪回守直閣門內外、使尹景完、屢日稱病不起、始於此夜、自願出直)、率前營兵卒五十名、而待外間火起、聞東兵丁、若見漏網而至闕中者、願勢處置爲約。

一 宮女某氏(年今四十二、身體健大如男子、有膂力、可當男子五六人、素以顧大嫂稱別號、所以得坤殿寵時得近侍、自十年前適付我黨、時以密事通報者也)、以燻烈藥(二年前我游日本時、使卓挺植、托于西人而有購來者也)小納竹管、見外間火起爲號、點放于通明殿(國有喪禮時所用處所、時常無多人看守)爲約。

一 金鳳均・李錫伊、亦以火藥、先期暗藏貯于宮內仁政殿行廊數處、於吾黨乘變入闕時、隨入即令行事。

一 日本人四名爲殿後、若於火災之場、如有失手者、日人埋伏於黑影裡、乘勢下手。

一 別宮火起後、自日本備發兵士三十人於金虎門及景祐宮之間(即麗觀)往來、以杜意外之事爲約。

一 事發難逃之際、恐有自相踐踏之慮、且以與日人互有齟齬之端、以暗號各授諸壯士、即天一字應號、以日語ヨロシ(ヨロシ)爲約天曙各散歸。

(註六) 甲申日錄の記事は左に見える通りである。

(新曆)十二月四日(舊曆十月十七日)、即郵征局宴會在此夜、吾黨之士、各受密約、均極戒心慎重、朴君又訪竹添、以警勿相違之

意賈之、竹添笑曰、領命云々、午後四時余往興洞郵征局、見設宴之準備如何、洪君自早已在當地、聞各國公使中竹添以病不來、德領事亦以病不來、其餘諸人無不如意約會、惟尹泰駿適當夜直宮中不來、此固無足憂者、有無不足慮、余乃歸家、邊君樹來傳某君意、大君主自今日天明時、爲決積滯之公事、因不就寢、諸承候官、皆令午後三時入對、使之早退云々(中略)、日暮昏黑、急急馳赴郵征局、約會之員無不齊集(中略)、進酒饌、島村與余并座、時時以日語相談、余問君知天乎、島村曰且豆、酒至數巡、有人忽言、自紅觀(即余家)有人來訪、余即出戶外、朴齊炯喘息不定而言、別宮放火、用盡技倆、萬不可得、事已急矣、此將如何、余答曰別宮既不成、則雖他處、擇草家易於延燒者、即圖之可也、忽々入席、島村問有何故、余以實告之、島村又色變曰、將若之何、余曰更有方便勿慮也、又俟半時頃、進饌幾了、余不勝焦灼、不堪出外四望、忽見柳赫魯急來言、又數所放火、皆不如意、初因別宮事覺、巡捕四發、危險不可言、諸壯士皆願欲殺入此席、未知如何、余止之曰、事至於萬無道理、此亦一策、然恐有雜運而誤傷外國公使之慮、必向巡捕不到處、更圖下手可也、又入席、閔泳翊輩、頗有疑忌之色、島村大有不安之意、方進茶菓、忽聞外間人聲混雜、言有火事火事、余驚起開北窓、郵局咫尺、火光亘天、座中亦紛擾起坐張看、韓圭稷先言、吾輩以將任、不可不急赴救火云々、言未已、忽見閔泳翊從戶外入、血流遍身(追聞、郵局北隣火發之後、諸巡捕一併急來救火爲警察、諸壯士各持兵器、勢不可容接、乃向郵征局門外伺伏、見閔泳翊先出、日人「總島和作」急欲先功、而遽下手云云)外間喧鬧沸騰(下略)。

(註七) 甲申日錄。

(註八) 甲申變亂事實。

(註九) 甲申變亂事實、甲申日錄。

(註一〇) 竹添公使入衛請求當時の状況は區區に記され、其詳細が判明しない。此では竹添公使朝鮮京城事變始末書並に甲申日錄を參照して記述した。善隣始末卷九に、「會々中使邊燧(樹)王宮より蒼黃走り來りて、公使を見んことを請ふ。形況急遽當ならず、竹添進一郎直ちに起ちて衣を褫し、出でて其情を問ひければ、第々云ふ物情程ならず、急に入衛あらんことを乞ふと、一紙片を出

示す、即王の鉛筆を以て親書せる「日使來衙」の四字に係る、既にして内官柳在賢等二人諷書を齎らし、喘息して馳走り、之を公使に交還す、其字端正、國璽を鈐す、亦日使來衙の四字となす」とあるのは、信を措き難く、又甲申變亂事實に「逆黨復召日本公使、大君主不許、玉均・光範等探出懷中洋紙及鉛筆、書日使來衙四字、并無印信爲據、即稱上命、飛送于日本公館」と述べて居るのは、却つて朝鮮京城事變始末書並に甲申日録の記事の正確を反證する結果を來して居る。

(註一一) 竹添公使朝鮮京城事變始末書。

(註一二) 竹添公使朝鮮京城事變始末書、明治十七年十一月二十日公使館警備隊長村上陸軍歩兵大尉發西郷陸軍卿・井上外務卿宛報告、甲申日録。

(註一三) 甲申日録、乙酉謀反大逆不道罪人景純等鞠案。

(註一四) 甲申大逆不道罪人喜貞等鞠案、甲申變亂事實。

(註一五) 甲申日録、美案卷一。

(註一六) 統理衙門日記卷四甲申年十月十八日、日案卷三。

(註一七) 竹添公使朝鮮京城事變始末書、甲申日録、光緒朝中日交渉史料卷五(二三六)附件一總辦朝鮮商務道員陳樹棠稟。

(註一八) 竹添公使朝鮮京城事變始末書、公使館警備隊長村上歩兵大尉報告、甲申日録、甲申變亂事實。

(註一九) 甲申日録、龍湖問錄卷二三甲申。

(註二〇) 竹添公使朝鮮京城事變始末書、公使館警備隊長村上歩兵大尉報告、甲申日録。

(註二一) 丁亥罪人申箕善鞠案、甲申日録。

(註二二) 甲申日録。

(註二三) 竹添公使朝鮮京城事變始末書、甲申日録。

第五二 日清兩國軍の衝突 竹添公使の京城撤退

明治十七年十二月四日夜郵征局事變が発生し、ついで國王が景祐宮に移御せられて以來、竹添公使及び獨立黨は刻々清國軍の攻撃を期待して居たが、清兵は市中巡邏の報があるのみで、桂洞附近に其姿を現さない。竹添公使等は、清國軍の動靜をも詳かにする能はず、焦燥の感に堪へなかつた。初め郵征局晚餐會に出席した總辦朝鮮商務道員陳樹棠は、事變の發生と共に公署に歸還し、總理駐防朝鮮各營營務處補用同知袁世凱に事變の發生を通告して、派兵彈壓を要求した。袁世凱の報告に接した統領駐防朝鮮各營記名提督吳兆有は、直に袁世凱に命じて郵征局に急行し、又總兵張光前に命じて、昌德宮一帶を巡邏せしめたが、郵征局には既に人影なく、昌德宮各門も閉鎖せられて異狀を認めなかつた。袁世凱は穆麟德公館に閔泳翊を見舞つたが、閔泳翊は重傷にも拘らず意識は明瞭で、獨立黨の所業であることを語つたと云ふ。(註一)

清國軍の出動巡邏は十二月四日午後十時前後であつたらしく、國王は尙昌德宮にあり、日本軍の出動前であつたので、異狀を認めなかつたのも怪しむに足りない。而して吳提督・袁營務處等が、國王の景祐宮移御及び日本軍出動の報道に接したのは、翌十二月五日未明であつたらしい。

日本軍が國王の請求によつて王宮守備の任に當つたため、吳統領・陳道等は其處置に苦んだ。殊に六大臣被害の報は此時既に傳へられて居たので、宗主國の代表者として、當然兵を率ゐて入關し、國王を保護する責があることを信じたけれども、一面國王の請求もなく、又日本軍との衝突をも避ける必要があり、躊躇決することが出来ない。此時判書金允植・參判南廷哲等は清營に來會し、國王を亂黨中より救ふことを哀請したが、一面國王一身に危害の及ぶことを虞れて、兵力干渉を希望しない。陳道は同日午後合衆國公使・英獨兩國總領事を歴訪して協議したが、三國使臣共に日清兩國軍が交戦すれば、京城に大動亂を誘發し、危害外國人に及ぶことを恐れ、慎重な態度を持せられるやう希望した。袁世凱獨り強硬論を主張するとも、吳統領・陳道は尙自重して動かかなかつた。(註三)

當時國王は既に昌德宮に還宮せられたが、外間との交通を許さなため、内部の事情は一切不明で其運命に關して不穩の流言が行はれて居た。即ち神貞大妃は既に薨逝し、國王の生死は不明であると云ふが如きは其一例である。殊に洪英植が首謀となり、日本國公使支持の下に、國王を廢し、庶王子義和君壻を擁立したとの報が一般に信せられた。之等の流言によつて滿都の軍民甚だしく憤激し、何時暴發するや圍り難い形勢となつた。

此情況を看取した吳兆有・袁世凱・陳樹棠等は愈々事態を放置し難いものと認め、兵を率ゐて入關するに決した。朝鮮國王の請求なくして出兵することは穩當を缺くけれども、國王は現に亂黨及び日本國公使の手裡にあり、連絡を取ることが不可能なので、袁世凱は議政府右議政沈舜澤(既に十二月五日を以て許遞せられたが、傳教が沈舜澤に達したか疑はしい)を説き、朝鮮國政府の代表者たる資格で、清國軍の出動を請求するやうに勸告した。

今日之變可勝悲惋、聞王妣已逝、大臣誅戮者甚多、有此情勢求如同類、此必將矯國王之旨、誅戮無遺、而觀今國王不意被禍、何處聲氣不通、存亡未卜、酉刻率隊入宮保護、叵測日本兵開兵端、此事一日不結貴國一日不安、素知閣下公忠體國、必能以社稷爲重、有此良圖、即望移書前來、以便商酌、一切爲禱。(註三)

袁世凱の書翰に接した沈舜澤は、更に金允植・南廷哲等の勸告もあつたであらう。十二月六日未明統領吳兆有・營務處袁世凱・總兵張光前宛、清兵出動請求の照會を致した。

朝鮮議政府右議政沈、爲禍迫宮禁請急保護事、本月十七日夜、奸臣金玉均等、托言宮中有亂、密召日本公使竹添進一郎、帶兵入衛、逼王移宮、禁止出入、内外隔絶、至今三日、聲息莫通、今聞宰臣六人・中官一人無故屠戮、我王囚辱萬端、禍將不測、在外臣民痛恨號泣、莫省所措、乞三營大人吳統領、火速派兵、前來保護、庶見天日復明、結草爲期、事急情迫、不知攸裁、此懇中國駐防

朝鮮三營大人^吳麾下、沈舜澤 頓首再拜、十九日卯時。(註四)

朝鮮國政府代表者の公式出兵請求に接した吳統領は、愈々兵力干渉を決意し、十二月六日午後先づ差辦周得武を昌德宮に遣はし、吳兆有の名を以て問安し、併せて國王の謁見を請求せしめた。

統領駐防各營記名提督果勇巴圖魯吳兆有、上陳大王殿下、昨晚聞受虛驚、今幸大王洪福、京城内外平靜如常、務乞大王放心、敵軍三營、亦托庇無事、合併聲明、肅此恭叩鉤安、提督吳兆有謹上、大王安后。(註五)

金玉均は吳統領の問安書を開拆して、同統領自身が入闕すれば、謁見は勿論許されるが、一差辦の謁見を許可することが出来ないと告げ、且左議政李載元・右議政洪英植と協議の上、都承旨朴泳教に命じて、答書を給せしめた。(註六)

吳統領は又袁營務處・張總兵と聯銜で、公函を竹添公使に送り、國王保護のため兵を率ゐ、王宮内に進入するとも、日本國公使に他意なき旨聲明した。

竹添大人閣下、敵軍與貴部駐此、同係保護國王、日昨亂民内變、殺害大臣八九人、現聞王城内外軍民不服、舉有入宮環攻貴部之說、弟等既恐國王復驚、又恐貴部受困、用敢率隊進宮、一以保護國王、一以援護貴部、別無他意、務請放心、專此奉布、敬請助安、不宣、愚弟吳兆有 袁世凱

張光前 (十月十九日辰刻發)。(註七)

此公函が朝鮮中官より島村書記官を通じて竹添公使に達したのは、十二月六日午後二時過戦闘開始後で、開拆する暇がなかつたと云ふ。(註八)

吳統領等は國王竝に竹添公使より満足すべき回答を得なかつたため、愈々戦闘を期して入闕するに決し、一隊は吳統領之を率ゐて宣仁門より昌慶宮に進入し、一隊は袁營務處之を率ゐて、敦化門に向ひ、張總兵は豫備隊を率ゐて居たものと思はれる。

當時昌德宮・昌慶宮内部の配備は第五一に述べた如く、日本軍は觀物軒を中心とする内部の諸門を守り、朝鮮兵四營は其外部即ち清營に相對する昌慶宮一帶に配置せられて居た。而して四營中、左右兩營は故提督吳長慶の命により、清武弁により編成訓練せられたので、常に清營と密接な連絡を保ち、殊に今次變亂に際しては、豫め統領吳兆有より銀六〇〇兩を賞給せられて居た。十二月六日戦闘開始と共に清兵と合流して、日本兵を攻撃したのも當然であらう。猶昌慶宮宣仁門は、前日既に袁營務處の命により、占領せられて居たので、清兵は此門より侵入し、昌德宮背後を攻撃することが出来た。(註九)

昌德宮内の戦闘は、十二月六日午後三時頃開始せられたが、最初衝突の状況は不明である。警備

隊長村上歩兵大尉の報告は極めて簡單で、『然るに午後第三時頃、突然支那兵宮闕に向て發放し、彈王室及び我公使の居室に及ぶ、故に我兵をして要地に配布し、以て景況を窺ふ内、忽ち我第一小隊を支那兵襲撃す、我兵撃て之を退かず、續て第四小隊に向ふ、立處に彼拾餘名を斃す』とあるのみである。甲申變亂事實は稍詳細で、『當日申刻、中國兵分入宮門、朝鮮左右營兵亦從焉、日本兵在普通門樓上、自門隙先放槍砲、中國兵死者爲九人、朝鮮兵死者爲五人、中國朝鮮兵、以大君主在內、不敢確聞、日兵在樓上、門隙儘力俯攻、以是中國朝鮮兵多死』と見えて居る。之等を綜合するに、先づ宣仁門より侵入した清兵は、左右兩營と合して發砲し、ついで敦化門に於ても、日清兵が衝突した。此方面の戦闘は最も激烈で、比較的多數の死傷者を生じたらしい。兵數より云へば、清韓聯合軍が絶對優勢であるが、昌德宮・昌慶宮後苑一帶は、殿閣門廊櫛比し、丘陵森林相連り、溪流其間を流れる有様なので、防禦に有利で、攻撃に多大の困難を感じたのは事實であらう。(註二〇)

戦闘開始と共に銃丸觀物軒に到達したので、國王以下倉皇後苑の林中に避難した、朝鮮兵中清兵に従はない前後營兵は勿論、尹景完の率ゆる軍卒に至るまで銃を捨て、潰散し、觀物軒附近は一兵の守るものもない。竹添公使は國王の避難を知らず、村上歩兵大尉は諸門より退却し來れる諸小隊を指揮して、觀物軒に據つて防戦中、國王初め朴泳孝・金玉均等いづれも後苑演慶堂に避難せるを知り、兵

を率ゐて同所に急行した。然るに同所は低地にあつて瞰射を受け、危険極まりないので、國王は武監に負はれて後苑玉流川大極亭(?)に避け、ついで其後方北墻門に移つた。此時既に薄暮に及び、日清兩國兵の接觸を失つたため、戦闘は自ら中止せられた。

獨立の大業は今や頓挫を來したことは明瞭となつた。洪英植・金玉均は國王を仁川に移し、日本國政府の援助を待つことを極力主張したが、國王は仁川に蒙塵することを拒み、竹添公使も沈思するのみである。時に北墻門一帶には別抄軍領兵官泰安府使洪在義の率ゆる一隊が屯して居たが、國王を識別するに由なく、唯日本人を認めて狙撃し、國王の身邊は極めて危険である。金玉均は武監に命じて國王臨御を大呼せしめ、僅かに一時射撃を中止することが出來た。かくして國王の所在も判明したので、曩に北墻門より遠からぬ北關王廟に避難した神貞大妃・王妃は使を遣はして迎へられた。國王は大妃の無事を知り、即時同所に赴くことを希望された。北廟には有力な清兵の屯在するものがあらうし——實際清兵未だ同地に到着しなかつた——國王が清兵の手に落ちる事は、獨立政權の即時壊滅を意味するので、朴泳孝・金玉均・徐載弼は極力反對し、『雖脅陪宜向仁川』と主張し、竹添公使の決心を促した。竹添公使は従はずして、今日本兵を以て引續き國王を護衛すれば、朝鮮兵の發砲によつて國王の一身に危険を及ぼす虞がある。萬一の事があれば大事瓦解するであらう。一旦退いて後圖を

謀る外はないと陳べ、淺山三等屬を通じて、國王に拜別した。國王之を聞き、洪在義等に擁せられて北關王廟に急行せられた。洪英植・朴泳教及び士官生徒若干名は尙國王に陪從した。(註一)

國王に拜別した竹添公使は、村上警備隊長に命を傳へ、北墻門を出で、韓兵竝に亂民の襲撃を撃退しつゝ、迂回して公使館に歸還した。此戦闘に於て歩兵曹長飯島碩太郎・兵一名戦死し、歩兵中尉面高俊一・兵七名負傷した。尙朴泳孝・金玉均・徐光範・徐載弼・邊樹・柳赫魯等は竹添公使に隨行して、日本國公使館に避難した。

曩に十二月四日夜出勤に臨み、竹添公使は外務四等屬大庭永成を公使館に留めて、後事を管せしめた。公使館に残留する兵員は七名に過ぎないが、公使館新築に従事した請負人職工・人夫七十餘名が尙館内にあり、萬一の際には其力に依頼することが出来た。之に反して警備隊本部は全く防備なく、銃工・縫工・雜役夫・御用商人等六名が留守するに過ぎない。泥岬初め南部に散在する居留民保護の方法は全く考慮せられず、萬一の際公使館に集合することも通達せられなかつた。竹添公使・島村書記官・村上歩兵大尉等は、既に清兵と交戦することを豫想して居る。その場合は京城全市が非常な混亂に陥り、第三國人にすら危難の及ぶことは、アメリカ國公使・英獨兩國總領事も知悉して居る。竹添公使等が日本居留民の危険を豫想しなかつたとは、殆ど信じられない事實である。(註二)

十二月四日より五日にかけては流言紛々たるのみで、市中特に危険の徴を見受けられなかつたが、六日に至り國王廢立・神貞大妃薨逝の流言傳はるや、滿都の軍民憤激し、日本人に對する感情刻々に悪化した。同日午後昌德宮に於て日清兵衝突し、銃聲響き渡るや、同日夕刻より京城は全く動亂状態に陥つた。清兵・朝鮮兵は入り亂れて日本國公使館を攻撃したが、大庭四等屬に指揮せられた居留兵員・館員・職工によつて撃退せられた。警備隊本部は防戦不可能で、残留非戦闘員は全部虐殺せられ貯藏糧米は掠奪せられた。最も悲惨なのは居留民である。彼等の多數は長崎縣對馬人であつたが、自衛の手段もなく、唯亂兵亂民の掠奪暴行慘殺に任せるより外に方法がなかつた。かやうにして居留民二九名(婦人一名を含む)は、悲惨な最後を遂げた。世人は清韓亂兵の殘虐な所業に悲憤の涙を瀦ぐ前に、當然居留民保護の任に當るべき外務省警察官及び警備隊を政治上の目的に使用し、動亂に際して居留民の收容を怠り、彼等を運命のまゝに放置した竹添公使及び公使館警備隊長の責任を看過して居る。(註三)

竹添公使及び警備隊は六日午後七時三十分歸還し、公使館は安全となつた。居留民中可能のものは公使館に避難し、一部は清營及び外國公使館に收容せられた。亂兵は公使館に發砲投石し、又放火するものがあつたが、之を驅逐するに困難を感じない。當時公使館内にあるもの、公使館員家族及び僕

婢合計三十餘名・請負人・職工・人夫等七十餘名・兵員百四十餘名・避難居留民十餘名、合計二百六十餘名に達して居た。

日本國公使館には警備隊も配置せられ、優勢な清兵の攻撃を受けない限り、久しく維持することが出来るが、警備隊本部を掠奪せられたため、糧食の缺乏を來し、粥を給しても、十二月七日夕刻まで支へることが出来なかつた。竹添公使・島村書記官は北岳によれば二週間、南山に據れば一箇月防戦可能であると豪語した事實を早くも忘れ、唯一日にして仁川に退去して、政府の後命を待つ外手段を知らず、村上歩兵大尉と協議の上、全員公使館退去を申渡した。時に博文局より避難した井上角五郎は、龍山萬里倉には官米を貯藏して居るので、之を強制徴發すればよい、苟くも國旗が公使館屋上に翻る限り、自ら京城を撤退するのは不利であると主張したが、村上歩兵大尉は此策を危険として従はなかつた。公使は命じて機密文書を燒棄し、御眞影を捧持し、又照會を督辦交渉通商事務金弘集に致して、公使館及び附屬廳舎の保管を依頼した。(註一四)

大日本欽差大臣竹添

爲照會事、照得日來貴國亂民、漸迫我公使館、放槍放火、投擲石塊、岌岌乎危殆、而貴政府坐視不制、故本大臣暫移仁川、欲稟商於本國政府、以取進止、爲此照會貴政府、應請本大臣暫移之

間、保護我公使館可也、併祈即刻照覆爲盼、須至照會者。

右照會大朝鮮國督辦交涉通商事務金

明治十七年十二月七日。(註一五)

此照會に接して統理衙門が新築公使館保護について、適當な手段を取る前に發火全燒した。自燒か或は放火か不明であるが、公使館小使宋尙吉は失火の状況について、『十月十九日(十二月六日)申刻、館内所有文書冊子、堆積大廳、以石油一桶灌之、火起後、告於竹添進一、遂令日人紛紛逃去』と陳述して居る。(註一六)

十二月六日、日清兩國兵衝突以來、京城各城門は固く閉鎖せられ、何人の通行も許さない。之は城内の治安を維持し、叛徒の逃亡を防止するため、先例によるものであるが、竹添公使等は之を以て日本國公使・軍隊の京城退去を沮止し、屢殺する計畫であることを危惧した。乃ち一同決死突出に決し、村上歩兵大尉指揮の下に、歩兵少尉安藤殿水を前衛、歩兵中尉小谷種美・面高俊一を後衛とし、公使以下非戦闘員を中央に置き、負傷者及び彈藥は職工・人夫に運搬せしめ、午後二時三十分公使館竿頭に翻る國旗を卸して突出した。南大門の防禦が最も嚴重であるとの情報が傳へられたので、校洞より鐘路に出で、途朝鮮兵の襲撃を撃退しつゝ、西大門を突破して、楊花津より漢江を渡つた。時午

後五時三十分である。

楊花津渡江後韓兵の追撃するものなく、降雪を冒して、翌十二月八日午前八時仁川領事館に安著した。(註一七)

竹添公使及び公使館警備隊の京城撤退は頗る過早で、當時京城の内外に尙潜伏し、或は亂民亂兵に抵抗しつゝあつた非戦闘員を遺棄した結果を來して居る。それ等の不幸な犠牲中最も惜むべきは、公使館附武官陸軍歩兵大尉磯林眞三である。同大尉は國王・王妃にも信頼せられたことは第五〇に述べた如くで、その特権を利用したためでもあらう、日本人として例外なほど、屢々朝鮮内地を旅行し、地方官にも好感を以て迎へられた。今次忠清道旅行に際しては、全く事變の勃發を豫想せず、歸途十二月七日水原府に於て變亂發生の急報を得て、——統理衙門より萬一を慮り、急使を發したものであると云ふ——京城に歸還したが、其途果川縣に於て亂民に襲撃せられ、隨行の參謀本部語學生赤羽平太郎・從者幾度平太と共に慘殺せられた。隨行員一名の屍體は、漢江南岸銅雀津附近で發見せられたと云ふ。(註一八)

是より先、仁川駐在二等領事小林端一は、十二月五日午後四時京城變亂の報道に接し、御用掛武田甚太郎を京城に急行せしめた。ついで武田御用掛の報告及び各方面の情報により、事態の重大な事を

知つたが、八日午前一時公使館御用掛武田邦太郎京城より急行し來り、公使の撤退を報告したので、直に在泊軍艦日進艦長海軍少佐尾形惟善に請求して、陸戰隊を揚陸し、領事館居留地の警備に宛て、又公使館員避難民收容の準備を整へ一行を迎へた。公使館警備隊は到着と共に、海兵に代つて配置に就いた。尙小林領事は八日午後急達を以て、居留民中婦人小兒を召集し、京城より來著せる公使館員家族竝に非戦闘員と共に、在泊の共同汽船株式會社船千歲丸(船長辻覺三郎)に收容した。仁川に於ては公使來著前後より流言非語行はれ、人心洶々たる有様であつたが、小林領事竝に監理仁川口通商事務洪淳學の措置宜しきを得て、幸に無事であつた。(註一九)

超えて十二月十日曩に清管及び合衆國公使館に收容せられた居留民一六名、及び合衆國公使館及び英國總領事館に分派せられた兵員が仁川に護送せられ、小林領事に引渡された。(註二〇)

十二月十一日汽船千歲丸は避難民を載せて、仁川を解纜して長崎に向つた。竹添公使は外務一等屬木下眞弘を同船に便乗、外務省に事件の經過を詳報せしめた。朴泳孝・金玉均・徐光範・徐載弼・李圭完・鄭蘭教・柳赫魯・邊樹等は竹添公使に同行して仁川に到着したが、公使は彼等が日本に亡命するのを好まず、領事館にも收容しない。金玉均等は舊知の第一國立銀行仁川出張所支配人木下清兵衛方に赴いた。かの井上角五郎も公使に同行したが、千歲丸船長辻覺三郎に懇請して、朴泳孝・金玉均

等を乗船せしめ、長崎に送つた。此事は竹添公使・小林領事共に關知しないところである。(註二)
 此間京城は頗る多事であつた。十二月六日夕竹添公使及び朴泳孝・金玉均等と別離を告げた國王は、北關王廟に於て神貞・明憲兩大妃・王妃等と相會せられた。曩に昌德宮後苑の戰鬪に於て、日本軍と接觸を失つた清國軍は、北廟に國王一行ありと聞知し、營務處袁世凱は同所に赴き、國王一行を收容、一旦崇仁門外覺心寺前大將李景夏第に次した後、吳統領營に移御した。陪從の洪英植・朴泳教及び士官生徒若干名は、或は朝鮮兵によつて慘殺せられ、或は清兵の手に斃れた。(註三)
 國王を獨立派の手裡より奪還した韓廷は即夜急に活動を開始し、先づ督辦交渉通商事務金弘集の名を以て、竹添公使の不法を難詰し、又合衆國公使・英獨兩國總領事に照會して、日本國公使が叛徒と通謀して、國王を拘禁し、大臣を殺害した事實を訴へ、其公正なる判斷を求めた。

爲照會事、本月十七日戌時、内協辦閔泳翊、爲盜被所刺、尙未至死、而日本公使竹添進一郎、信聽我國奸臣金玉均等矯旨之言、并未接我政府外署公文、突率兵深入宮闈、禁止出入、音信不通、本署初猶謂日本保護、必無他意、不意奸臣等、藉其兵威、逼我大君主移景祐宮、旋又移李判書載元宅、大臣六人俱無故受戮、其勢滔天、將有不測之禍、本督辦率同寅、入謁我大君主殿下、被日兵阻攔、居民憤迫、將攻日兵、本督辦等恐有加害于日兵、轉托中國駐防營、由外保護、而不料

日兵先放砲接仗、中國兵已傷數十人、始爲收兵、宮禁之地、何等深嚴、而日兵竟于開龕、蹂躪宮禁、殊爲不解、幸賴中國兵扶護、殿下現已回駕、惟日兵和我奸人、擅入我宮、脅我殿下、戮我大臣、殺我保護之兵、曲直判然、希貴大臣約同各國公使、準明酌理、核辦賜覆、實爲公便、爲此照會、請煩貴大臣○責總領事查照施行、須至照會者。(註三)

之と同時に清總辦朝鮮商務陳樹棠にも照會して、清國軍の出勤に謝意を表し、且「但此次、日本公使保護之舉、未知作何主意、據何公法、已經照會各國公使、自有不易之公論」の旨を通告した。(註四)
 十二月七日には國王は下都監袁營務處營に移御した。是日大臣卿宰を召見し、十二月五日減下した諸官を還任し、更に大更迭を行つた。沈舜澤を議政府左議政、金弘集を右議政、李教獻を親軍前營使李鳳九を後營使、李奎奭を左營使、趙秉鎬を督辦交渉通商事務、徐相雨を參議交渉通商事務、閔種默を漢城府判尹、李載完を禮曹判書、金允植を兵曹判書兼江華府留守に拜し、又前右營使閔泳翊を前職に還任した。翌八日教して、甲申年十月十七日(明治十七年十二月四日)夜より十月十九日(十二月六日)午後に至る間の一切の傳教を還收した。當日沈舜澤を議政府領議政、金弘集を左議政、金炳始を右議政に移拜し、前兵曹判書李載元の前職を還收した。十二月十日國王、同十一日神貞・明憲兩大妃・王妃・王世子嬪が昌德宮に還宮して、變亂前の舊に復した。十二月六日より十日に至る五日間、

京城の秩序は全く清國軍によつて維持せられて居たのである。(註二五)

(註一) 光緒朝中日交渉史料卷六(二三六)附件一總辦朝鮮商務道員陳樹棠稟。(二四〇)駐防朝鮮提督吳兆有等來稟。

(註二) 光緒朝中日交渉史料卷五(二四〇)駐防朝鮮提督吳兆有等來稟。(二七六)附件一駐防朝鮮提督吳兆有等來稟。

(註三) 甲申年十月十八日袁督務處抵沈拜澤書。

(註四) 華案卷七。

(註五) 甲申日錄。

(註六) 甲申日錄。

(註七) 善隣始末卷九、光緒朝中日交渉史料卷六(二八〇)附件三駐防朝鮮提督吳兆有等來往信件。

(註八) 竹添公使朝鮮京城事變始末書。

(註九) 甲申日錄、光緒朝中日交渉史料卷六(二七六)附件一駐防朝鮮提督吳兆有等來稟。

(註一〇) 公使館警備隊長村上步兵大尉報告、甲申變亂事實、光緒朝中日交渉史料卷六(二七六)附件一駐防朝鮮提督吳兆有等來稟。猶此戰鬪に關する袁世凱の報告は詳細であるが、往々誇大に失し、信じ難いものがある。

十九日(十二月六日)人心益洶、軍民結聚數十萬、將入宮盡殺倭奴、而韓廷中官來言、妃死、王存亡未卜、又聞英植等、徵國王庶子入内、年九歲、將謀廢立、冀主幼、英植專持國政、背中國而附東洋、卑職(袁世凱)等見事已急、若日兵親王東去別立新主、則在此保護彈壓、既失一國、又失一君、咎孰大焉、乃於已刻致書日使竹添、告以外間情形、將率兵入衛、兼護日兵、待至申刻不報、乃帶兵闖入、竝約定練之左右營、激以忠義、屬其隨同入宮、乘勢由後塔翻入、保護國王、無爲亂臣所害、吳統帶入宮左門、卑職入宮前門、張總兵斷後策應、宮中層樓臺室、永巷曲狹、極難防禦、日人見我軍已入、據高樓槍彈如雨、卑處隨員訓導陳長慶

常以公事與日使交接、卑職令其率兩哨先入見日使、告以入兵原委、日使不納、槍發不絕、該訓導屹立不移、而朴泳孝等督率朝鮮前後兩營、助日人來拒、卑營向有一哨在馬山轉運、僅止四哨、只得奮力向前、閉槍交戰、卑職所練左右兩營、亦助我聲勢、日兵擁入泳孝軍合戰、我軍士卒奮勇酣戰、泳孝前營死逃、僅餘五十人、後營餘百十人、皆附我軍、泳孝遁去、日兵見勢已孤、亦棄戈而奔、我軍追躡至後苑、日兵復回戰、吳張兩軍衝其左右、卑職自率親兵拒其前、正在交戰、不期日兵預設地雷格林砲、一時俱發、卑營相離最近、故戰歿六人、傷十四人、而親兵差弁爲尤甚、日兵見我軍不退、四面圍繞、乃盤踞一山、我軍仍圍繞山下、時至天黑、恐國王在山上不便多施槍砲、乃收隊回營、日兵亦於是夜潛回使館。(光緒朝中日交渉史料卷六(二七六)附件一駐防朝鮮提督吳兆有等來稟照錄委辦親慶等督會辦朝鮮防務袁丞世凱來稟)。

(註一一) 竹添公使朝鮮京城事變始末書、警備隊長村上步兵大尉報告、甲申變亂事實、光緒朝中日交渉史料卷六(二七六)附件一駐防朝鮮提督吳兆有等來稟。猶十二月六日甲申日錄の記事は左の如くである。

(新曆)十二月六日(上略)、竹添忽對李洪兩大臣(左議政李載元・右議政洪英植)言、日本兵勢、不可許久屯駐、今日欲擬歸軍兵、余驚愕曰、惡是何言也、吾輩自立之方、若少就緒、則固不待公使之言、然今方檢試各營兵丁所持之銃劍、皆銷厚如紙、皆彈丸不可入、今方解開而掃灑、若於此時公使撥兵、事必敗矣、贖俟三日退撥貴兵、則吾黨之事稍稍準備而無虞、且雖退兵、必要士官十人、定以教師、使之常住近衛而操練之意、屢有反覆開陳、竹添始諾從(中略)、因籌畫防禦清兵之策、兼大行改革之舉、忽聞自清陣有士官入來、要謁主上、余曰不可、若吳袁張三人入來、可以許接、一無名士官、豈可容易接見也、乃要李洪大臣出座誠正開、而細論事狀、彼有呈一書于大君主者、(中略)以都承旨朴泳教、奉勅賜答書、(以此之故、亂後朴君被袁手之毒)、彼受領而退、俄而又清陣通詞來言、袁世凱今請陸路、率兵士六百名入關、分二隊三百名式、從東西門入來云々、余招通詞及差備官而諭之曰、袁司馬之謁見、則理固不防、惟率兵一事、決不可許、若堅執強行、當有不好之舉、(聞清兵將行不測之舉、言于竹添、更飭各營兵士、而戒心掃磨銃劍更著急)、仍參贊諸人、方有廟議于親物軒後堂、午後二時半、見有二封書、到于竹添、且書未開封、忽聞砲

聲震發、從東南門、清兵挾攻而入、宮中震然、倏忽之間、王妃及世子・世子嬪、已出宮向北山、又聞王大妃・大王大妃・順和嬪皆已出宮門云、余急入寢室、寂無人、急與徐君出後門、遙望大君主率武監及兵丁四五人、已登後麓、余大聲疾呼而止之、急趨至挽留、轉下于山下之延慶堂、急使邊君招竹添來、此時銃彈如雨下、人不可行、邊君冒彈雨而往、同竹添來、竹添手持清陣之書方展讀、於是竹添及吾黨若干人侍衛、日本兵方執于觀軒前後、如前後營兵、方解開統節、皆赤手逃散、計無所出、余之讓于竹添曰、事至於此、勢無奈何、可陪大君主急往仁川、作後圖可也、上聞此言曰、吾決不欲往仁川、可往大王大妃行到所、雖死一處爲教、竹添對余曰、大君主如此不肯、將若之何、當此時彈丸漸多、不可久留、仍又轉登後麓、移時彈丸又逼至、凡五次移遷、寬至于東北之宮門內、上決欲往北廟、(王妃及諸殿、自北廟送人請上臨)、余與朴君徐君(載弼)洪君力挽止、雖脅陪、宜向仁川之意、願言于竹添、竹添不答、而有所思、時有別抄軍爲名者百餘人、(此是各營之額外別抄者、而聞自清陣、招集此輩、而有約束)從大關後北山之上發砲甚急(見日本服色而發砲者也)、余使武監大聲喝曰、大君主臨御此處、安敢放砲、似有違巡之勢、時日已向昏、日兵亦稍稍解歸于山下、傳清兵占據大關各處殿閣、只放火四所、不來挑戰云、竹添乃言曰、日本公使之保護主上、反有貽累于聖躬、勢不如暫爲退兵、以爲善後之策云、余乃大驚、以日語疾言曰、凡大君主之決欲出北門已七八番、而皆吾輩行無理之舉而停留之、惟恃公使之終始保護爲望、今若退兵、後將如何、竹添曰、此則不然、今發砲者、非但清兵、朝鮮人亦有響應、至於對君上而發砲、此爲日兵護衛之故也、萬一若有不幸之事、大事瓦解、吾決退歸、而以圖後策云々、淺山譯之而告之、上聞此語、急要出北門而行、而余料以北廟之近處、必有清兵埋伏、吾輩若尾從、必被清賊之毒手、乃與朴君及兩徐君、言于竹添曰、吾輩將若之何、理當隨吾大君主而行、然公使歸後、將以何策謀後耶、竹添曰、彼既先發無理之舉、汚辱兩國、我國亦當以兵從事、公等宜從我後也、余即決之(下略)。

(註一二) 竹添公使朝鮮京城事變始末書、漢城之殘夢。

(註一三) 警備隊長村上步兵大尉報告、明治十七年事件仁川領事館書類、漢城之殘夢。

(註一四) 竹添公使朝鮮京城事變始末書、漢城之殘夢。

(註一五) 日案卷三、善隣始末卷九。

(註一六) 王芸生 六十年來中國與日本卷一 二二七頁。

(註一七) 竹添公使朝鮮京城事變始末書、警備隊長村上步兵大尉報告、漢城之殘夢。

(註一八) 明治十七年事件仁川領事館書類、統理衙門日記卷四李太王甲申年十月二十六日・二十九日、議政府謄錄李太王甲申年十二月十二日。

(註一九) 小林仁川駐在領事京城變動紀聞・京城變動紀聞餘錄。

(註二〇) 小林領事京城變動紀聞餘錄、統理衙門日記卷四李太王甲申年十一月二十四日、光緒朝中日交涉史料卷六(二八〇)附件二駐防朝鮮提督吳兆有等來稟。

(註二一) 善隣始末卷九、明治十七年事件仁川領事館書類。

(註二二) 甲申變亂事實、光緒朝中日交涉史料卷六(二七六)附件一駐防朝鮮提督吳兆有等來稟。

(註二三) 美案卷三督辦金弘集到美國全權大臣照會、英信卷三督辦趙秉鎬到英國總領事阿照會・阿總領事到督辦趙秉鎬照覆。

(註二四) 華案卷七督辦金弘集到清總辦陳樹棠照會。

(註二五) 日省錄李太王甲申年十月二十日・二十一日・二十三日、光緒朝中日交涉史料卷六(二八〇)附件二駐防朝鮮提督吳兆有等來稟。

(註二六) 會辦北洋事宜吳大澂訪查朝鮮亂黨滋事緣由節略。

第五三 日韓交涉の停頓

明治十七年十二月七日(甲申年十月二十日)早朝、日本國公使館が朝鮮亂兵亂民のために包圍状態にあつた時、一名の朝鮮人が一封の書状を公使館門外に放置して逃走した。之を取見するに、乃ち督辦交渉通商事務金弘集より竹添公使に對する照會であつた。

大朝鮮督辦交渉通商事務金

爲照會事、照得本月十七日戌刻、内協辦閔泳翊偶爲盜傷、竝未至死、亦尋常事也、而不料貴大臣率兵深入宮禁、斷止出入、信息阻隔、先移大君主于景祐宮、繼又移于李判書載元宅、連戮大臣六人、均不解其故、無知小民、未能無憾于貴大臣、將聚衆攻戰、本國轉託中國駐防之保護兵、入内保護、深恐居民加害于貴兵、而相見之時、貴兵阻攔、先發槍砲、竟至互有所傷、宮闕之内、作爲戰場、雖貴大臣亦一時錯謬、意在保護、必無他意、而各國均有保護之約、已經照會各國公使、會商酌理、亦希貴大臣酌核見覆可也、爲此備文照會、請煩查照、須至照會者。

右照會大日本欽差辦理大臣竹添

大朝鮮國開國四百九十三年十月十九日

○明治十七年
十二月六日 (註二)

此照會は倉卒の際起案せられ、真相を誤るものがあるけれども、變亂の責任を竹添辦理公使に轉嫁するものとして注目に値する。

竹添公使は統理衙門の照會を一閱後、即時に照覆を作成して、統理衙門の主張を反駁し、特に「貴大兵臣兵を率ゐて深く宮禁に入り、出入を斷止し、信息阻隔す」との一條については、其國王の諭旨によることを釋明した。

大日本欽差大臣竹添

爲照覆事、本大臣率我護衛隊、入貴國王闕者、係奉貴國大君主派使、諭以日使來衛等因、謹遵上諭、即時馳赴王闕、詎意昨日清國兵不意闖入闕門、與貴國兵相合、先行發槍、遂至四面攻撃、本大臣因奉有來衛之諭、故不得已而應發小槍、始終陪隨大君主、以竭護衛之誼、其後大君主切慕大君母、至有雖死必往待之諭、竟由後門、幸於貴國兵陣之中、本大臣帥兵欲陪從、即爲貴國兵被槍擊、因恐萬一誤有震驚大君主之事、則却失護衛之誼、在後門拜別、遂率我護衛隊歸館、茲接貴督辦照會、載有先移大君主於景祐宮云云之語、特所不解、本大臣於移幸之事、一無所關、奉諭入宮、祇隨鑾駕所幸、追陪護衛而已、至於連戮大臣六人之語、尤不勝驚駭、本大臣在宮、未嘗須臾離大君主之傍、亦未見有戮大臣之事、而我兵則專守衛大君主所在之四面、其他諸門、則僅置守衛有出入者、則一々問其姓名而傳奏之、經許可而始使通行、其他則非所與知也、而貴督辦有云云之語、不知有何所據而然乎、此事所關極重大、請舉其證以示本大臣、至如貴國人民、聚衆攻擊、不

知其何故、來文又云、我兵阻攔、先發槍砲、試思王宮諸門誰守之、即非貴國兵乎、我兵止守衛大君主所在之處、槍砲之聲連發也、大君主驚極、有此何事之論、論未畢而槍丸至于王所、故我亦不得已而應之耳、此衆所共見、更望貴督辦詳查當時情由、無錯誤事實顛倒曲直可也、爲此照覆、須至照覆者。

右照覆大朝鮮督辦交涉通商事務金

明治十七年十二月七日。(註二)

本書と共に、前日昌德宮觀物軒に於て受領し、開拆するに暇がなかつた清統領吳兆有公函に對する回函を作成し、同統領の誤解をも釋明した。當時日清兩國官憲間の聯絡は全く中絶して居たので、統理衙門宛照會と同封し、公使館内にあつた典洞居金成一に附して送致せしめた。(註三)

竹添公使の仁川撤退は、韓廷竝に清官憲を驚愕せしめた。蓋し韓廷は竹添公使が本國政府と密接なる連絡を保ち、優勢なる陸海軍を引率して、仁川より再び入京、朝鮮國政府の責任を問ふことを豫想したからである。乃ち督辦交涉通商事務金弘集は、十二月七日公函を在仁川竹添公使に送つて、『今聞貴大臣遷出城外、將向仁川、愕然失圖、誠未曉旨意之所在也、應請貴大臣暫回高軒、從公妥商、實所區區企望者也』と懇請した。ついで十二月八日には、督辦交涉通商事務趙秉鎬を大官、監理仁川口

通商事務洪淳學を副官に差下して、仁川に派遣した。(註四)

大官趙秉鎬は十二月九日仁川に赴き、副官洪淳學を從へ、日本國領事館に於て竹添公使・小林領事と會見、淺山外務三等屬の通譯で、國王の慰問の辭を述べ、且『此度の騷擾事件に付而は、最早京城内も靜謐と相成候に付、御上京相成度候旨をも勅語に有之候』と傳へた。竹添公使は事件の發生竝に經過の大略を説明し、朝鮮國政府の措置を非難するや、趙秉鎬は昨日督辦交涉通商事務を拜命したばかりで、委細の事情には通せず、唯王命によつて公使の進京を勸告するのみであると答へた。竹添公使は『如此一大變亂あるも、貴政府の御施政上、靜謐御説明あるも難信次第に有之候、故に進京は致難き事に候』と斷言しい。朝鮮國政府より相當の代價條件を提示せられなければ、再入京を拒絶する決心を示した。(註五)

趙秉鎬督辦の復命によつて、竹添公使が即時本國より特派せられた陸海軍を率ゐて、再入京する模様もないことを看取したらしい。又朴泳孝・金玉均・徐光範・徐載弼等の獨立黨首魁が、竹添公使に従つて仁川に脱走し、日本人の保護を受けて居留地に潜伏することを聞知した。韓廷の態度は極度に硬化せざるを得ない。更に國王が獨立黨に推戴せられた三日間に與へた一切の公約言質を、無効として、解消せしめる必要がある。之がためには變亂及び革新に關係ある一切の事項は、朴泳孝・金玉均

等が竹添公使と共謀の上施行したもので、國王は脅迫された結果、已むを得ずして承認を與へたと主張する方が外交上有利である。乃ち十二月十日照會を以て、竹添公使の主張に逐一反駁を加へた。

大朝鮮督辦交涉通商事務趙

爲照覆事、照得頃接貴曆十二月七日出抄錄照會一件、八日出信函二件、均已閱悉、向因敝署所送文件、久未見覆、遂致兩情相阻、深以爲恨、今承來示、始覺豁然、而尙有未盡事理者、請冒煩白之、本國設有交涉衙門、所以辦理各國之事也、雖細故應無外署不知之理、況動兵入宮、是何等之事、而無外署隻字之據、半夜與戎、直入寢殿、雖心急保護、不察奸人之情、稽諸公法、恐無是例、本月十七日夜郵局之宴、即奸人謀變之會也、既行刺以除其所忌、復藉此以恐動上心、至有請召外兵、逼迫移宮之舉、奸人之許多詭計、貴大臣無由盡知、何不一書探問於外署、明白見覆、知其有何處亂起、義當赴援、然後動兵、則豈不光明正大、雖我民之蠢愚者、亦豈不稽首感頌乎、今乃信奸人矯旨、以爲確憑、遽興師、徒警動宮禁、無乃不思之甚乎、所云日使來衛四字、即其矯旨之文、只言日使、未有帶兵字樣、竝無鈐寶之憑信、貴大臣亦何據而興兵耶、至於脅制王上、戕殺大臣、斷非剖判以來爲人臣子之所可爲、貴大臣乃自處局外、不欲干預、若處局外、則不應保護、既任保護、則其內裏情形、不能不塗諸耳目、門外數萬紳民、號泣祝天、貴兵揮劍攔止、門內十數

奸徒、恣行毒虐、任其所爲、至我王上身在核圍、衣染穠血、忍憤含辱、不得自由、貴大臣未曾須臾離傍、則其冤號慘委之狀、詎有不一二經眼者耶、古有以兵爲諫、未聞幽囚其君、屠殺其臣而爲忠者也、貴大臣過聽凶黨之言、濟其惡逆之謀、乃曰非所與知、保護之義果何在耶、主辱臣死、義所當然、我民之聚衆攻擊、我兵之開砲逐寇、乃出於秉彝之性、至云不知何故、請易地而思之、貴國如有此變、舉兵民袖手而觀、不亦乖於親上死長之義乎、奉還王上之後、敝署尙以交誼爲重、禁止兵端、至於無知小民、蓄憤而不得洩、往往奮拳互有死傷、以此歸罪、不近於總功之察乎、貴大臣出城之時、敝署未知、但見火起公館、失驚走探、據云貴館人自焚、實非土民所爲、既自燒而又請保護、不亦難乎、城門之閉、寔防凶黨之逸走、豈有爲難於貴大臣之意哉、僅一閉門、并無派兵防守、其意之無他、曉然可知、況貴兵之全隊以去、未始非我政府飭諭軍民、無得妄動之厚意也、不然則豈無一矢之相加乎、惟此凶黨、鼓其簧舌、熒惑尊聽、貴大臣似未察悞、故敷陳心腹、用佈左右、貴大臣若審其情形、必渙然冰釋、惕然追悔、知小人之可惡矣、凶黨洪英植已經兵民等齊憤誅殺、尙有金玉均・朴泳孝・徐光範・徐載弼等、逃脫法網、未得拿獲、比聞該犯等剃髮改裝、走向仁川、貴國人或憐其窮鳥之投、收留寄息、王章無可施之日、天下之惡一也、應請貴大臣、將此四凶、拿交地方官、庶見友誼之愈篤、而將有辭於四海萬國、諒貴大臣犁然有契、迅行拿交、以泄

神人之憤、以乎條約之意、爲此備文照會、請煩貴大臣查照、迅辦可也、須至照覆者。

右照覆大日本欽差大臣竹添

甲申十月二十三日。○明治十八年(註六)
十二月十日

十二月十日統理衙門照會は、十二月七日照會の不備な點、即ち大臣連戮等の條項を除き、足らな
いところを補つたもので、其内容は七項に分たれ、朝鮮國政府の事件處理の方針を聲明したものと
して、特に重要なものである。(一) 竹添公使の帶兵入衛は、當然涉外官廳たる統理交涉通商事務衙門
に照會すべき筈であるにも拘らず、其手續を怠つたこと。(二) 國王が日本國公使の保護を要望した
のは、奸臣の矯旨であり、所謂「日使來衛」の四字は其矯旨の文で、憑信たるべき國實を銜して居な
いこと。(三) 日本國公使は兵力を以て國王を監視し、宮門を閉して、外部との連絡を遮斷し、奸臣
の兇行を補助したこと。(四) 日本國公使が凶黨の言を過聽し、其惡逆を助けたため、軍民が憤激し
て、日本國公使館を攻撃し、居留民に迫害を加へ、其結果彼我軍民に死傷を生じたのは已むを得ない
事で、朝鮮國政府の責任に歸すべきものでないこと。(五) 公使館の燒失は、館員の自燒で、亂民の
放火でない事。(六) 京城の各城門を閉鎖したのは、凶黨の逃亡を防止することを目的とし、日本國
公使の退去に妨害を加へる如きは豫想して居なかつたこと。(七) 凶徒金玉均・朴泳孝等は斷髮洋裝

して仁川に逃亡し、日本人の保護下にあるが故に、速かに逮捕引渡されたい事。

統理衙門の抗議に對して、竹添公使は十二月七日照會の分と合して、十二月十二日付照會を以て、
詳細に反駁を加へた。

大日本欽差大臣竹添

爲照覆事、接准貴曆甲申十月廿四日照會、閱悉一切、來文曰、設有交涉衙門、所以辦理各國之事
也、雖細故、應無外署不知之理云云、查本大臣駐劄以來、若覲謁若慶賀若賚賜、或由軍國事務衙
門傳之、或由內官口宣、或由內使口宣、乃今秋召我護衛兵、以演武於禁內、亦初由軍國事務衙門
傳之、以雨不果而止、其後再有演武之命、即由內使口宣、凡如此類、不論事體大小、皆無貴署箋
字之據、貴大臣顧未之思耳、來文又曰、本月十七日夜郵局之宴、即奸人謀變之會也、既行刺、又
藉之以恐動上心、至有請召外兵、逼迫移宮之舉、十數之奸徒、恣行毒虐、貴大臣過聽凶黨之言、
任他惡虐之謀、乃曰非所與知、保護之誼、果何在耶云云、查十月十九日照會曰、貴公使先移大
君主于景祐宮、繼又移李判書載元宅、連戮大臣六人云云、今乃以移宮連戮、爲出奸徒之舉、是
前照會、誣本大臣被以大罪也、吁亦甚矣、且來文內屢曰、動兵與戎、興師起兵、夫我兵之駐在貴
國、據兩國所訂條約、以護衛本大臣也、故每本大臣出入、必隨衛焉、入闕造貴署、均無不從行、

則奉日使來衛之諭、入闕之時、我兵護衛、固其常也、名之爲動兵、與師興戎、與師起兵、無乃失當乎、來文又曰、何不一書探問於外署云云、夫變起倉卒、內宦踵至、來衛之命、急於星火、何暇探問於外署、況內宦之傳諭、先是未嘗有探問於外署之例也、抑貴大臣等、果知赴君難之爲義、何不即夜馳赴宮闕、保護大君主、乃至明日又過明日、未見入侍君側、而反責本大臣奉諭入闕耶、本大臣所謂保護者、即保護大君主也、本大臣之始至景祐宮也、值慶興已臨幸、而大君母之駕方至、貴國營使兵弁及內宦雜役等、紛集雜沓、尤難於譏察、而宮內地廣、諸門阻隔、非僅僅我兵耳目所能及也、故我兵奉命護衛寢殿、而出雜役等于寢殿之門外、而貴兵弁護衛寢殿後、又貴兵弁與我兵分守諸門、當此時本大臣止知保護大君主、何暇顧其他、故曰其他非所與知也、來文又曰、奉還大君主之後、敵者尙以交誼爲重、禁止兵端云云、夫果禁止兵端、何爲貴兵弁屢來槍擊我公館耶、貴政府既悉知貴國人民、欲聚衆攻戰、而不鎮壓之、又不通知於本大臣、見貴民之攻擊、貴兵之開砲以爲義所當然、貴政府待外國使臣之道果如此耶、況當避難而退、貴兵民要本大臣於路、發槍放矢投瓦石、不知其幾處、過左營之傍、則連發大砲小槍、攻擊尤烈、及斬門而出、貴兵弁追擊不絕、渡漢江時、貴兵弁由舟中用槍、頻爲狙擊、夫如此而尙謂貴政府飭諭軍民、無得妄動耶、又尙謂無一矢之相加耶、又尙謂豈有爲難於本大臣之意哉耶、來文又云、火起公館、失驚走探、據云貴館人

自燒云云、試思自燒公館、有何所利乎、既無所利、何爲自燒、本大臣午後二點半鐘時出館、五點鐘時渡漢江、顧見黑煙衝天而上、按其方位、疑爲我公館、其間已經二點半鐘時之久、又據我國人自漢城逃歸者所說、貴國人與清國人爭入我公館、搬出貨物然後放火、是皆足證其非自燒也、至凶黨拿獲一項、早經我領事小林出示、飭諭我人民遵照在案、故無收留寄息之虞、昨又經再行申飭、斷無剃髮改裝及可疑之人也、相應照覆貴大臣查照可也、須至照覆者。

右照覆大朝鮮督辦交涉通商事務趙

明治十七年十二月十二日。(註七)

竹添公使の反駁を見るに、統理衙門の抗議七項に對して答へたところは、(一)・(二)・(三)・(四)・(五)・(七)の六項であるが、頗る不満足たるを免れない。(一)に對しては、從來國王の内旨が多く統理衙門を経由しなかつた實例を擧げて、辯解に努めて居るが、其論旨は必ずしも正鵠を得て居ると云ひ難い。思ふに明治十七年十二月四日竹添公使の入闕の如きは、政治上全く特例に屬するもので、既に國王の請求が統理衙門を経由して居ないのみならず、朝鮮は君主獨裁制で、國王の意志は最終で且絶對であるから、國王の請求だにあれば、外交上の手續如何を顧慮することなくして、即時之を應諾するとも、違法と云ふべきでない。金弘集・趙秉鎬が外交上の形式論を以て、竹添公使を論難するの

は、陳樹棠・袁世凱等の指示によるものであらう。

(二)の問題は最も微妙で、且本質的のものである。統理衙門は「日使來衛」が奸臣の矯旨で、竹添公使が過つて之を信じたと論ずるが、竹添公使は一言も之について釋明しては居ない。但統理衙門が來衛に率兵の意味を有せずと強辯して居るのに對して、一々辯明の辭を費して居る。竹添公使の主張によれば、京城駐屯の日本軍は公使護衛の任務を有するもので、事實上公使が公務を以て入關する時、又統理衙門を訪問する時、必ず軍隊を引率する例である。今次軍隊を引率したのも、此例に従つたものに過ぎず、特に「興師起兵」と云ふに當らないと云ふのであるが、此解釋は全く三百代言的である。蓋し公使が公務を以て、公使館外に出でた場合、軍隊を引率するのは、護衛と云ふよりも、寧ろ儀仗の意味を有するもので、固より多數を要しない。今次の變亂に當り、警備隊一中隊が全員戦時武裝して、公使館に集合したのは白晝の事件で、何人の眼も欺くことが出来ない。公使が此兵員を引率して入關したのは、否定することも無駄である。思ふに朝鮮國王の親書には「入衛」と明記して居る。即ち日本國公使の保護を請求したものであるから、「帶兵」の字句の有無に拘らず、必要な軍隊を引率したのは當然である。

次に(三)の問題は統理衙門の誤解は自明の理で、自然に解決するものと信じたらしう、特に釋明を費して居ない。けれども統理衙門が風説を信じて、國王の景祐宮移御及び卿宰六名殺害の責任を日本國公使に歸したのは、重大な過失であるから、更に強硬に反撃し、其釋明を要求すべきであらう。

(五) 日本國公使館燒失の原因は當時不明であつた。清兵・朝鮮亂兵亂民が掠奪後放火したと云ふ公使の主張は、遭難日本人の證言に據るもので、信憑することが出来ない。いづれにせよ、竹添公使が公文を以て、新築公使館の保管を統理衙門に依頼したところを見れば、同公使が命じて、放火自燒せしめたものでないことだけは確實である。(七) 金玉均・朴泳孝等獨立黨要人は日本に亡命すべく、既に千歲丸に便乗して仁川を去つたが、竹添公使・小林領事共に全く關知して居ない。従つて此釋明は手落の點はあるが、眞實を述べて居るものである。之を要するに竹添公使の照覆は、一身の行動を釋明するに急で、其論旨支離滅裂、恰も統理衙門の非難を自ら承認する結果を來して居るのは遺憾である。

統理衙門に於ては、竹添公使の照覆を詳閱して、(六)の流言を信じて、卿宰慘殺の責を日本國公使に歸したことは、外交上重大問題を惹起する虞があることに注意し、十二月十三日左議政金弘集は、前督辦交渉通商事務として、公函を竹添公使に致し、原照會を繳還せられるやう請求した。竹添公使敢へて此請求に従はず、翌十四日國王の景祐宮移御について詰責するところがあつた。『(上略)披閱

之下、乃知殺戮大臣之事、業經貴政府查明、實係奸黨之計、非本大臣之所知、至移宮之事、未知果出於誰耶、望請貴大臣查明見覆爲幸」と。(註八)

當時韓廷内部に對日方針に關して、積極消極の二論があつた。消極論は奸臣の欺蔽にもせよ、國王の親筆御書を以て、日本國公使の保護を要請した事實を認め、所謂奸臣と稱するものが、朝鮮國王側近の重臣である以上は、國王の責任もまた免れない、従つて日本國公使との間に圓滿な解決を圖らうとするものである。國王自身消極論であつたらしく、屢々竹添公使の京城歸還を希望せられて居るのは此理由による。積極論は事變の責任を全部竹添公使に歸し、國王の責任を全部抹殺し去らうとするもので、左議政金弘集・督辦交渉通商事務趙秉鎬を初め、朝廷に於ける有力者は之に屬し、殊に清國官憲の支持あるがため消極論を壓倒して居た。

積極論者の主張に従へば、變亂の全責任はあげて竹添公使にあるが故に、同公使と責任の所在を討論し、善後策を講ずるのも無意味である。宜しく竹添公使の召還を請求し、日本國政府と直接交渉を行ふべしと云ふにあつた。然るに朝鮮國政府は駐日公使を有しないので、十二月十二日(甲申年十月二十六日)禮曹參判徐相雨を特差全權大臣、協辦交渉通商事務穆麟徳を特差全權副大臣に差下し、日本派遣を命じた。兩全權に賦與せられた國王密令竝に議政府訓令は左の通りである。(註九)

密 令

- 一 到仁川、先訪各國公使領事、詳陳事實、請其善爲調處。
- 一 到日本、亦先交中國公使及各國公使、候公論、請相助協辦。
- 一 日本公使竹添撤廻、更請新使。
- 一 公使衛兵無得過五十名。
- 一 遊學生徒中、可教者願護、而勉以忠義仍留使之成就、資糧不足者、繼其月費、擇其不馴者、即行帶回。
- 一 所買機器、宜令罷論其不緊者。

大朝鮮國開國四百九十三年甲申十一月初五日、議政府奉上諭、飭示派往日本國全權大臣徐相雨

- 一 到日本東京、先拜外務省及政府、詳陳本國亂起源委、嗣後情形、應作如問妥辦務臻合理、
- 一 罪人拿處、乃可令日本政府及公使體面之意、即日前說明。(註一〇)

十二月二十一日に至り國書竝に日本國外務卿宛公文が賦與せられた。

大朝鮮國大君主

敬白大日本國大皇帝、茲爲兩國交際事宜、欽差全權大臣徐相雨・副大臣穆麟德、前往貴國、修聘問之禮、該大臣等、公忠周詳、必能代達衷曲、辦理妥協、幸望推誠相信、益敦友誼、共享昇平、諒亦貴大皇帝之所允准也。

開國四百九十三年十二月 日

大朝鮮國大君主李御安寶

奉 勅

督辦交涉通商事務

臣

趙

秉

鎬蓋印。

大朝鮮督辦交涉通商事務趙

爲照會事、照得本年十月十七日夜、本國有逆黨之亂、貴國公使過聽其言、帶兵入衛、遂使逆黨、藉口以遂奸、驚動乘輿、戕害宰輔、以致本國軍民驚惶迫、失其常守、與貴國人等互有殺傷、貴國公使不安於京城、退駐仁川、查此次入衛之舉、寔出亂臣矯旨、并非大君主之本意、而逆臣金玉均・徐光範・朴泳孝・徐載弼等、尙未伏辜、羣情未釋、兩國友好之地、有此意外之事、諒亦貴國之所同憂也、茲奉我大君主命、特派全權大臣徐相雨・副大臣穆麟德、前往貴國、進呈國書、併行辦理一切、望貴大臣推心誠信、酌核公允、俾兩國交際、益加敦睦、爲此備文照會、請煩貴大臣查

照施行、須至照會者。

右照會大日本外務卿井上

甲申十一月初七日 (註二)

特使派遣は外交團の調停と不可分の關係にある。初め十二月八日國王が下都監清營に滞在中、合衆國公使フット、英國總領事アストン、ドイツ國總領事ツェムブシを召見し、日韓兩國間に調停を希望せられた。よつてフット公使・アストン總領事は十二月十日仁川に赴き、同地滞在中のツェムブシ・總領事と合して、竹添公使を訪問し、國王の希望を傳へたが、同公使は統理衙門の照會を不して、調停の餘地殆ど無いことを説明した。(註三)

竹添公使と會見の結果、英獨兩國總領事は調停の見込なきを料り断念したが、フット公使のみは十二月十四日國王に謁見、竹添公使の回答を報告し、協議の結果愈々正式に朝鮮國王の懇請により、遣日特使と同行して、日本政府との間に調停するに決定した。よつて十二月十七日には同公使に對する國王親書、同二十二日フット公使の調停に關して、合衆國大統領に送らるべき親書を賦與せられた。

大朝鮮國大君主

勅駐京大美國欽差便宜行事大臣福特、予惟、大朝鮮國與大美國、首先締約、友誼尤篤、況卿德量

宏偉、夙所倚重、茲因大日本國關係事宜、不可無從中善爲調處、煩卿前往大日本國、悉心襄辦、克臻妥協、爲此親筆畫押、蓋用國寶、以昭憑信、欽哉。

大朝鮮國開國四百九十三年十一月 日

大君主 御押 國寶

奉 勅

督辦交涉通商事務

趙 秉 鎬

大朝鮮國大君主

致書于大美國大伯理爾天德、予惟、大朝鮮國與大美國、首先締交、友誼關切、且貴國欽差便宜行事大臣福特、德量宏偉、常以本國保護爲己任、予所倚重者久矣、茲以本國新經變亂、寔有關係於大日本國、予特召見貴國欽差公使、面諭切至、該使臣慨然請往日本、從中善爲調處、深庸感歎、因煩貴國欽使、前往襄辦一切、行將登途、勞苦良多、予知貴國公使、必能實心周旋、俾兩國交際克盡妥協、此莫非貴伯理爾天德之所賜也、嗣後凡係本國事情、惟貴國之推誠保護、重有厚望、理合備文、以達謝悃、敬祝大伯理爾天德、政化日隆、永享昇平焉。

大朝鮮國開國四百九十三年十一月初六日

大朝鮮國大君主李 御押 安寶

奉 勅

督辦交涉通商事務

臣 趙 秉 鎬。(註一三)

朝鮮國政府は合衆國のみでは満足せず、英國の力をも借らうとし、督辦交涉通商事務趙秉鎬は十二月二十四日アストン總領事を訪問し、韓英修好通商條約第一款の明文により、韓日兩國關係の紛糾に際して、『應即設法從中善爲調處』せられるやう要請した。アストン總領事はフット公使の如く單純でなかつたばかりでなく、駐韓英國公使は駐清英國特命全權公使サー・ハリイ・バックスが兼ねて居るので、獨斷事を決し難かつた。乃ち同總領事は趙秉鎬に調停に關する國際法の大要を説明して、條約に所謂調停は國家が當事者となるもので、當該國代表者が個人の資格で行ふものではない。乃ちバックス公使が英國を代表して行ふものである。但思ふに貴國は既に日本國と直接交渉して居るので、第三國の調停は恐らく必要としないであらうと答へ、翌日公函を以て前日説明の大要を謄送した。韓廷は更に翌明治十八年一月一日バックス公使に照會を發したが、之は單に形式的のものに過ぎなかつた。(註一四)

是より先、遣日特使派遣に關する統理衙門照會は、十二月十四日在仁川竹添公使に到達した。特使派遣は駐外使臣を有しない朝鮮としては、已むを得ない非常手段たることを思はしめるが、竹添公使

は之を以て、自己に對する不信任を表示するものとして甚だしく憤激し、即日照覆して、之を詰責した。『查經變事宜、業經本大臣日來屢次照會在案、今貴大臣奉大君主之命、內有商辦經變事宜等語、未審貴大臣備文照會之意、在擱置本大臣屢次照會而不顧、乃示絕於本大臣、忽派全權大臣於我國、俾其直與我政府商辦經變事宜乎、望請明白見覆可也』と。時に督辦趙秉鎬は國王景祐宮移御の責任について、竹添公使と押問答を繰返すに多忙を極めたが故に、特使問題に關する回答は著しく晩れ、十二月二十日照會を以て、竹添公使の主張を駁し、更に金玉均等が日本に亡命した事實を挙げ、特使派遣の必要なる所以を説明した。『(上略)自貴大臣去館就外以後、本大臣耿耿在心、以書以面、冀暴區區之忱、而未見探察、比聞逆臣金玉均等、已搭往回船、此輩必講張爲幻、構我兩國之間、本國上下、竊有未安、另派全權大臣、前往辦理、意在杜讒辨奸、保全交好而已、如貴大臣頓釋前憾、俯就所商、則亦本大臣之所願也』と。(註一五)

金玉均・朴泳孝等が日本人の保護により、日本商船に便乗して日本國內に亡命した事實は、朝鮮國政府に於て特に重大視し、竹添公使が叛徒と通謀した證據とするものであるが、竹添公使は事實その詳細な顛末を知らないのであるから、十二月二十一日特使派遣に關する統理衙門の照會を反駁するに當つても、金玉均亡命に言及することが出来なかつた。尙是日督辦趙秉鎬は公函を竹添公使に致し、

從前往復した照會公函を綜括して、變亂の經過を説明し、責任の日本國公使に存することを聲明した。其内容の非協調的なこと、殆ど最後通牒に近いものがある。

逕啓者、頃接本月初二日來函、均已閱悉、查此次經變事由、已悉於本署二十三日照會、旋奉貴大臣照覆、其大處未見明白、而抉摘繚繞、殊不愜望、再於二十六日、由本署送函、請繳還前次照會欲改失實句語、而尙未見還、本大臣實所未曉、至從中挾勢等語、本無深義、從中挾者凶黨也、勢者即貴國兵勢也、有何難解之義乎、來文云、必有其所藉挾事實、切望明舉其證、此豈祕密暗昧之事、而必待明證而可知者乎、十七日夜入衛之舉、本大臣尙未知何所憑據、所憑據者、不過凶黨之一片矯旨而已、伊時貴大臣率兵前來、爾時光景果見何處爲亂、何人滋事否、且其矯旨、在當夜四更移宮之時、比乘輿到景祐宮、已見貴國兵、布列宮中、聞諸守宮人、則已於二更、貴兵排門突入、守者莫知其故云、據此則知貴兵之入、先於矯旨也、何以預知移御于景祐宮、而先期來待乎、又於當日午後、泥規所在貴國兵隊、全數來會于校洞公館、大砲及彈箱、車載絡繹、舉動異常、街上及館中之人、無不見之、未知此時有何事變、而戒嚴乎、凡保護之法、灼見亂形、在內則防內、在外則防外、試問此次亂形、在內乎、在外乎、宮門之內、殺戮狼藉、宮門之外、朝儀躋躄、今不防內、而反防其外、使凶黨恣意行凶、無所禁制、孰知貴大臣之心、果保護我大君主乎、抑保護凶

黨乎、環宮門而立者貴兵也、揮劍阻門者貴兵也、殺聲起於内、訛言流於外、自外見之者、何以辨其非貴兵之所手刃乎、及夫還御觀物軒之後、尙不撤兵、嚴守各門、不容我國一人入觀、是惟貴大臣獨任保護之責、而我國臣民無復面君之望、是豈理也哉、二十六日貴署來函云、貴大臣果知赴君難之爲義、何不即夜馳赴宮闕乎、又云開砲攻擊、待外國使臣之道、果如是乎、觀此兩段辭意、是欲使我國臣民、不得措其手足也、欲赴闕則爲貴兵所阻、而兩日之間、一國軍民、不知君上所在、又不知變亂所由、驚惶憤迫、只有無生之心、奚暇念及於他、而不識外國使臣待本國之道、果如是乎、此次變舉、自有明證、蒼天在上、鬼神在傍、萬民在下、何有輕重於言語文字之末也、至於人民互傷、在所當查、而情有輕重、事有先後、凶逆尙未拿交、義理鬱而不伸、須先拿交凶逆、快正典刑、而後議者、此未晚也、端此奉佈、順請助安、不宣。

甲申十一月初五日

趙秉鎬

竹添公使閣下。(註一六)

明治十七年十二月八日竹添公使が仁川領事館に避難して此に二週日、其間變亂の責任問題を以て、統理衙門と照會公函を往復するに日を消し、遂に最早文書を以て争ふべからざる極點にまで到達した。此間京城に於て、不幸なる犠牲者の死體は空しく放置せられ、一名の公使館員の赴いて檢視する

ものもない。其遺族救恤の如きは、果していつれの日著手せられるや料り知ることが出来ない。公使は統理衙門と責任問題で確執を生じて居るが故に、變亂の善後策については一切論及する餘裕なく、避難民の引渡、遭難者の死體引取交渉より、公使館警備隊の仁川駐屯等に至るまで、一切の交渉は仁川駐在領事小林端一より、監理仁川口通商事務洪淳學を通じて行はれたのである。

(註一) 日案卷三、善隣始末卷九。

(註二) 日案卷三、善隣始末卷九。

(註三) 善隣始末卷九、光緒朝中日交渉史料(二八〇)附件二駐防朝鮮提督吳兆有等來往信件。

(註四) 日案卷三甲申十月二十日督辦金弘集到竹添公使公函。

(註五) 日省錄李太王甲申年十月二十一日、甲申關係文書問答、明治十七年十二月九日竹添公使小林領事大官趙秉鎬副官洪淳學對話

筆記。

(註六) 日案卷三、善隣始末卷九。

(註七) 日案卷七、善隣始末卷九。

(註八) 日案卷三明治十七年十二月十四日竹添公使到金弘集公函、善隣始末卷九。

(註九) 日省錄李太王甲申年十月二十六日・二十七日、統理衙門日記卷四甲申年十月二十八日、日案卷三督辦趙秉鎬到竹添公使照會。

(註一〇) 甲申關係文書。

(註一一) 日案卷三、善隣始末卷九。

(註一二) 善隣始末卷九。

(註一三) 英案卷二。

(註一四) 英案卷三英國總領事阿到督辦趙秉鎬公函・督辦趙秉鎬到阿總領事・督辦趙秉鎬到英國駐津公使巴照會・巴公使到督辦趙秉鎬照會。

(註一五) 日案卷三明治十七年十二月十七日竹添公使到督辦趙秉鎬照會・甲申年十二月四日督辦趙秉鎬到竹添公使照會。善隣始末卷九。

(註一六) 日案卷三、善隣始末卷九。

第五四 井上外務卿の朝鮮派遣

明治十七年十二月四日朝鮮事變は、竹添駐韓辦理公使より外務省に報告するに暇なく、其第一報は清總理衙門より駐日清國特命全權公使黎庶昌を通じて、十二月十一日外務省に到達した。當時外務省と京城公使館と電信連絡を取る方法がなかつたので、外務卿臨時代理外務大輔吉田清成は天津駐在領事原敬に打電して、清北洋に到達した情報に就き、詳細に報告すべきことを命じ、又事件の發生を山口滯在中の參議兼外務卿井上馨に報告した。十二月十三日に至り、竹添公使よりの概要報告が漸く外務省に到着した。即ち十二月十一日仁川を抜錨した千歲丸が、同十三日長崎に到着し、竹添公使に派

遣せられた外務一等屬木下真弘が同地より打電したものである。事變發生後、其報告が本國政府に到達するまで、正に一〇日を経過して居る。(註一)

十二月十三日竹添公使の電報が到達するや、吉田外務大輔は外務卿不在中、外交を管掌した參議兼宮内卿伊藤博文に報告したので、伊藤參議は直に登省し、吉田大輔等外務省首脳部に、太政官大書記官伊東巳代治・參事院議官井上毅を交へ、善後策を協議した。當時政府部内に於ては、竹添公使の獨斷越權を非難する聲が高く、同公使を以てしては、到底善後策を講ずるに堪へないから、より有力な政治家を派遣して、其局に當らしむべしと云ふ意見が行はれた。伊藤參議の秘書官にして同時に法律顧問たりし伊東太政官大書記官が、十二月十四日井上外務卿宛に提出した意見書は其代表的のもので日本國政府の對策は之によつて決定したといつてよい。

今回韓地騷擾の際、我公使の所置に就いては、既に外務卿に電報有之、頗る非難すべきもの尠からず、第一當該官を経由するに非ずして、直に國王の私囑に應じ、兵を發する如きは、公法上の慣例に背き、且公使の職務上權限を超えたるものと言ふべし、第二朝鮮に屯在する我兵隊は、素と成約に起り、確然其目的を指明す、公使の本國政府の命を待ずして、之を率ゐて王城に進入したるは、條約に背き、政府の命に違ふものなり、其他批難すべき廉々を摘載すれば、短翰に盡し

難く、言語道斷の始末とは申しながら、退いて政府の地歩を願れば、既に今日の情勢に迫り、往事を噴々するも詮なき事にて、苟も全權公使の重任を帯び派遣しある以上は、假令其所置の妥當ならざるものあるも、我政府に於て辯疏するの辭なきは勿論、此際公使の所爲を罰して、政府の責を免れんとするが如きは、決して所不能爲也、寧ろ公使の所置を是認して、榮辱擧げて政府に任ずるの今日に得策なるは、復た疑ふべからざるもの如し、於是熟熟考ふるに、朝鮮の國勢に於て、到底一度は此般の變を免れ難く、公使の罪を鳴して、以て穩和の局を結ぶの媒たらしめんとするが如き拙手段に出んよりは、寧ろ今日の勢に迫りては、最初より本政府は、公使に内示して、朝鮮刻下の危急により、萬已むを得ざるに於ては、曩を清國に啓く事あるも、戒威に據つて朝鮮の内政に干與するの政略なりし事を指明し、以て我政府の政略、我公使の擧措と符節を合して、互に相悖ることなく、我外交政略に於ては、常に終始一轍に出で、中途にして豹變するが如き曖昧のものに非ずとの信用を固ふし、輿國に對し本邦の面目を完了することを得べし^{○中、我}公使は初めより專斷を以て、兵を將て入關したるの目的は、其辭すべからざるに於ては、既に兵力を示すの覺悟にありながら、其目的を遂げずして引揚げたるが如きは、頗る我國の聲譽に關係するものあり、故に唯々穩便を事とする時は、竟に我より彼に謝罪せざるを得ざるの醜態を現出

するに至んも、亦料るべからざるものあるを以て、寧ろ公使の所爲を是認して、假すに兵力を以てし、我が辨理大臣渡韓せらるるに方りては、此の主意を以て之に臨まるる方、却つて結局に至りて、穩和の趣意を達するに庶幾乎、依て

第一 速に全權辨理大臣を派遣して、緩急宜に處せしむる事、

第二 陸海の兵を派して、竹添公使當初の目的を達せしむる事、

甚緊要なりと被存候^{○下。(註二)}

是より先、井上參議兼外務卿は吉田外務大輔の急電に接して、歸任の途に上つたらしく、十二月十四日神戸に到着して、外務省より轉電せられた竹添公使の報告に接して、事態の容易ならぬことを覺り、とりあへず京都より吉田外務大輔に電命して、外務書記官栗野愼一郎を京城に急派して、事情を調査せしめ、又仁川に於ける兵力を増加せんがため、海軍省に請求して、軍艦比叡（艦長海軍中佐山崎景則）を急派せしめた。^(註三)

井上外務卿は十二月十六日海路横濱に到着した。伊藤參議及び參議兼陸軍卿山縣有朋は横濱に出迎へて、事變の善後策を協議した。此時既に木下外務一等屬も上京し、竹添公使の執筆に成る京城事變始末書、竝に十二月六日より十一日に至る同公使と統理衙門・清國官憲との往復文書謄本も提出せら

れて居たので、事變の経過は更に詳細に知悉せられて居た。三相會議に於ては、大體伊東大書記官の意見書に見える全權辨理大臣派遣に決定したが、竹添公使が明白な理由なくして京城を撤退し、現に仁川に滞在中なのは、日本國の威信を傷け、日韓交渉の前途を困難ならしめるを以て、至急京城歸任を命じ、而して同公使と統理衙門との交渉は、全權委員到着に至るまでの豫備交渉の性質を有するが故に、基本的條件について、豫め商議を開くやう命令するに決した。但し前後の事情より判断するに竹添公使がかやうな困難な任務に適することは頗る疑はしいので、參事院議官井上毅を特派して、同公使を輔佐せしめることとした——之は伊藤參議の發意に出でたことであらう——。

井上參事院議官は井上外務卿の命により、三相會議即日、十二月十六日汽船蓬萊丸に搭乗、横濱を出發した。此時外務卿より井上議官に託して、竹添公使に付した内訓は左の通りである。

一 本月七日、金弘集ヨリ竹添公使へ送リタル責問書ハ、此節起リタル紛鬧ノ起因ニ關スル大要點ヲ掲ゲタリ、之ヲ明ニ論破シ置ザレバ、其是非曲直判然ナラズ、然ルニ竹添公使ヨリ之ニ答フル書面ノ趣ニテハ、充分ニ之ヲ論破シタルモノト認メ難シ。

但其論點ハ井上議官ノ口頭ニ付ス。

一 右ニ付更ニ之ヲ辯明論破スルニハ、懸隔ノ地ニ在テ、時日ヲ費ヤサンヨリハ、寧ロ漢陽府ニ遣

リ、直接ニ朝鮮國政府ト談判往復ヲナス方然ラム。

一 朝鮮國王支那兵ノ營中ニアリテ、米公使獨英總領事ヲ引見シ、日本ニ對シ惡意ナキ親睦ノ意ヲ有スルヲ以テ、日本公使ニ告ゲトノ口上振ハ、金弘集ヨリ竹添公使へ致シタル責問書ト全ク反對ノ點ニ出ルハ何等ノ故ナルヤ、王ノ口上ヲシテ果シテ實ナラシメバ、外務卿ノ位地ニアル金弘集ニシテ、如此暴慢不敬之書面ヲ送ルノ理ナシ、王ト政府ノ意如是齟齬スル所以ヲ取糺スベシ。

一 漢陽ニ還ルニ付テハ、護衛兵隊長ト相謀リ、平和ヲ主トシ、小忿ニ觸ルルコトアルトモ務メテ忍耐シ、大事ヲ破ラザル様注意スベシ。

一 竹添公使再ビ漢陽ニ還リ談判ヲナスハ、強チ事ノ結局ヲ要スルニ非トス、他日我政府ヨリ朝鮮政府ニ對シ、開談スルノ基礎ヲ得ル爲ナレバ、其意ヲ體シ、都テ要用ノ點ニ注意アルベシ。

其他詳細ノ儀ハ、井上議官ノ口頭ニ附ス。(註四)

井上外務卿は十二月十六日歸任し、直に京城事變の具體的善後策を研究したが、政府部内に於てすら、竹添公使に對する非難囂々たるものあり、延いては外務卿の責任問題を惹起する虞があり、且問題は日韓交渉より日清交渉に轉ずる恐があるため、對内的にも對外的にも其處理は慎重を必要とした。而して本事件の處理に當つて、責任の所在を明確にすることが第一義であるが、竹添公使の進達した

清韓兩國當局との往復書類によれば、兩國官憲は事變に關する全責任を竹添公使に歸し、同公使之之に對する反駁は明確を缺く嫌がある。井上外務卿は栗野外務書記官を特派して真相を調査せしめ、ついで井上參事院議官をも派遣したが、其復命を待つに違がない。竹添公使の報告を研究するに、(一) 同公使が朴泳孝・金玉均等の獨立黨と密接な關係を有し、彼等の叛亂計畫に參與したること。(二) 同公使が公使館警備隊を以て景祐宮の諸門を占領し、叛徒の不法暗殺に援助を與へたこと。(三) 公使が三日間王宮に滞在し、叛徒を支持したこと。(四) 朴泳孝・金玉均等の日本亡命に援助を與へたこと等については、疑問が尠くないけれども、政府は之等の責任の歸屬を第二義的に置き、事變の結果日本國代表者が不法の攻撃を受け、公使館は焼失し、居留民が慘殺せられた責任を問ひ、朝鮮國政府の謝罪、損害賠償及び被害者救恤金を要求するに方針を決した。又竹添公使の報告によれば、京城に於ける日清兩國軍衝突の責任は、清國軍指揮官にありとするが故に、其真相を調査し、善後處置を講ずることも必要であつた。(註五)

井上外務卿の事變對策は、明治十七年十二月十九日閣議に於て確定した。乃ち同外務卿は本官を以て特派全權大使に任じ、朝鮮國差遣を命ぜられ、外務權大書記官近藤真鋤・農商務權大書記官齋藤修一郎等に隨行を命ぜられた。又陸軍中將子爵高島綱之助・海軍少將兼海軍大輔子爵樺山資紀・一等警

視安立利綱等も同時に朝鮮差遣を命ぜられた。十二月二十一日外務卿の申請により、朝鮮國王に對する國書及び全權委任狀二通、竝に太政大臣内訓を賦與せられた。全權委任狀の(一)は日韓交渉、(二)は日清交渉に關するものである。

天佑ヲ保有シ、萬世一系ノ帝祚ヲ踐ミタル大日本國皇帝、此書ヲ見ル者ニ宣示ス、朕ガ命ヲ奉ジ朝鮮國京城ニ駐留スル辨理公使ヲ、本年十二月初旬京城ニ於テ襲撃シ、火ヲ放テ使署及該兵營ヲ燒キ、且朕ガ國民ノ彼地ニ在ル者數十名ヲ殺害セリ、此事タル我が國ニ對シ、和好ヲ壞ル者ナレバ、朕ハ朝鮮國ニ向テ問フ所アラントス、故ニ茲ニ朕ガ最モ信任スル所ノ參議兼外務卿伯爵井上馨ヲ擧ゲテ特派全權大使ニ任ジ、朝鮮國ニ派往シ、朝鮮國大王殿下ニ謁シ、又ハ其委任全權大臣ニ會シ、右事件ニ書スル一切ノ事宜ヲ辨理シ、條約ヲ約定シ、又ハ約書ヲ締成シ、其議決シタル書面ニ調印スル等便宜行事ノ全權ヲ委任セリ、故ニ這般ノ事ハ朕ガ親ラ其地ニ臨ミ、之ヲ處スルト異ナルナキヲ證ス。

神武天皇紀元二千五百四十四年・明治十七年十二月二十一日、東京宮城ニ於テ親ラ名ヲ記シ、國璽ヲ鈴ス。

御名 國璽

奉 勅

太政大臣 公爵 三條 實美 (印)

天佑ヲ保有シ、萬世一系ノ帝祚ヲ踐ミタル大日本國皇帝、此書ヲ見ル者ニ宣示ス、本年十二月朝鮮國ニ於テ、日清兩國兵勇相闘スルノ一事ハ、偶爾之生ニ屬スト雖、關スル所重大ナリトス、故ニ朕ハ此事ノ兩國和局ヲ壞ルニ至ランコトヲ慮リ、其平和ヲ保全スル爲メ、特ニ朕ガ最モ信任重用スル所ノ參議兼外務卿伯爵井上馨ヲ擧テ特派全權大使ニ任ジ、委スルニ便宜行事ノ全權ヲ以テシ、朝鮮國ニ派往シ、此事ヲ辨理セシメ、且將來朝鮮國ニ在テ、兩國ノ友誼ヲ破ルベキ事端ヲ防止スル爲ニ、清國政府ヨリ派往セラレタル便宜行事ノ全權ヲ有スル大臣ト、其辨法ヲ議決シ、條約ヲ約定シ、又ハ約書ヲ締成シテ、其議決シタル書面ニ調印スルノ全權ヲ委任ス、依テ這般ノ事ハ、朕ガ其地ニ臨ミ、親ラ之ヲ處スルト異ナルナキヲ證ス。

神武天皇紀元二千五百四十四年・明治十七年十二月二十一日、東京宮城ニ於テ親ラ名ヲ記シ、國璽ヲ鈐ス。

御名 國璽

奉 勅

太政大臣 公爵 三條 實美 (印)

特派全權大使 參議兼外務卿 伯爵 井上 馨

今般特派全權大使トシテ、朝鮮國ニ被差遣候ニ付テハ、左之權限ヲ以テ便宜談決スベシ。

一 今回朝鮮國ニ於テ、我が使臣ニ暴行ヲ加ヘ、公使館及兵營ヲ燒キ、我が兵民ヲ殺戮シタル事件ニ關シ、朝鮮政府ノ全權大臣ト談判シ、其責任ノ所歸ヲ定メ、貴官ガ適當ト思惟スル所ノ處罰ヲ實行セシメ、及賠償ノ恤金ヲ求ムル事。

但シ其賠償ノ種類、恤金ノ多寡ハ、事情ヲ酌量シ、便宜專決スル事。

一 日清兩國兵勇相闘ノ事件ハ、實際ノ事情ヲ查明シ、彼先ヅ事端ヲ啓キシ確證ヲ得ルトキハ、勿論清國ノ全權大臣ト談判シ、其處分ヲ求ムベシト雖、若其確證ヲ得ザルニ於テハ、提議スルニ及バザルベキ事。

一 將來日清兩國ノ間、朝鮮ニ於テ、壞和ノ事端ヲ生ズルヲ防止スル爲メニ、必要トスル辦法ヲ設ケ、兩國均ク駐朝ノ兵員ヲ撤回スルヲ約スル事。

一 兵員撤回ノ事ヲ同意セザルニ於テハ、將來我ニ便利ヲ占ムルノ地歩ヲ便宜計畫スル事。

一 事變ノ際、朝鮮國王ヨリ我公使ヘ護衛依頼ノ確證之アルニ於テハ、尙此事ヲ確實ナラシメ、中外ノ疑團ヲ氷釋セシムル爲メ、國王ヨリ我が皇帝陛下ヘ謝電ヲ呈セシメ度事。

右條件奉勅旨、内訓ニ及候事。

明治十七年十二月二十一日

太政大臣 公爵 三 條 實 美 (印)

井上特派大使は隨員と共に十二月二十二日東京を出發、横濱より汽船薩摩丸に搭乗し、即日出帆、同二十四日下關に寄港した。

井上大使は下關に於て、朝鮮より歸還すべき栗野外務書記官を待つ豫定であつたが、偶々吉田外務大輔よりの電報は、日清交渉の前途に一頓挫を來す事を暗示したため、下關出發を延期せざるを得なかつた。

是より先清廷は朝鮮内亂の報を得るや、十二月十五日北洋大臣直隸總督李鴻章・會辦北洋事宜都察院左副都御史吳大澂に命じ、統領北洋水師記名提督直隸天津鎮總兵丁汝昌に令して、所屬艦船を統率して仁川に急航し、又吳大澂をして、朝鮮に赴き、内亂を查明し、善後策を講せしめた。吳大澂派遣の事は、李鴻章より十二月十六日天津駐在領事原敬を招致して之を通告し、又駐日特命全權公使黎庶昌に電命して、吉田外務卿臨時代理にも通告せしめた。吳大澂の使命は彼が原領事に語つたところで明かなやうに、『勅命を奉じて朝鮮に赴き、此度の事件を取調べ、暴徒を處分し、朝鮮の内政を改革

し、若し清兵に不良の事あれば、夫を嚴重に處分する見込みなり』と云ふに過ぎないが、日本國外務當局は、清國より欽差使臣として吳大澂を派遣するが故に、日本國政府に於ても大員を派遣し、現地に於て、清國大員と會商すべきことを要請せられたものと解釋した。而して吳大澂では井上外務卿と權衡を失する嫌があるので、十二月二十一日同外務卿派遣發令と共に、黎公使に『我國より全權を委任したる大員を派遣するに付、清國よりも同様の權を有する使節を派出すべき』事を照覆し、又駐清海軍中將兼特命全權公使子爵榎本武揚に電命して、總理衙門にも要請せしめた。清廷に於ては日本國政府の要請は意外であり、殊に今次は宗主國として屬國の内亂を查辦するものであるから、其使臣に便宜行事の權限を賦與し、第三國の全權委員と商議せしめる事は、不可能事に屬する。總理衙門は榎本公使の要請を中國體制に拘るところとして、同意を與へない。又吳大澂の現官は都察院左副都御史なるが故に、井上外務卿に比して甚だしく權衡を失ふことはないと稱して、より高位の大員派遣に同意しない。結局吳大澂・續昌には便宜行事の全權を賦與せられて居ないが、欽差使臣の重職にあるが故に、井上大使にして必要があれば、吳續兩欽差と和衷商辦せられたしと云ふに止まつた。(註七)

清廷の方針がかやうであるから、井上大使が京城に於て清國全權と會商し得る見込みはなく、其使命の三分の二は自然消滅に歸したと云つてよい。更に同大使の豫定を齟齬せしめたのは、出兵問題であ

る。

初め十二月十六日吳大澂が原領事に語つたところによれば、『徒らに紛擾を増す事を恐るるに付、一兵をも帶びず、又向後も増兵は致さぬ積りなり、又予の身分に對して附屬すべき兵もあり、又隨行を望む者もあれども、予は皆之を退け、全く單身上途の見込みあり』とあり、同領事より之を外務省に報告したので、井上大使は全然護衛兵を引率しない事に決定した。既に現在京城駐屯の日清兩國軍すら、全部撤退しようとするものであるから、今護衛兵引率をなるべく避けた方が、賢明と考へられて居たのは當然であらう。然るに十二月二十日に至り、芝罘駐在領事安藤太郎より清廷が五〇〇の兵を朝鮮に派遣したとの報道に接し、原領事は李鴻章に會見を求め、事の眞偽を質したが、李督は此報道を否定したけれども、同時に吳大澂が護衛兵として、陸兵五〇〇・軍艦二隻を引率することを明言した。原領事は前日の公約と相反することを詰責したところが、李督は『それは支那の事ゆゑ、一兵を帶びずと申しても、其人に屬する護衛丈けは伴ふ事にて、現に予が保定府に赴くも、全く一兵をも帶びずと申しても、矢張り二百や三百の親兵は召連るるなり、支那は何分他國の如く輕便ならず、馬鹿馬鹿しき儀式あり』と強辯して従はない。但し一營即ち五〇〇以上の陸兵を派遣しない事は、之を保證した。(註八)

李鴻章・吳大澂が初め一兵を引率しないことを言明しつゝ、數日にして全く之を裏切つたのは、蓋し次のやうな事情があつたのではないかと推測せられる。當時嚴冬の事として、白河は全く凍結し、北洋より出兵する事は甚だ困難である。乃ち北洋としては一日も日本國の出兵を遅延せしめ、其期間を利用して、出兵の準備を整頓することが有利であつた。果して十二月十九日に至り、先づ盛京金州廳駐屯部隊より、管帶慶軍正營參將方正祥の歩隊一營を派遣して、北洋水師の前進根據地たる忠清道牙山縣馬山浦一帯を占領せしめ、又欽差使臣護衛のため、吳大澂の麾下部隊より兵勇四〇〇を簡拔して山海關より乗船引率することに決したものである。(註九)

北洋出兵に關する報道は、安藤芝罘駐在領事・原天津駐在領事より夙に本省に報告せられたが、眞偽混淆し、原領事より確報の到達したのは、十二月二十二日井上大使東京出發後にあつたものと思はれる。

下關到着と共に井上大使は、吉田外務大輔より轉電せられた榎本公使・原領事等の報告に接し、其與へられた任務の範圍を再考せざるを得なかつた。又栗野書記官は『清國の威力十分に朝鮮政府を左右するの情況にして』、之が支持を恃む朝鮮國政府の對日態度も頗る強硬で、曩に十二月十六日付外務卿内訓によつて、竹添公使に訓令した條項も實行するに由がない。又京城の人心も全く鎮靜に至ら

ず、兵力を必要とする旨復命した。之等の事情を綜合して、井上大使は對清交渉の前途を悲觀し、清韓宗屬關係の解決を先決問題とし、之が實施に當つては、場合により日清開戦の危険あるも已むを得ないことを豫想した。之がため同大使は伊藤參議に打電して、大使に護衛兵を附すること、竝に清韓宗屬關係に關して、確定方針を樹立し、それに従つて行動するやうに要請した。井上大使の請求は、十二月二十一日太政大臣内訓を根本的に修正する結果を來すので、内閣に於ては再三同大使と電報を往復した上、十二月二十六日閣議に於て、大使に護衛兵二大隊を附し、又清韓宗屬關係については、從前の方針を維持してその解決を急がず、日清開戦の如きは極力回避するやう決定し、三條太政大臣竝に伊藤參議の名を以て二十六日午後回訓した。(註一〇)

馬 關

井 上

東 京

伊 藤

十二月二十六日午後

足下ノ回答ヲ得テ、内閣ノ會議ヲ開キ、反覆討論ヲ盡シ、下條ノ如ク決定セリ。

我廟議ニ於テハ、今回ノ事變ヲ收局スルヨリ速及シテ、支那ト兵釁ヲ啓クノ極ニ墜ルヲ、カメテ避ケント欲ス、現ニ足下使命ヲ奉ジテ中道ニ在リ、今ニ至テ前議ヲ貫クノ外ナシ、又朝鮮亂後ノ形勢護衛ヲ携帶セザレバ、或ヒハ危険ナルノ恐レアリ、故ニ二大隊ヲ從屬セシムベシ。朝鮮ノ獨立不獨立ト看認ムルノ兩途ヲ決シ、其結果ヨリ終リニ支那ト鋒ヲ交スルニ至ルヤ否ヤノ終局ハ、即今ノ評議ニ於テ、豫決スルコトヲ得ズ。

足下ヨリ伊藤ヘノ電信ヲ接收シ、朝鮮ノ獨立不獨立ニ付、内閣ノ會議ヲ開キ、再應ノ細議ヲ盡セリ、從來ノ關係ニヨリ、我ニ在テハ獨立ヲ認メザルヲ得ズ、故ニ足下起程ニ際シ、附與シタル訓令ニ基キ、支那使節トノ談判ハ、善後ノ手段ヲ盡シ、雙方兵ヲ引拂フコトヲ談ジ、彼レ屬國ノ理由ヲ主張シ、之ヲ肯ゼザルニ於テハ、我ハ其ノ論旨ヲ容レズシテ、雙方兵ヲ駐ムルノ結局ニ至ルノ外ナシ、此他ノ問題ニ至テハ、豫メ測知ル可カラザルノ情アルヲ以テ、實地ニ就キ臨機ノ處分ハ之ヲ足下ニ委任スベシ。

太 政 大 臣。(註一一)

政府の方針が確定回訓せられたので、井上大使は熊本鎮臺歩兵第十四聯隊(小倉)より分派せられた

護衛兵二大隊の到着を待ち、十二月二十八日下關出港、同三十日仁川に到着した。(註二)

是より先、十二月二十三日井上參事院議官は仁川に到着し、竹添公使に會見、外務卿の訓令を傳達した。竹添公使自身日韓交渉の行詰を痛感しつゝあつたので、直に京城に赴き、統理衙門と直接交渉を開始するに決した。乃ち當時仁川滞在中の督辦交渉通商事務趙秉鎬に公文を送り、十二月二十六日京城に歸任會商せんことを要求した。督辦は二日の延期を希望したので、十二月二十八日竹添公使・井上議官は護衛兵一小隊を従へて京城に到着し、統理衙門より指定した西小門外故輔國金輔鉉舊第に入つた。翌二十九日趙秉鎬が來訪したので、公使は左議政金弘集との會見を要求したが、趙秉鎬は外務長官として之を拒否し、國王謁見をも許さない。而して顧問として、協辦交渉通商事務穆麟徳が列席したのである。(註三)

竹添公使は先づ京城事變始末書漢譯を提示し、之によつて事變の真相を説明しようとしたが、趙秉鎬は竹添公使が叛徒と通謀したものと論じ、事變始末書には一顧も與へない。兩者の質問應答は極度に險惡なものとなつて行つた。

公使問 其ハ措置キ、拙者ヲ凶黨ノ一人ト云ハルル證ヲ示サレヨ。

督辦答 決シテ閣下ハ賊ト共ニ事ヲ作サレシコトハアルマジキナレド、賊ノ機密ハ飽マデ承知セラル

ルト信ズ。

公使問 拙者ハ大君主ノ御依頼ヲ受ケ、大君主ヲ保護セシノミ、固ヨリ誰ノ奸惡タルヲ不知、尤モ拙者ハ確ニ據ルベキ論旨アリテ、直ニ之ヲ奉ジ、一意保護セシ而已。

督辦答 決シテ閣下ハ賊ト與ミセシト云フニ非ズ、熟考セラレヨ、該夜ハ閣下國王ノ命ニヨリ入闕セシナラバ、諸大臣ヲ殺戮セシコトハ、必ラズ目撃セラレシナラン、何ゾ其時凶黨ヲ捕へ、其向へ交附シ不被下カ、若シ閣下眞ニ押へ被下ハ、閣下ハ實ニ潔白ナル護衛者ト信ズ。

公使問 他ニ多多辯論ヲ要セズ、大君主ノ命ヲ受ケタルハ虛カ實カ、且又凶ヲ扶ケタリトノ證ヲ明示セラレヨ。

督辦答 凶黨取押方ヲ閣下ニ依頼セシモ、閣下ハ已ニ凶徒ヲ日本國へ通シタルト思量ス、此ハ國民一般ノ說ニシテ、國民モ實ニ閣下ハ扶送者ノ一人ト信ジ居ルナリ。

公使問 貴答十分ナラズ、拙者求ムル所、國王ノ命ヲ受ケタルハ眞カ、又賊ノ依頼ヲ受ケタリトノ證アルカノ二點ヲ明白區別シテ、一言ノ貴答ヲ要ス、流言風説ヲ以テ重大ノ事件ヲ斷ズベカラズ、唯確證ニ據ルノミ。

督辦答 閣下ノ陳ゼラルル國王ノ命ナリトテ、所持アル證據ハ、凶賊ノ僞旨ニシテ、即チ閣下ハ賊ニ

欺カレシナリ、閣下ハ賊ヲ遁ガシタルト庶民ノ流言ヨリ、凶黨ノ一人ト信ズルナリ。

彼我の討論は愈々本筋に入り、國王保護を請求した親書の眞偽が問題となつた。竹添公使は、『下官は大君主より日使來衛の教書を得、入宮せしなり、是には確かなる證據と爲すべきなり、御好みとあらば御目に掛くべし』と主張すれば、督辦は一閱を請求した。公使は先づ鉛筆草本を示したところが、督辦は『此は鉛筆を以て書きたるものにして、國王の親筆に非ず、凶黨の偽造せしものなり』と反駁した。公使は更に淨書本親書を示すや、督辦は驚愕の色を示し、『此玉璽は國王の玉璽なり、然れども凶黨の脅迫に出成りたるものとす』と主張し、更に公使の追窮に會して、『大君主の玉璽は信認す、但だ脅迫に出て成りたるのみ』と繰返し、轉じて金玉均等日本亡命の事に入り、公使が事情を知り、其乗船に便宜を與へた點を追窮して已まない。公使は商船の乗客出帆期日等を指揮監督するのは、領事の職務で、公使の關知するところでないことを釋明したが、督辦は之に満足せず、『不知と云はるるも必ず知らるると信ず、唯此上は緝獲の上送付ありたし』と論究したが、公使は『若し御囑托とあらば、果して我國にあるや否やを、其向へ問合するも不苦、風説流言を以て公使を責むべきものに非ず、但此際理由有て、其事を以て我政府へ御質問あるは勝手なり、浮言を以て公使を責むべきものにあらざるべし、今日種種の質問ありしも、悉く無據無憑、拙者必しも答ふるを要せず』と斷言

した。最後に督辦は再び淨書本親書の閱覽を請求し、國王に啓言の上、明日其眞偽について回答すべきことを約した。(註一四) 竹添公使は當日照會を督辦趙秉鎬に交付し、外務卿内訓に基き、統理衙門論難の要點たる、(一)『移大君主、連戮大臣』、(二)『無據興兵、保護凶黨、任他惡逆』、(三)『憑據矯旨、先期來待』の三箇條に分ち、詳細に反駁した。(註一五)

思ふに明治十七年十二月四日夜、中官を経て竹添公使に交付せられた親書二通こそは、甲申變亂の解決を見出すべき重要な端緒をなすものである。此親書は原寸大の寫眞によるに、(一)鉛筆草本は縦二七糎・横三三糎の洋紙と覺しき一枚の紙を二折とし、右半部に鉛筆を以て『日使來衛』の四字を大書してあり、金玉均の記事に見えるやうに、夜中燈火の下に走り書したらしく、其書風を鑑別すること甚だ困難で、凶徒の偽造と云はれても反證することは容易でない。(二)淨書本は縦二七・五糎の紙を折つて數幅とし、其一幅に『日使來衛』次の一幅に『朝鮮國大君主李熙』と書し、竝に細楷端正で、王名の下に『朝鮮國大君主寶』を鈐してある。此國寶の眞實性には疑問の餘地なく、王名も國王御筆と推せられる。趙秉鎬が驚愕の色を示したのは國寶のみに止らず、御筆であつたがためであらう。いづれにせよ、國王の親書が草本と淨書本と二本あることは、趙秉鎬ならずとも不審の感を懐かしめる。金玉均は鉛筆草本の事は述べて居るが、淨書本には言及して居ない。竹添公使の朝鮮國京

城事變始末書には、『頃くして内官馳せて至り、入闕の諭旨を傳へ、號呼して救を求む、余宮内に變有るを疑ひ、屬官に命じて公館の警備を嚴にせしめ、僅か門を出る時、内官又息を切て馳せ來り、國王殿下の親書を付し、迅速入闕すべきを促す』と見え、此時傳達せられた親書の草本なりや否を明記して居ない。福澤諭吉の變亂紀事註に、『其後井上大使などの語を聞けば、國王の親筆には、朝鮮國大君主李熙印にて、立派のものなりと云へども、之は井上が事實を知らざるなり、其書面には口傳あり』と見えて居る。甲申日録竝に變亂記事に親書の文を『日本公使來護朕(我)』とするのは誤であること——此誤は不可解である——は、原本寫眞を見ても明かであるが、要するに當初中官が竹添公使に交付したのは、鉛筆草本であつたことは事實であらう。(註一六) 然らば淨書本は如何にして存するものであらうか。

金玉均の腹心に白春培と云ふものがある。金玉均が東南諸島開拓使に任せられるや其屬員となり、蔚陵島の木材を伐出して、日本に輸出する任務に當てられた。金玉均の亡命するや、神戸に於て會見し、爾後其命に従ひ行動して居たが、明治十八年十二月本國の政情を探るため、潜入歸國して逮捕せられた。彼が陳述によるに、金玉均は前年三、〇〇〇、〇〇〇圓の國債募集の命を奉じ渡日の際、國王より白紙委任狀數通を授けられて居た。外債の使命成らずして歸國するとも之を返納せず、亡命の際

も所持し、必要な場合には、空白に記入の上、國王密旨と稱して、日本人に傳示したと云ふ。(註一七) 猶明治二十七年四月、金玉均・朴泳孝暗殺の任務を帯びて渡日した朝鮮人李逸植が、日本國官憲に逮捕せられた際、押收物件より國王勅諭と稱する偽造文書及び印璽が発見せられた。東京地方裁判所豫審判事は其眞偽を朴泳孝に質したところが、同人は『金玉均は印も能く彫り、性質も右様の事を致す事が好ですから、私は金玉均・李逸植等が、大三輪長兵衛を欺くために拵へたものではないかとの疑を起しました』と陳述し、金玉均が國王親書偽造の常習者たることを裏書して居る。(註一八)

是等の事實を綜合するに、金玉均は十二月四日夜、國王に請うて鉛筆草本の親書を日本國公使に送致したが、後に其形式の不完全なのに氣付き、——或は竹添公使の請求に従ひ、——國寶を鈐した親書を發するの必要を感じ、前記の白紙委任狀の一通に、『日使來衛』の四字を自書し、國王親書と稱して、竹添公使に交付したものであらう。即ち淨書本親書は王名・國寶は眞であるが、『日使來衛』の四字だけ、金玉均の偽筆と推定せられる。福澤諭吉の所謂「口傳」は此祕密を指すものであらう。但朝鮮國王親書の原本について研究する機會を得ない——著者の見た寫眞は著しく褪色し、微細な異同を検するに不適當であつた——ので、輕卒な斷定を下すことは許されない。

十二月三十日、督辦趙秉鎬は照會を竹添公使に送致し、前日の會見に於て提示せられた國王親書二

通共に信憑すべからざることを聲明した。其一の鉛筆草本は亂草で、凶黨の臨時矯旨と見るべく、文憑たる價值がない。淨書本の存在に至つては益々不可解である。既に草本があれば、淨寫本の必要がない筈である。且形式は全く勅諭の態を備へて居ない。それにも拘らず國寶の印跡分明で毫も疑ふ餘地がない。之より判斷すれば奸黨が國寶を偷搦した事實は明白であると云ふにある。

大朝鮮督辦交渉通商事務趙

爲照會事、照得、本月十三日 ○明治十七年十月二十九日、本大臣同貴大臣、談辦一切、至十月十七日夜 ○明治十七年十二月十二日

月四、貴大臣率兵入衛、據云有大君主敕旨、出示敕旨二紙、其一書以鉛筆、只有日使來衛四字、即亂草也、其一摺成數幅、亦書日使來衛四字、第末幅書大朝鮮國大君主御姓御名、下安國寶、字體楷正、印跡分明、無急遽草率之意、細閱之下、愈滋疑惑、既有草書四字一紙、又何有楷書之本耶、一事兩據、必無是理一也、蒼黃之際、何暇備文楷書乎、必無是理二也、從前大君主勅諭各國公使、未見親署御名之例、必無是理三也、如果備文、則有必有奉勅字樣、安有署名安寶、而無奉勅之人乎、必無是理四也、安寶之是假是真、不暇細辨、而推之於理、萬不近似、非徒此四者之可疑也、夫以當日凶黨之勢、突入臥内、恐動迫脅、至以無亂爲有亂、夜半移宮、顛倒失次、凶黨之乘時偷寶、售此奸計、勢亦或然、但前以草書、後以楷書、署名安寶、件件違理、自不覺其破綻之

至此也、四字草書、必是凶黨之臨時矯旨也、猶恐此本之太草率、而不足爲憑、追造楷書一本、偷

搦國寶、明白無疑、推此楷書之僞、其草書之矯、尤不可揜矣、我大君主果有署名鈐印之事、則去

月二十三日 ○明治十七年十二月十日 本署照覆、何以云并無鈐寶憑信乎、貴大臣雖一時見瞞、參以事理、必恍然

覺悟矣、爲此備文照會、請煩貴大臣查照商核、須至照會者。

右照會大日本欽差大臣竹添

甲申十一月十四日 ○明治十七年(註一九) 二月三十日

十二月二十九日會見の結果は、日韓交渉の停頓は毫も打開の道なく、外務卿内訓の如きは、殆ど實行の餘地がないことが判明した。但此會見によつて得た唯一の收穫は、國王親書に鈐した國寶が眞であることを承認せしめた一事である。竹添公使は十二月三十一日付外務卿宛報告に左の如く述べ、今後日韓交渉の前途は、唯此一點に懸つて居ることを注意して居る。

右照會中、凶黨ヨリ印章ヲ盜搦シタルコト明白疑ナシト申來レリ、我方ニ取リテハ既ニ國王ノ印章ヲ憑據トシ、旨ヲ奉ジ、保護シタル義ニシテ、縱令彼ヨリ僞印ト申募ルトモ、我ニ在テハ斷然眞印ト相認メ居候處、彼ヨリモ右印章ハ眞印也ト認メ候上ハ、何ノ論モナキ事ニテ、外國使臣ニ於テハ、其脅迫ナルヤ偷ミ押シナルヤハ、敢テ關係ナキ儀ニ候間、此儘照會ヲ受取置、向後御訓

令ヲ接收シタル上ニテ、平和ノ談判ヲ以テ、再ビ彼ヲ詰責スルモ、又ハ開戦ノ方向ニ轉ズルモ、此ノ照會ヲ基礎トシテ、端緒ヲ開クニ妨ゲナキ丈ケノ餘地ヲ留メ置キ申候。(註二〇)

此時井上特派大使は既に仁川に到着し、竹添公使に命を傳へ、統理衙門との直接交渉を中止せしめた。(註二一)

(註一) 井上全權大使復命書、善隣始末卷九、世外井上公傳卷三 五〇五頁。

(註二) 伯爵伊東巳代治(昭和十三年)卷上八七―八九頁。

(註三) 善隣始末卷九、世外井上公傳卷三 五〇五頁。

(註四) 善隣始末卷九。

(註五) 井上外務卿朝鮮事變查辦始末書、世外井上公傳卷三 五〇六―五〇七頁。

(註六) 善隣始末卷九、世外井上公傳卷三 五〇七―五〇八頁。

(註七) 井上全權大使復命書、明治十七年十二月二十六日原天津駐在領事發吉田外務卿臨時代理宛報告、善隣始末卷一〇・卷一一、光緒朝中日交涉史料卷六(二八〇) 附件四慶親王等與日使榎本武揚問答節略・(二九一) 附件一閣敬銘等與榎本公使問答節略・(三〇四) 附件一慶親王與榎本公使問答節略。

(註八) 原領事報告。

(註九) 光緒朝中日交涉史料卷六 (二五七) 北洋通商大臣李鴻章等奏遵旨會商查辦朝鮮事宜摺。

(註一〇) 井上全權大使復命書、善隣始末卷一〇。

(註一一) 明治十七年十二月二十六日伊藤參議三條太政大臣電報。

一一 統理交涉通商事務衙門日記 卷四 李太王甲申年十一月十六日

照復日館照得
本月十四日接准
貴大臣照會本
大臣均已閱悉查
此事係屬屢次
往來文書當經
臣等為慎重起見
前經外務省大臣
來函到京三致政府
貴國之使臣自當
商議在切後有定
議再行照復

十六日 朝雪午陰 趙 協辦 李 參謀 高 參謀
丁大英 李廷錫 呂圭亨 李 襄 尹 顯來 丁 學教 奉 尚書
李 映 張 博 任 進 日 館 照 會 照 得 我 皇 帝 陛 下 諭 旨
兼 外 務 卿 伯 爵 井 上 發 任 特 派 全 權 大 使 齋 藤 實 郎
理 此 人 係 屬 事 宜 今 已 到 着 相 應 照 會
來 文 閱 悉 餘 不 勝 所 慰 除 將 此 稟 報 我 政 府 外 相
日 館 來 函 刻 接 來 函 稱 知 事 實 係 屬 經 屢 次
局 記 注 查 其 所 錄 多 屬 虛 造 事 實 無 有 考 信 本 大 臣
收 存 會 當 繼 運 轉 此 函 送 事 復 函 日 館 接 來 函 查 詳 詳

直張博

縦30 横19 寸

(註一三) 明治十八年一月二日井上大使發吉田外務卿臨時代理宛報告。

(註一四) 明治十七年十二月三十一日竹添公使發井上大使宛報告。

(註一五) 明治十七年十二月二十九日竹添公使發趙秉鎬協辦穆麟德對話筆記。

(註一六) 日案卷三明治十七年十二月三十日到趙督辦照會。

(註一七) 竹添公使朝鮮京城事變始末書、福澤諭吉傳卷三 三二八頁。

(註一八) 日案卷五李太王乙酉年十一月十九日督辦金允植照會附白春培供招。

(註一九) 明治二十七年四月七日朴孝豫奏調書。

(註二〇) 日案卷三、善隣始末卷九。

(註二一) 明治十七年十二月三十一日竹添公使發井上大使宛報告。

(註二二) 善隣始末卷一〇。

第五五 漢城條約の締結 金玉均等の引渡要求

井上特派全權大使は明治十七年十二月三十日仁川到着、直に上陸、領事館に入り、在京城竹添辦理公使に命じて、其來著を統理衙門に通告せしめ、翌明治十八年一月一日隨員近藤外務權大書記官を先發して、京城に於ける旅館の準備、竝に護衛兵の配置等について統理衙門と協定せしめた。超えて一月三日、大使は隨員竝に高島陸軍中將・樺山海軍大輔等を従へ、護衛兵一大隊を率ゐて仁川出發、京

城に到着して旅館京畿監督に入つた。朝鮮國政府は十二月三十日、漢城府左尹嚴世永を伴接官に差下し、協辦交渉通商事務穆麟徳と共に仁川に下往して、大使を問慰し、又中官を遣はして内旨を傳へしめ、一月三日入京に際して、京畿觀察使沈相薫に命じ、楊花津に出往迎接せしめた。(註一)

井上大使が東京出發に際して最も苦慮したのは、竹添公使が日本國を代表する使臣でありながら、當該國の叛亂に参加したと云ふ非難である。従つて大使は今次變亂の真相を確認するに腐心し、下關に於て預め栗野外務書記官の復命を聴取し、仁川に到着すると共に、領事館に残留して居た、島村外務書記官を召見して、竹添公使の手記に成る朝鮮國京城事變始末書に據り、逐條説明を求め、翌三十一日には井上參事院議官を京城より召還して其意見を聴取し、最後に一月三日入京即夜竹添公使を召致して、當時の事情を詳陳せしめ鶏鳴に達した。かやうに變亂關係者より一切の事情を聴取するに及び、左の四條の理由により、竹添公使が叛徒の首魁と共謀した事實なく、同公使が朝鮮國王の請求に従ひ入關したのは、國際法の原則に反するものでないとの確信を得たと云ふ。

一 金玉均等ハ東京ノ學士書生ト親密ナル交際アリテ、互ニ密友ト稱スルノ有様ナリシモ、却テ竹添トハ明治十五年以來互ニ相輕侮シ、其交情ハ甚ダ冷淡ナリシ、今度ノ事變ノ前一月ヲ隔ツル比金玉均等竹添ニ到リ、朝鮮政事ノ意見ヲ談ゼシニ、竹添ハ色ヲ改メテ之ヲ叱責シタルコトアリ、

是ヨリ後ハ金玉均等ハ竹添ニ向テ親密ナル情話ヲ爲スコトヲ憚カリ、反テ竹添ヲシテ朝鮮内部ノ事情ニ迂遠ナラシメタリ。

二 竹添ハ實ニ朝鮮ノ事情ニ迂遠ナリシ、竹添ガ兵ヲ引テ入衛シ、王命ニ依リ諸門ヲ看守セシメシ故ニ、金玉均等ガ實ニ其勢力ヲ挾ミタルコトハ、蓋シ之レアリシナルベシ、併シナガラ是即チ竹添ニ於テハ、偶然ノ事情ニシテ、實ニ預期スル所ニアラザリシナリ、故ニ竹添ハ亂黨ヲ助クルノ責ニ任ズベキ者ニ非ズ、此時ニ當リテ、各國公使モ亦タ等シク國王ヨリ入關ノ命ヲ得タリシモ、竹添ハ護衛兵ヲ隨帶セルヲ以テ、特ニ入衛ヲ得、而シテ幸ニ其護衛兵ノ助アルヲ以テ、竹添ヲシテ最モ速カニ召ニ應ジテ入衛スルコトヲ得セシメ、又不幸ニシテ竹添ノ入衛ハ、亂黨ニ加勢シタルトノ嫌疑ヲ起サシメタリ。

米ノ公使館屬員ベルナドー氏ハ四日ノ夜入觀シ、米公使及英領事ハ翌日上午召命ニ應ジ入觀シタリ、米公使ノ國王ニ景祐宮ニ謁見シタル時ニ、國王ハ幽囚ノ狀アルコトナク、公使ヲ接待スルノ懇意ハ平生ニ倍シタリ、此米公使ノ親シク余ニ面話スル所ナリ。

三 竹添ガ三日間王宮ヲ去ラザリシモ、亦其王命ニ順ヘルニ因ルモノナリ、竹添ハ入衛ノ翌日、即チ五日ニ於テ王ヲ辭シ去ランコトヲ試ミタレドモ、國王ノ更ニ倚賴アリシニ由リ、竹添ヲシテ去

ラント欲シテ復タ止マラシメタリ、其後國王竹添ヲ引見シテ、面ノアタリ王大妃ノ疾病ヲ告ゲ、王宮ニ還幸スルノ護衛ヲ懇囑アリシニ由リ、竹添ハ更ニ護衛シテ還宮シタリ、終リニ六日竹添ガ拜辭ヲ請フニ臨ミテ、國王ハ三宮各々其宮ニ還ルヲ俟テ、而ル後ニ備ヲ解クベシトノ命ヲ傳ヘラレタリ、此時ニ於テ竹添ハ仍ホ王命ヲ恭ミ辭シ、去ルニ忍ビザリシ、其後竹添ガ退テ仁川ニ在リシ時、國王ハ仍ホ米英獨ノ交際官ニ托シテ、竹添ニ懇切ナル好意アルコトヲ傳ヘシメラレタリ。

四 金玉均等ガ形ヲ變ジ仁川ニ來リ、終リニ千歲丸ニ搭載シテ我國ニ逃竄セシハ、實ニ彼等ノ平生親交スル日本人ノ庇隱スル所ニシテ、衆人雜沓ノ中ニ混ジタレバ、竹添ハ動亂ノ際之ヲ查明スルニ暇アラザリシ、彼等ハ竹添ヲ藉ラズシテ、猶ホ其ノ他ノ私友ノ力ニ倚リテ、以テ其ノ身ヲ藏匿スルノ方法ヲ得ルニ餘リアリシ、竹添ガ千歲丸ニ載セテ歸國セシメタル屬員木下眞弘ガ、外務省ニ於テ、金玉均等ノコトヲ訊問サレシ時、木下ハ茫然トシテ彼等ノ存否及ビ行衛ヲ知ラザリシ、此時席ニ在ル書生同時ニ歸國シタル者ハ聲ヲ發シテ、竹添及木下ガ事情ニ迂遠ナルヲ冷笑シタルモノアリシ。(註二)

井上外務卿の主張を要約すれば、竹添公使は朝鮮の政情に疎いため、獨立黨及び之と共謀せる一部日本人竝に公使自身の屬僚に利用せられ、加ふるに一國の代表者として行動慎重を缺いた結果、亂黨

通謀の嫌疑を蒙つたけれども、其實公使として越權行爲があつたものと見做すことが出来ないといふにあつた。此理論は主として内政的理由より考案せられたもので、眞實と遠いことは、特に説明を要しないところである。現に外務卿自身「其情を知らずして其形を論せしめば、竹添が亂黨の欺罔を被りたりと云ひ、又竹添は亂黨と共謀したりと云ふものあるは、強ちに惡意の構造に非ざるべし」と自白せざるを得ない自家撞着に陥つて居る。(註三)

竹添公使の責任論はかやうなデリケエトな經緯があるため、井上大使が清韓兩國代表者と之を討議する時は、徒に枝葉問題を派生して拾收し得ない破目に陥る危険がある。大使としては飽くまで責任論を回避しなければならぬ。大使は仁川到着後、井上參事院議官等の意見を徹した結果、責任論に理論を與へるべき竹添公使統理衙門往復文書を基礎として、討論することを一切拒絶し、唯將來の善後處理に限り、商議する方針を以て、對韓會商に臨むに決定したのである。

井上大使の方針決定した以上、之を堅持して朝鮮國全權委員が變亂責任論を提示した場合、即時之を抑壓しなければならぬ。一月四日督辦交涉通商事務趙秉鎬・協辦交涉通商事務穆麟徳が井上大使を公式訪問するや、其會談の初頭に於て、早くも統理衙門竹添公使の往復文書を閱覽せられたかと質した。之は責任論に入るべき前哨戰を意味するものであるから、大使は即時之を抑へて、「素より委

細閱了せり、然るに本使に於ては、是迄往復ありたる公文之意を、引續きて御談判可申儀に無之候、抑も是迄の公文を見るに、總て貴政府は自己之疑惑を以て、自己之勝手計りを申越されたるものにして、決して政府と政府との往復すべき公文に無之候、若し貴政府が右公文に據て事を談せらるることならば、我使事は夫れにて事済みたる儀にて、他に一言することも無之候」と述べて、變亂責任論に對する大使の態度を暗示し、「貴國に於ては事無しとせらるるも、我國に於ては之を事無しと認めざる時は、則ち兩國事有るなり、故に貴政府に在て我請求に應せられざる時は、後來如何なる結局を見るも、豫め期し難きことにして、則和好之成否は、貴政府が我が求に應せらるると否とに據る事に候」と附言して、日本國政府の決心を傳へ、暗に大使の政治的勢力が、よく日本國政府の對韓政策を決定する最大要素をなして居る事實を示した。(註四)

趙秉鎬・穆麟徳の退去後、合衆國特命全權公使リュシアス・フウトが旅館に來訪したので、大使は隔意なく意見を交換した。フウト公使は大體井上大使と同意見であつたが、但竹添公使の行動が駐外使臣として、稍不謹慎な事實を指摘した。英國總領事ウィリアム・ジョージ・アストン、ドイツ國總領事代理ブッドラー(Budler)も同一見解を持して居たと云ふ。之等の事情より判斷して、井上大使は竹添公使の召還が已むを得ないことを覺つたのである。

井上大使は本國に於ける職務多忙を理由として、國王謁見・交渉開始の一日も早きを希望して居たが、統理衙門に於ても、其希望を容れ、明治十八年一月六日國王謁見、翌七日會商開始に決定した。

然るに其前日一月六日伴接官嚴世永・督辦趙秉鎬・協辦穆麟徳は齋藤權大書記官を訪ひ、後に大使に會見を求め、大使謁見の際に竹添公使を同伴しないこと、竝に叛徒の共謀者たる理由を以て、外務三等屬淺山顯藏を通譯に使用しないことを懇請したが、大使は盡く之を拒絶した。(註六)

明治十八年一月六日午後一時、井上大使は竹添公使並に隨員、高島陸軍中將・樺山海軍大輔等を從へ護衛兵を率ゐ、昌德宮敦化門より參入、仁政門にて下轎、肅章門に於て儀仗兵を留め、督辦交渉通商事務趙秉鎬に導引せられ、樂善齋に入り、國王に面して三鞠躬禮を行ひ、國書を捧呈した。國書及び譯文は左の如くである。

天佑ヲ保有シ、萬世一系ノ帝祚ヲ踐ミタル大日本國大皇帝、敬テ朕ガ良友ナル大朝鮮國大王ニ白ス、今般貴國京城ニ於テ不幸ナル生事アリ、朕深ク兩國ノ睦誼ヲ全クセンコトヲ欲シ、茲ニ朕ガ最モ信任貴重スル所ノ參議兼外務卿伯爵井上馨ヲ特派全權大使ニ任ジ、委スルニ便宜行事ノ全權ヲ以テシ、貴國ニ派往セシム、井上馨ノ忠實明敏ニシテ、能ク其任ニ堪フルハ朕ノ確信スル所ナリ、依テ同人ヨリ大王ニ對シ稟白スル所ノ者ハ、朕ガ言フ所ト異ナラズ、望ムラクハ大王能ク其

言ヲ信認シ、之ヲ寵待榮遇セラレシコトヲ、茲ニ大王ノ多福ヲ祈ル。

神武天皇即位紀元二千五百四十四年、明治十七年十二月二十一日、東京宮城ニ於テ親ラ名ヲ記シ、國璽ヲ鈐ス。

御名 國璽

奉 勅

太政大臣 公爵 三 條 實 美 (印)

保有天佑踐萬世一系帝祚之大日本國大皇帝、敬白於朕良友之大朝鮮國大王、今番在於貴國京城、生有不幸之事、朕深欲全兩國睦誼、茲以朕所最信任貴重之參議兼外務卿伯爵井上馨、任特派全權大使、委以便宜行事全權、派往貴國也、井上馨忠實明敏、能堪其任、朕所確信、是以該使所對大王稟白者、與朕所言無異、望大王善信認其言、賜寵待榮遇焉、茲祈大王多福。

神武天皇即位紀元二千五百四十四年、明治十七年十二月二十一日、於東京宮城親記名鈐國璽。

御 諱

奉 勅

太政大臣 公爵 三 條 實 美

國王之を親受し、承旨に命じて漢譯文を朗讀せしめられた。大使は次に全權委任狀漢譯文抄本を捧

呈した。

保有天佑踐萬世一系帝祚之大日本國皇帝、宣示見此書者、於本年十二月初旬、在朝鮮國京城、將所奉朕命駐留該國之辨理公使襲擊、放火燒公使署及該兵營、且將朕之國民在彼地者數十名殺害矣、此事係對我國壤和好者、朕將向朝鮮國有所問焉、故茲舉朕所最信任重用之參議兼外務卿伯爵井上馨、任特派全權大使、派往謁朝鮮國大王殿下、又會同其所委任之全權大臣、辨理關該事件一切事宜、乃委任以約定條約、締成約書、於其所議決之書面鈐蓋印信等、便宜行事之全權也、故於此事與朕臨其地處之無異、此爲憑據。

神武天皇即位紀元二千五百四十四年、明治十七年十二月二十一日、於東京宮城記名鈐國璽。

御 諱

奉 勅

太政大臣 公爵 三 條 實 美

大使は其使命を開陳し、淺山外務三等屬に通譯せしめた。「我大皇帝、深く大朝鮮國京城に於て生じたる事變を哀み、切に軫念あらせられ、即言好に歸し、暨び後來の事端を防止せんことを欲し、臣を簡みて特派全權大使と爲し、委するに便宜行事の全權を以てせられたり、謹て大皇帝の親書及使臣が奉帶する所の全權委任狀の抄本を奉呈す、大皇帝は使臣が大皇帝に代りて、大君主に白する所の者

は事理妥當にして、大君主の認めらるゝ所たることを深く信せられ、併せて使臣をして大君主の壽康萬福にして、寶祚長久に在せられ、大君主の臣民の永く其慶に頼らんことを祝するの至意を表明せしむ、敬て奏す」と。(註七)

續いて高島陸軍中將以下隨員を紹介し終るや、國王は命じて座に就かしめられた。大使は特に重要機務を密啓せんがため、左右を屏げん事を奏請した、國王は領議政沈舜澤・左議政金弘集・右議政金炳始・督辦交渉通商事務趙秉鎬及び譯官を留めて侍臣を屏げ、大使は高島陸軍中將・樺山海軍大輔・竹添辨理公使及び淺山三等屬を留めて隨員を退出せしめ、變亂の處理に關して、隔意なく意見を開陳した。大使は先づ國務大臣として、樞機に參與するにも拘らず、特に日本國皇帝の勅命を奉じて來韓した理由を述べ、次に「此度の談判を開くに當ては、大君主御直に本使に對し御應答被下候か、又は大臣に全權を御委任ありて、大君主の御目前に於て會談仕るか、右兩様の間、聖意の在る所に任せ度奉存候」と啓言した。國王は大臣に全權を委任するが故に、該全權と會商せられん事を望む旨答へられた。大使は江華條約及び濟物浦條約締結の經驗により、時日を空過することなきやうに希望し、更に竹添公使と統理衙門との往復文書について、念のため注意した。「今茲に一言奏上致置度事柄は、此度事件に付、貴政府と我が公使と往復に及たる公文は詳細閱見致候、然るに若し右公文の主意に基

き談判すべしとの旨意を以て、御委任相成候時は、本使は其御委任に應じ難く候、是等の御委任在せらるべき前に先ちて、其大旨を奏上仕候義に候」と。國王は果して大使啓言の眞の意義を理解せられたか頗る疑はしかつた。(註八)

國王は井上大使の請求に基づき、明治十八年一月六日左議政金弘集を全權大臣に差下し、翌七日より會商せしめることに決定した。(註九)

一月七日井上大使は隨員井上參事院議官・齋藤外務權大書記官及び外務一等屬松延珪・外務御用掛(通譯)武田邦太郎を從へて議政府に赴き、全權大臣金弘集及び督辦交渉通商事務趙秉鎬・協辦交渉通商事務穆麟徳と會見した。此會商に竹添辨理公使・淺山外務三等屬の列席を許さなかつたことは注目しに値する。會商に入るに先んじ、例により互に全權委任狀を提示した。井上大使の委任狀抄本は前日國王に捧呈して居るので問題とならないが、金弘集の全權委任狀には尠からず議論が惹起せられた。大朝鮮國大君主爲勅諭事、本國於本月十七日、京城不幸有逆黨之亂、以致日本公使誤聽其謀、進退失據、館禁民戕、事起倉猝、均非逆料、乃承大日本國大皇帝惠顧邦交、簡派全權大使伯爵井上馨、前來商辦、茲舉朕所信重倚毗之議政府左議政金弘集、特派全權大臣、會同日本國全權大使、辦理一切事宜、乃委任以便宜行事全權也、故於此事、與朕親臨面商無異、此爲憑據。

開國四百九十三年朕即位二十一年十一月二十二日、於漢城昌德宮親畫押鈐國寶。

大君主〔御押 國寶〕

奉 勅

議政府領議政 沈 舜 澤 (註一〇)

井上大使は金弘集の全權委任狀を閲して、『京城不幸有逆黨之亂、以致日本公使誤聽其謀、進退失據、館禁民戩、事起倉猝、均非逆料』の三五字を不當とし、其削除又は修正を要求した。金弘集は「此文字は貴政府に對し、頗る心を用ひたるものなり、何となれば此誤聽其謀の四字は、竹添公使逆黨に誤られたりとの意、進退失據とは同公使京城を去りて、仁川に赴きたることを云ふなり」と説明した。大使は「誤聽云々の字を存し置けば、果して其事實如何を取調べざるべからず、是は詰り貴政府の想像に據るものなれば、其想像説を以て主張せらるれば、我も亦想像説を出すべし、如此互に相論せば、事の治ることなく、其極點は腕力に委する一法あるのみなり、我政府は事の此極に至るを欲せざる故に、拙者を派出せられたり」と反駁したが、金弘集は先づ事變の經過について充分検討し、然る後善後策を商議するのが順序であると主張した。井上大使は事變の經過を討議すれば、日韓兩國全權が各論點を異にするより、其論議は盡きる時期なく、遂には清國にまで波及するであらう。姑く

之を斷念し、先づ善後策の根本方針を協定することを必要とする旨再三説明したが、金弘集は依然前言を繰返してやまない。大使は遂に金弘集に再考を求め、當日の會商を打切り、明一月八日會商再開を約した。(註一一)

第一次會見に於て、日韓兩國全權は朝鮮國全權委員の委任狀修正問題より正面衝突を來した。當日討論の經過より判斷すれば、井上大使再三の注意に拘らず、金弘集全權が變亂責任論を先づ提起することは疑なく、かくしては井上大使の責任論回避の方針も、實現の不可能を懸念せられた。大使は深く此事態を憂慮し、同行した前博文局主事井上角五郎を召致して「朝鮮と講和の條約を結ぶに、敢て償金の多きを望まず、又文辭の卑きを欲せず、唯今回の變亂曲は日本に在りと云ふことなくんば可なり」と語り、金弘集・金允植等に其意嚮を傳致せしめた。恐らく此際大使は竹添公使・島村書記官・淺山外務三等屬召還の意志があることを洩らしたであらう。

井上角五郎は大使の内命を銜み、即夜金弘集・金允植に會見を求め大使の意嚮を傳達した。(註一二) 金弘集を初め、朝鮮國政府首腦部と雖も、日本元老政治家の一人たる井上外務卿が親ら來韓した以上、其提議は日本國政府最後の決心を示すもので、もし之に同意しなければ、重大な結果を生ずることを理解して居た。更に吳大澂・續昌兩使の言によつて、清廷が今次の變亂を機會に、日韓兩國が正

面衝突を來し、累を清に及ぼすことを、最も好まない事情あることを知悉して居たであらう。但問題は金弘集・金允植・趙秉鎬を初め韓廷の政治的立場にある。若し金弘集が井上大使の注意を容れ、其要求に無條件で同意すれば、強隣の壓迫に屈伏して國權を喪失した罪人として、廟堂にあつては臺諫地方にあつては山林の峻烈な彈奏を蒙り、遂に其政治的生命を失ふは勿論、累を國王戚族に及ぼす危険がある。國內策より見ても容易に讓歩は出来ない。けれども竹添公使・島村書記官等が召還せられたならば、國王以下の面目も立つわけで、此上は日本國の要求に同意を表するとも、毫も政治的危機を生ずる虞がない。韓廷の方針が一月七日一夜に一變した理由は蓋し此點に存しよう。

明治十八年一月八日午前九時第二次會商は議政府に開かれた。金弘集全權は先づ修正全權委任狀を提示したが、之を見るに前回問題となつた三五字を修正して、「不幸有逆黨之亂、以致日本公使館焚民衆、事起倉猝、均非逆料」の二五字に代へられて居る。井上大使は之を以て不可なきものと認め、變亂責任論に言及せず、直に善後條約案を提示し、其逐條審議を要求した。其内容は左の五條より成る。

- 第一 朝鮮國修國書、致日本、表明謝意事。
- 第二 賑給此次日本國遭害兵民遺族並負傷者、暨填補商民貨物毀損掠奪者、由朝鮮國撥支拾壹萬圓事。

第三 殺害磯林大尉及放火公館等凶徒、查問捕拿、從重正刑事。

第四 日本公館再建之費計四萬圓、由朝鮮國照數償補事。

第五 日本護衛公館兵弁營舍、須要置一千員、朝鮮國任其建設修繕事。

猶附帶條件として左の三條件を提出した。

- 一 約款第二・第四條金圓、以日本銀貨算、須期三箇月於仁川撥完。
- 一 第三條、處辦凶徒、以立約後旬日爲期。
- 一 第五條、兵營屯舍、須要在于公館近地、但公館未再建之間、不論京城内外、由日本官擇便宜之地屯駐、其館舍須由朝鮮官吏照料。

金弘集は第二條賠償金の件を論じ、朝鮮國政府の財政難は、井上大使の知悉するところで、既に昨年壬午賠償金四〇、〇〇〇圓を返還せられた程なので、今次賠償金は一切提起せられないことを豫期すると述べた。大使は壬午賠償金とは性質を異にし、今次の賠償金一一〇、〇〇〇圓中六〇、〇〇〇圓は被害者二九名に對する救恤金、五〇、〇〇〇圓は居留民財産に對する賠償金であると説明したので、金弘集も金額には異議なく、但し賠償を填補に、兵民を人民に修正せられんことを希望し、大使の同意を得て第二條は確定した。

次に第三條に入り、金弘集は礮林歩兵大尉の遭難に深甚な遺憾の意を表し、日本國政府の要求なしとするも、自發的に犯人を逮捕處刑すべき義務あることを述べたが、公使館放火は朝鮮人たる確證なしとして之に應じない。井上大使も朝鮮人放火の確證を有する譯ではないので、條文中『及放火公館等』の六字削除に同意した。

第四條について、金弘集は放火云々は論せず、但公使館焼失は遺憾なるを以て、建築費を交付することは異議がないが、財政困難なるを以て、要求額の半二〇、〇〇〇圓を交付すべしと述べた。大使は焼失した校洞公使館が新築に五〇、〇〇〇圓を要したので、今四〇、〇〇〇圓の要求は固より不當ではないが、朝鮮國財政の現狀に照して、二〇、〇〇〇圓に減額し、其代償として適當なる土地家屋を提供せられたいと述べ、金弘集も同意した。

第五條については原則として異存がないが、兵員の數は明示せず、濟物浦條約第五款の例に従ひたいと主張し、大使は之に同意を與へた。金弘集は更に駐屯兵の數を一大隊に制限しようとしたが、大使は之に同意しなかつた。

以上の外井上大使より第一條による國書案を、金弘集全權に交付したが、同全權は之を參考とするのみで、朝鮮國政府に於て別に起案しようと主張した。井上大使は豫め其草案の閱覽を要求したが、

金弘集は之に従はない。大使は齋藤外務權大書記官に命じ、穆麟徳を通じて、國書草案の閱覽は國際法上不當でない事を説明せしめたので、金弘集は遂に承諾した。

善後條約案の逐條審議を完了するや、金弘集は日本亡命中の朴泳孝・金玉均以下罪犯の引渡を要求した。大使は齋藤外務權大書記官より穆麟徳を通じて、朴泳孝・金玉均等は政治犯人なるを以て、國際法上引渡し出来ない理由を説明せしめたが、金弘集は之に満足せず、『拙者は萬國公法に熟せざれども、敵國は貴國との間に於て敦好の情を以て、公法に拘らず、希望致す所あるやも知らず、此六名は凶徒の渠魁にて、捕縛致さざれば、人民に對し大に困却することなれば、進て別に御照會すべきやも知らず、何卒特別の御勸考を願ひたきなり』と述べた。(註一三)

甲申變亂善後協約は一月八日會商に於て殆ど決定したもので、井上・金弘集兩全權共極めて協調的に審議を進めたが、端なくも清國官憲の干涉によつて一波瀾を生じた。

是より先、清會辦北洋事宜吳大澂・辦理奉天海防事宜續昌は、明治十七年十二月二十九日海路牙山灣に到着、翌明治十八年一月一日隨員四十餘名、護衛兵二五〇名を率ゐて入京し、南別宮に駐して、變亂查辦よりも寧ろ日韓交渉を監視つゝあつた。井上大使の入京するや、吳・續二使は一月四日名刺を送つて會見を希望したが、大使は國王觀見前を理由として之を謝絶した。(註一四)

吳大澂は所謂清流黨の領袖で、京津官場裡少壯有爲を以て知られる第一人者である。今宗主國の欽差を以て屬邦に臨み、變亂の查辦に當るに先んじ、井上大使が朝鮮相臣と會同して、善後條約の協定を行ふ事を傍觀するに堪へなかつたのであらう、一月八日議政府に於て、井上大使・金弘集全權の會談中、官場相見禮、國際間の儀禮を無視して、議政府を訪ひ、大使に會見を請求し、筆談を以て其變亂查辦の命を奉じて來朝したるを以て、會談の内容を聴取せんことを求めた。大使は吳大澂が全權を有しないのみならず、本日は朝鮮國全權と會商中で、俄に第三國使節と會談すべき場合でないとして之を拒絶した。吳大澂は重ねて、「貴大使向有公正之名、此次與朝鮮議辦要案、諒必秉公談議、本大臣極所欣幸、至本大臣所查各條、係朝鮮亂黨起事之由、本與貴國無干涉之事、凡兩國交涉議約、各派全權大臣畫押蓋印、中國與貴國和好已久、現無可議、故無全權之字樣、果貴大使別有與中國商辦之事、即請略示端倪、本大臣自當早日入奏請旨、另加全權字樣、方可商議、惟在此候旨、非十月八日之事、所以本大臣不能不與貴大使一見也」と書し、大使と會商して、事變の善後を講ずることを要望したが井上大使は既に全權の有無に關せず、吳大澂等との會商は拒否すべき決心を有して居るので、韓事については朝鮮國全權と商議するを要し、清國使臣が之に干渉することを願はずと言明した。吳大澂已むなく井上大使との會商は斷念し、金弘集に一の覺書を殘して退去した。

本大臣來此數日、爲查辦亂黨一事、最關緊要、閣下身任政府、竝不議查擊亂黨、避重就輕、即使與井上大使草々立約、而竟置亂黨於不問、不但本大臣有詰責閣下、恐朝鮮萬民之心、憤懣不平、大不利於閣下、此非了事也、恐了事而適以生事也、惟執事圖之。

井上大使は金弘集全權に請求して、吳大澂の覺書を閱覽した後、之は清國使臣が宗主國を代表して朝鮮國の外交に干渉するものであるとし、金弘集を再三詰問したが、同全權は極力辯明し、今次の會商は、金弘集が朝鮮國王の全權を奉じて行ふもので、宗主國代表者と雖も干渉することを許さないと保證し、僅かに事を終ることが出來た。(註一五)

明治十八年一月九日井上大使・金弘集全權は三度議政府に會同し、前日審議協定した條約案を閲して、其異同なきを認め、之に記名調印した。

此次京城之變、所係非小、大日本國大皇帝、深軫宸念、茲簡特派全權大使伯爵井上馨、至大朝鮮國、便宜辦理、大朝鮮國大君主、宸念均願敦好、乃委金弘集、以全權議處之任、命以懲前毖後之意、兩國大臣和衷商辦、作左約款、以昭好誼完全、又以防將來事端萌生、茲據全權文憑、各簽名鈐印如左。

約 款

第一 朝鮮國、修國書致日本國、表明謝意事。

第二 恤給此日本國遭害人民遺族并負傷者、暨填補商民貨物、毀損掠奪者、由朝鮮國撥完拾壹萬圓事。

第三 殺害磯林大尉之凶徒、查問捕拿、從重正刑事。

第四 日本公館要移新基建築、當由朝鮮國交附地基房屋、足容公館暨領事館、至其修築增建之處朝鮮國更撥交貳萬圓、以充工費事。

第五 日本護衛兵弁營舍、以公館附地擇定、照壬午續約第五款施行事。

大朝鮮國開國四百九十三年十一月二十四日

特派全權大臣左議政 金 弘 集

大日本國明治十八年一月九日

特派全權大使從三位勳一等 伯爵 井 上 馨

別 單

一 約款第二・第四條金圖、以日本銀貨算、須期三個月、於仁川撥完。

一 第三條處辦凶徒、以立約後二十日爲期 ○年月日及全權記名略之 (註一六)

同日金弘集より國書草案を提示したが、井上大使に於ても異議なく之を承認した。又明治十七年十二月六日より同年十二月三十一日に至る間に、竹添辨理公使・統理衙門間に往復せられた照會公函二五通は、互に之を撤回することに協定せられた。(註一七)

是より先明治十八年一月八日井上大使は交渉経過報告のため、外務書記官島村久に歸朝を命じ、隨員外務權大書記官近藤真鋤を假に兼外務書記官となし、駐韓公使館勤務を命じ、同九日には高島陸軍中將と協議して、護衛歩兵第十四聯隊の一大隊を留めて、公使館警備に當らしめ、又竹添辨理公使には一時歸朝を命じ、近藤外務書記官を臨時代理公使とした。又事變に當り竹添公使・島村書記官の命を受けて活躍した外務三等屬淺山顯藏・四等屬大庭永成等は、いづれも大使隨員に加へられ、京城を去つたので、公使館の空氣は一新した。(註一八)

明治十八年一月十日午後一時井上大使は隨員及び高島陸軍中將・樺山海軍大輔・竹添公使を同伴し昌德宮樂善齋に參入、國王に拜別した。(註一九) 同日夜左議政金弘集は前日の聲明に従ひ、照會を井上大使に致して、金玉均・朴泳孝・徐光範・徐載弼等亂臣の引渡を要求した。

大朝鮮國特派全權大臣左議政金

爲照會事、照得此大日本國變亂之由、係亂臣金玉均・朴泳孝・洪英植・徐載弼等、作亂宮闈、殺害大

臣之罪、舉國民人所共憤、義當聲明與衆戮之、洪英植已死、惟金玉均等賊及其徒黨、尙稽顯戮、後患非細、若該犯等逃難、寄跡於貴國地方、應請貴大使遍飭各地方、無得憐其窮投之情、查拿交出以昭公允、以敦友誼、俾我兩國之間、妖氛廓淨、禍萌永絕、是所切望、相應備文照會貴大使、請煩查照施行、須至照會者。

右照會大日本特派全權大使伯爵井上

大朝鮮開國四百九十三年十一月二十五日

○明治十八年一月十日

井上大使は一月十一日近藤臨時代理公使を經由して照覆し、金玉均等が政治犯人たることを理由として、逮捕引渡を拒絶した。

大日本特派全權大使伯爵井上

爲照覆事、准貴曆十一月二十五日照會、内開金玉均・朴泳孝・洪英植・徐載弼等、作亂宮闈、若該犯等逃難、寄跡於貴國地方、應請貴大使遍飭各地方、查拿交出等因前來、查貴大臣所稱之事、所係非細、非見詳示其求于我之理由、本大使未知所以答焉、貴我兩國、現未有互交罪犯之約、貴大臣素所熟知、雖然至在各國所據其互交罪犯之約、捕拿交付者、若萬國公法之認爲合交付者、我國亦無其捕獲之意也、本大使又有欲一言者、貴大臣所稱數犯、若係國事犯者、我政府恐不易副貴

大臣之望也、相應照覆貴大臣查照、須至照覆者。

右照覆大朝鮮國特派全權大使左議政金

明治十八年一月十一日。(註一〇)

井上大使は此に使命を完了して、明治十八年一月十一日京城を出發、十二日仁川に於て近江丸に乗船して即日出港、一月十九日歸京復命した。(註一一)

漢城條約第三條及び別單によつて、磯林歩兵大尉殺害犯人は二〇日以内、即ち一月二十九日まで、逮捕處刑することを規定せられて居るが、韓廷は左右捕盜廳に命じて犯人を緝捕せしめた結果、一月二十日南大門外に於て、正犯元漢甲・從犯金太興を逮捕したので、統理衙門より近藤代理公使に照會し、一月二十九日日本國公使館員立會の上斬に處した。(註一二)

次に漢城條約第一條によつて、日本國に國書を修して、謝意を表しなければならない。乃ち明治十八年二月四日禮曹參判徐相雨・兵曹參判穆麟徳を欽差正副大臣に宛て、日本國差遣を命じた。徐相雨・穆麟徳は曩に變亂の責任問題に關して、日本國外務省と直接交渉の任を帯び、全權大臣を命ぜられ、竹添公使の反對あるにも拘らず渡日しようとして仁川滯在中、井上大使の渡來に會して、其任務も自然消滅に歸したものである。

徐相雨・穆麟徳は明治十八年二月十六日東京著、二十日明治天皇に謁見して、朝鮮國王親書を捧呈した。

大朝鮮國大君主

敬白朕之良友大日本國大皇帝、朕深惜朝有逆臣、致十月十七日之事、一時變亂延及隣國官商、幾使兩國失和、乃承大皇帝惠顧邦交、不忘素好、簡派全權大使伯爵井上馨、前來會議、現已一切妥協、朕以藐躬涼徳、化導無方、重貽友邦之戚、曷勝惋惜、茲特遣禮曹參判徐相雨・兵曹參判穆麟徳、充出使正副大臣、前往東京、覲見大皇帝、親呈國書、以展朕懲愆之意、恭諭大皇帝政治業隆純潔無疆、深願後此兩國官商相安無事、庶萬民無不平之心、以後兩國上下和洽、不致再啓紛爭、此我兩國朝廷之福、士民之幸也。

大朝鮮開國四百九十三年朕即位二十一年十月二十日於漢城昌德宮親署名、鈐國寶。

大君主姓諱 國寶

奉 勅

議政府領議政 沈 舜 澤。(註三)

甲申政變は事朝鮮に關する限り、此に至つて一切解決を告げた。

(註一) 明治十八年一月二日井上大使發吉田外務卿臨時代理報告・一月五日井上大使發吉田外務卿臨時代理報告、統理衙門日記卷四

李太王甲申年十一月十六日・十七日・十八日。

(註二) 井上外務卿京城事變查明事實書。

(註三) 井上外務卿京城事變查明事實書。

(註四) 井上大使復命書附屬書類明治十八年一月四日井上大使督辦趙秉鎬對話筆記。

(註五) 明治十八年一月八日井上大使發吉田外務卿臨時代理報告。

(註六) 井上大使復命書。

(註七) 井上大使復命書・附屬書類井上大使朝鮮國王對話筆記、善隣始末卷九、日省錄李太王甲申年十一月二十日・二十一日、統理衙門日記卷四李太王甲申年十一月二十日、日案卷三明治十八年一月四日竹添公使到會辦趙秉鎬照會・甲申年十一月十九日督辦趙秉鎬到竹添公使照會・井上大使奏辭・日本大使引見儀注。

(註八) 井上大使復命書附屬書類井上大使朝鮮國王對話筆記。

(註九) 日省錄李太王甲申年十一月二十一日、統理衙門日記卷四李太王甲申年十一月二十二日。

(註一〇) 善隣始末卷一〇。

(註一一) 井上大使復命書附屬書類明治十八年一月七日井上大使全權金弘集對話筆記、日案卷三甲申年十一月二十二日政府談章。

(註一二) 漢城之殘夢。

(註一三) 井上大使復命書附屬書類明治十八年一月八日井上大使全權金弘集對話筆記、日案卷三甲申年十一月二十三日政府談章。

(註一四) 明治十八年一月五日井上大使發吉田外務卿臨時代理報告、朝鮮史六編四卷七四五・七四七頁。

(註一五) 井上大使復命書附屬書類明治十八年一月八日井上大使全權金弘集對話筆記、善隣始末卷九、光緒朝中日交涉史料卷六(三)

一六) 會辦北洋事宜吳大澂奏朝日議約已竣商辦善後事宜摺。猶井上大使。吳大澂會談に關して、吳大澂の報告するところは左の如くである。

臣竊思、朝鮮國小而弱、諸臣無應變之才、兵力財力、均不足與日本相抗、以事勢而論、不能不委曲周旋、免生枝節、然使臣等坐視不問、尤恐日人要挾多端、毫無忌憚、因於二十三日〔光緒十年十一月二十三日・明治十八年一年八月〕辰刻、函約金宏集等、同至議政府、與該使臣井上馨略爲辯論、顯示以遼朝鮮之意、並責金宏集以查拿亂黨、最關緊要、不宜草草立約、臣亦明知井上馨不願中國使臣與開朝日之事、惟於不預之中、微露以干預之端、其事或可速爲了結、臣等亦未便遇事堅持、致啓衅端、筆談之頃、彼以臣等無全權字樣、堅不與商議、臣亦未便力爭、但告以中國與日本和好長久、本無議立條約之事、此次係查辦事件、故無全權字樣、惟其問答語內、有責國兵營之事、尙有葛藤等語、該使臣等亦未明言、揣度其情、或欲中國駐防各營盡數撤回、如果井上馨以此請問、當告以中國有保護朝鮮之責、飭兵駐紮三年、兵民尙屬相安、礙難遽撤、若該使日內急於回國、目前暫可置之不理、似不致大有波瀾、致開兵衅〔上下略、六十年來中國與日本卷一 二二八頁〕。

猶井上大使は京城出發に際し、一月十一日井上參事院議官に命じて吳大澂を訪問し、大使が吳大澂と會商する能はざる理由を説明せしめた。(井上大使復命書附屬書類明治十八年一月十一日井上議官吳大澂對話筆記)。

(註一六) 井上大使復命書附屬書類、日案卷三。

(註一七) 井上大使復命書。

(註一八) 井上大使復命書、明治十七年事件仁川領事館書類、日案卷三。

(註一九) 井上大使復命書、統理衙門日記卷四李太王甲申年十一月二十四日、日案卷三。

(註二〇) 井上大使復命書附屬書類、日案卷三。

(註二一) 井上大使復命書。

(註二二) 議政府議錄李太王甲申年十二月十二日・十三日、統理衙門日記卷四李太王甲申年十二月十二日・十三日、日案卷二督辦金

允植到近藤代理公使照會・近藤代理公使到金督辦照會。

(註二三) 善隣始末卷一〇、統理衙門日記卷五李太王乙酉年正月五日。

第一章 天津協約の成立

第五六 伊藤大使の清國派遣

甲申變亂は漢城協約締結を以て一段落告げた。けれども之は事變の終結を意味するものではない。既に井上外務卿も豫想した通り、今次の事變の善後策中、朝鮮に直接關係ある分は寧ろ尠く、且其解決は當初困難にしても、結局に於て成功する自信を有して居た。然るに清國關係の分はより困難で、其處置を誤れば重大結果を來す虞があり、政府に於ても之が交渉の前途に確信を有せず、暫く事態を靜觀しつゝあつた。之等の事情より漢城條約が公布せられても、人心の激昂を緩和するに効果がなかつた。理論的に考へれば、竹添辨理公使及び公使館警備隊長の責任を先づ追窮すべきであるが、此種の事變の常として、輿論は極度に感情的となり、寧ろ清國軍が日本國公使に發砲したこと、及び清國兵が朝鮮亂民に混じて、日本人非戦闘員を慘殺凌辱した點を重大視し、従前より潜在した排清感情は一時に激化して、『今日此事あるを機とし、直に清國に向て當に嚴重の談判を開き、彼若し我要求を容れざる時は、唯干戈に訴ふるの一義あるのみ、何ぞ狼狽するに足らんや』と絶叫するものがあり、又

特に示威運動を行ひ、豚首を青竹に串刺にして、清國人に擬するものすらあつた。中にも東京市公立各學校生徒は明治十八年一月十八日運動會と稱して、市中に一大示威運動を舉行した。參議兼文部卿伯爵大木喬任は事態を憂慮し、同月二十二日及び二十四日の兩日に互り、『學校生徒の強暴危険、若くは奇異の行爲』を禁じ、當該學校長・教員に命じて嚴重に監督せしめ、違犯するものがあれば、官吏懲戒令によつて處分すべしと布達した。(註一)

甲申變亂の善後處理は、日韓兩國の直接交渉よりも、日清兩國の交渉に待たなければならぬ事實は、清國政府に於ても充分理解されて居た。清廷が變亂の報道に接したのは、明治十七年十二月十日で、仁川在泊軍艦泰安が旅順口に回航し、同地より打電したものである。總理衙門は翌十一日早くも會辦北洋事宜吳大澂・辦理奉天海防事宜續昌に命じ、北海陸海軍を直率して、朝鮮に赴き變亂を查辦せしめた。而して統領駐防朝鮮各營記名提督吳兆有には、欽差大員の京城到着を待ち、且『僅可與倭使從容商辦、毋爲所欺、亦勿遽開倭衅』と命令した。將に井上外務卿が竹添公使に訓令したものと同一精神である。(註二)

思ふに清廷は清佛事變が未だ止まず、内外頗る多事なので、朝鮮に再び變亂發生し、日清兩國駐屯軍が衝突したとの報道に接するや、總理衙門・北洋共に事件不擴大に方針を定め、十二月十二日總理

衙門大臣徐用儀・鄧承修は駐清海軍中將兼特命全權公使子爵榎本武揚を訪うて、朝鮮に於て日清兩國軍が衝突するとも、之は清國が日本國に對して敵意を懷くことを示すものではなく、兩國須く一致協力して、西洋諸國の侵侮を防ぐことを要すると述べ、又北洋大臣直隸總督李鴻章も同一意味を天津駐在領事原敬に語り、又駐日特命全權公使黎庶昌に訓電して、日本國外務當局に傳達せしめた。

既にして統領吳兆有及び總辦朝鮮商務道員陳樹棠の詳報が到達し、更に榎本公使より外務卿の訓電による報告を提示せられ、總理衙門は日本國公使館が燒失したこと、及び日本人非戦闘員の遭難を知つたが、前者については朝鮮人の犯行で、中國と關係なく、後者については清兵が亂兵に混入したとの説を日本人の誤解に出でたものとし、吳大澂を朝鮮に急行せしめ、亂民を查辦し、朝鮮國王を保護し、一面日本人の心を安んじ、日清兩國が誤解によつて交戦した事實を闡明して、兩國の紛争の端を釋くことを第一義として居た。(註三)

吳大澂派遣の件は、既に十二月十六日原天津駐在領事より報告せられたが、同十八日に至り黎庶昌公使より公函を以て井上外務卿に通告せられた。(註四)

啓者、昨夜接我總理衙門電報、內開朝鮮事、據華將稟、日兵先放槍、據榎本公使稱、華兵先放槍、此事倉卒互闢、實兩國朝廷所不及料、現欽派吳大澂往查、此時彼此宜先飭駐朝將領、不得妄

動靜、候查辦以全睦誼、除李中堂已函致榎本公使外、屬本大臣○黎公使再向貴外務卿言之等語、特錄奉閱、查此次兵勇生衅、孰先孰後、衆目昭彰、決非一二人所可掩飾、無難得其情實、應請貴朝廷早派大員、前往查辦爲望、此致代言、即頌日祉。(註五)

此公函の一節が後に兩國間に重大な誤解を生ずる原因となつた。今黎公使公函の根據となるべき十二月十七日總理衙門の訓電の内容は知ることが出来ないが、其末文「應さに貴朝廷に請ふ、早く大員を派し、前往查辦するを望と爲すべし」とあるのは、前文を承けて、日清兵のいづれが先づ發砲したかは、現地に於て調査したならば、一目瞭然であらうから、日本國政府に於ても、至急大員を派遣調査の任に當らしめられたいと云ふ意味で、兩國委員をして共同調査に當らしむべしとか、或は兩國全權委員が現地に於て會同し、善後處置に關して商議すると云ふ意味を含んで居るのではない。

井上外務卿は黎公使公函を閲して、吳大澂が朝鮮に派遣せられたのは、主として日清兩國間の交渉の任を帯びたものと誤解し、十二月十九日特派全權大使の命を奉ずるに當り、清國全權委員と交渉すべき全權委任狀を奏請下付せられた。而して同外務卿は吳大澂・續昌が全權を保有しないばかりでなく、外務卿と交渉するに相當な地位と權力を有しない者と解釋した。よつて井上外務卿は十二月二十日照會を黎公使に送り、同公使十二月十八日公函に對する回答として、日本國政府が便宜行事の權限

を有する全權大使を特派すべきを以て、清國政府に於ても同大使に相當する地位を有する大員に、同一の權限を賦與して朝鮮に派遣し、日清交渉の任に當らしめんことを要求し、之を本國政府に轉電せられんことを依頼し、且榎本駐清公使に訓電して總理衙門に要求せしめた。(註六)

榎本公使は明治十七年十二月二十一日左の照會を總理衙門に致した。

大日本國欽差全權大臣海軍中將榎本

爲照會事、明治十七年十二月二十一日、接准外務卿井上本月二十日所發電稱、本日照覆清使、今次日清兵士闖于韓地、雖事出不意、而實關重大、所以我政府經決、特簡辦理全權大使、前往韓地、查辨今次之事、竝議定日清善後之條款、即希貴國政府、亦派往秉權相等之大員、會同妥商、幸將此意、轉知貴國政府、立刻見覆可也等語、竝飭本大臣、轉知貴王大臣、貴國所派往、不是便宜行事之全權大員、不可會同妥商、即請照覆等因前來、查本大臣業經聲明、除韓廷暴徒是問外、其與貴國相涉之處、理當與貴國和衷妥商、貴王大臣亦以爲然、今也我國經決特簡辦理全權大使、貴國亦照我國所希、派往秉權相等之大員、庶乎容易下場矣、貴王大臣公忠體國、顧念大局、必有所三思焉、相應照會貴王大臣、查核迅速照覆可也、須至照會者。

右照會大清欽命總理各國事務王大臣

(註七)

總理衙門は翌十二月二十二日照覆して、日本國政府の要求を拒絕した。

大清欽命總理各國事務王大臣

爲照覆事、准貴大臣照稱、貴國政府特簡辦理全權大臣、前往韓地、查辦今次之事、中國亦希派往秉權相等之大員、會同妥商等因前來、查朝鮮之事本出意外、今兩國欽派大員、前往查明實在情形、妥商辦理、彼此毫無成見、惟中國向來與各國交涉之事、無論何等欽差、祇有商議之權、仍須請旨遵行、不得專擅、此乃中國政令如是、與外洋各國法制不同、即如會候前往俄國辦理、事件相隔數萬里之遙、亦必俟請旨而後定、此天下所共知者、此間與朝鮮相距非遙、一經商定辦法、專候朝命、亦不至於耽擱、現在欽派大員與兩大人業已啓行、務望貴大臣將以上情節轉達貴國、竝知照井上大人、與中國欽差、和衷商辦可也、須至照會者。

右照會大日本欽差全權大臣海軍中將榎本

(註八)

十二月二十三日總理衙門大臣慶郡王奕劻・閻敬銘・宗室福錕は、本件について商議するため、日本國公使館に榎本公使を訪問した。兩者の主張を綜合するに、榎本公使は全權委任よりも寧ろ吳大澂の人が、井上外務卿と品級權衡相失する點を指摘し、かゝる比較的下級者を以てしては、井上外務卿が對等で交渉することは出来ない。殊に全權を賦與せられず、一々本國政府に請訓を要するならば、

到底敏速に解決を見ることが困難であらうと云ふにあつた。總理衙門大臣は之に對して、中國欽差使臣に全權を賦與することは、體制に於て許さないと云ふのに終始し、前年出使俄國大臣世襲一等侯曾紀澤に、伊犁事件交渉に關する全權を賦與したのは、唯一の例外で今次の先例とすることは出来ない。吳大澂の本官は都察院左副都御史であるが故に、品級相當せずとの非難は當らないと應酬した。最後に榎本公使は中國が總理衙門大臣を特派するか、或は吳欽差に辦理の諭旨を降す意嚮なきやを質したが、慶郡王等は遂に明答を與へなかつた。(註九)

總理衙門の方針は榎本公使より本國政府に報告せられ、又黎公使よりも通告せられたので、井上外務卿は遂に現地に於ける清國派遣大員と直接交渉を斷念して朝鮮に赴いた。明治十八年一月七日同大使と金弘集全權との會談中、清欽差大員吳大澂が參與を求め、大使が吳大澂に全權なきことを理由として會商を拒絶した際、吳大澂は重ねて『如し果して貴大使別に中國と商辦の事あらば、即ち請ふ略ぼ端倪を示せ、本大臣自ら當さに早日入奏して旨を請ひ、另に全權字樣を加へ、方に商議すべし』と要望したが、井上大使は遂に之に應じなかつた。之は全く全權問題ばかりでなく、吳大澂その人を忌避するがためである。(註一〇)

井上大使は吳大澂との會商を拒絶したけれども、日本國政府は清國との協議を拒否するものではない。

是より先、駐日清國特命全權公使黎庶昌は父憂に遭ひ官を去り、徐承祖が其後任に充てられて急遽赴任、明治十八年一月三日外務卿臨時代理外務大輔子爵吉田清成と會見するや、吉田外務大輔は日本國政府の對韓方針を一々説明して、日本が朝鮮に野心を抱くものでないことを説明し、且朝鮮に日清兩國軍を駐屯せしめるのは、將來禍難の原因となることを暗示した。更に一月十八日吉田外務大輔は榎本公使に訓電して、漢城條約の内容を通告せしめた。井上外務卿が、歸任するに及んで、一月二十一日榎本公使に電命して、同大使が吳大澂と會商するに及ばなかつた事情を説明し、總理衙門の諒解を求めしめた。(註一一)

榎本公使は外務卿訓電により、一月十八日總理衙門に到り、慶郡王等各大臣と會見して、外務卿訓電漢譯文を提示した。

據貴大臣○榎本公使來電、總署照稱、吳奉和衷妥商之特命等因、黎公使照稱、總署來電亦如之、竝稱即希轉知本大臣等因、是以本大臣之入漢陽也、擬待與該國了議、與清使以禮相見、不圖本大臣與朝鮮國全權大臣會商之際、有突如其來者、自名吳大澂、本大臣恠其亡狀告曰、此地本大使與朝鮮國大臣會商之處、豈容他人之排入、雖然貴大人如奉有全權字樣、異日當議日清相涉之事、吳曰、日清和好爲日已久、現無當議之事、故不帶有全權字樣、使者只爲查辦韓事而來、本大臣乃正語

曰、日韓相涉之事、本大使知與朝鮮國大臣會商而已、吳乃去焉、查本大臣初意、假令吳自稱不帶有全權字樣、猶且和衷妥商於私觀、奈使者舉止如彼其輕、況不帶有全權字樣乎、本大臣不全簡命而同、良有以也、貴大臣以時轉知以上情節於總署可也。(註一三)

慶郡王初め總理衙門大臣等は、井上大使が單に形式上の手續の不備を理由として、吳大澂との會商を拒絶し、現地に於て日清直接交渉を行ふ機會を失ひ、且は中國欽差使臣の體面を毀損したことに不滿の意を漏らし、榎本公使の説明にも拘らず尙釋然としなかつた。もとより總理衙門及び北洋に於ては、内憂外患相續く當時、日清兩國間に重大な紛議を醸すことを好まず、京城に於ける兩國軍隊の衝突は之を地方的の問題に限界し、事件不擴大の方針を持して來たが、日本國政府が同一希望を表明しつゝ、現地交渉を拒絶した眞意を諒解することが出来なかつたらしい。總理衙門大臣は一面榎本公使と會見を重ねると共に、駐日特命全權公使徐承祖に電訓して、日本國政府の方針を探聞せしめた。(註一四)

日本國政府は清廷より更に困難な地位に置かれた。事變後月餘を経て、尙清國兵の日本國公使に對する發砲、及び日本人非戦闘員慘殺に關する責任について、何等解決の見込が立たないことは、日清日韓關係の將來に悪影響を與へるのみならず、國內問題としても政府の威信に關する。恐らく井上外

務卿は本件に關する清廷の態度如何を確認することを第一としたであらうが、榎本駐清公使と總理衙門との交渉は、吳大澂の全權問題に停頓して、其以上の發展を期待出来ない。既に總理衙門の事變處理の方針について正確な情報を得なければ、日本國政府に於ても確定した方針を立て難かつた。當時政府に於ては、伊藤・井上兩參議を中心として、對清方針が研究せられて居たが、政府部内に於ては積極消極兩論對立して、容易に決定に至らない。政府の根本方針として、日清兩國共同撤兵を提議することは、既に確定して居たけれども、清國軍指揮官の責任については、尙研究の餘地があるものとして居た。然るに其後現地調査の結果、責任の所在は判明し、且對内策より見て、此問題は不問にし難い。當時政府の根本方針は、伊藤參議の自筆覺書によつても知られる。

朝鮮事變ノ關係ヨリ、清國ニ向テ開談スベキハ撤兵ノ一事ニ止リ、清國之ヲ肯諾スレバ、日清兩國ノ禍端ヲ防止スルニ足ルベクモ、彼レ若シ之ヲ拒絶セバ、我ニ於テハ其目的ヲ達セザルヲ以テ、幾分カ我國ノ榮譽ヲ損スルノ關係ナキト謂フベカラズ、然レドモ之ヲ公法ニ照シ、清國ニ對シ、尙ホ宣戰ノ地位ヲ得ル能ハズ、然ル時ハ今日激昂ノ人心ヲ鎮壓スルニ於テハ、多少政府ノ困難ヲ増加スルノ恐レナキ能ハズ、由是觀之時ハ駐劄公使ニ命ジ、談判セシムルヲ得策トス。

清國ニ向テ開談スベキハ、撤兵ノ一事ニ止マレバ、我要求ハ甚ダ薄弱ナリ、此薄弱ナル要求ニモ拘ラズ、我ニ於テハ不問ニ措ク能ハザルノ現情ナリ、不問ニ措ク能ハザルノ現情ハ、獨リ我ニ在テ關係不難モ、清國ノ與ル所ニアラズ、清國我ニ對シ輕重ヲ措クハ、我要求ノ是非輕重ニアル而已、然ルニ撤兵ノ一事ハ、將來ノ豫防ニシテ、我要求甚ダ重事ニアラズト輕視シ、言ヲ左右ニ托シ、遷延決セザルノ恐アリ、故ニ特使ヲ派遣シ、第一ニ我ニアリテハ、此事甚ダ重要ナリトノ形ヲ示シ、慣手段ナル遷延ノ術中ニ陥ラザルヲ防グヲ以テ得策トス。

兩國ノ兵隊其隊長指揮ノ下ニ在テ鬪戰ヲ交タリ、而シテ互ニ死傷アリタリ、此事情ヲ辨理シテ、責任ノ在ル所ヲ判斷處分スルハ政府ノ責ナリ。

右ノ事變ノ責ハ甲ノ國ニ在ルカ或ハ乙ノ國ニ在ルカ、或ハ甲乙ノ兩國共ニ其責任ヲ負フベキカ、何レニ致セ其結末ナカルベカラズ。

或ハ又特別ノ事情アリテ、政府ノ前日ノ怨仇ヲ棄テ、後來善後ノ事宜ヲ商議シ、平和ニ結局スルコトモアルベシ、是レ乃チ和解ノ濟ミ口ナリ、然ルニ此ニ亦其和解ノ結局ヲバ、明カニ人民ニ公示スルニ愧ヅルコトナキ迄ニ於テセザルベカラズ、若シ責甲ノ國ニモ歸セズ、又乙ノ國ニモ歸セ

ズ、又甲乙ノ兩國ノ其場ノ局ニ當レルヲモ其責ヲ受ケズ、竝ニ和解善後ノ處分モ判然セズシテ、此ノ一件ノ事變ヲ結ブコトハ、何等ノ國ニ於テモ、決シテ能ハザル所ナルベシ、若シ強テ是ノ曖昧ノ處分ヲ行フトキハ、其政府ハ必ズ其兵隊ト人民ノ心ヲ失ヒ、縱令内亂ニ至ラズトモ、其威望地ニ墜チ、遂ニ其尊嚴ヲ有ツコト能ハザルニ至ルベシ。

若シ甲ノ國ヨリ此ノ事ニ付テハ、別ニ議スベキコト無シト謂ヒ、乙ノ國ヨリ、更ニ商議ヲ要スト謂ヒ、而シテ乙ノ國ハ甲ノ國ニ向ヒ、談判ヲ開キタランニハ、其國ノ兵隊及人民ハ、一時ニ目ヲ拭フテ、其結局ヲ企圖スルハ必然ニシテ、走馬下阪ノ事情アル者ナリ、而シテ談判其要領ヲ得ズシテ、責任ノ在ル所ヲ判斷處分スルコト能ハズ、又和解ノ濟口ヲモ取ルコト能ハザルトキハ、國ノ強弱ト時勢ノ難易トニ拘ラズ、不得已決裂ニ至ルハ、避クベカラザルノ勢ナリ。

故ニ最後ノ決裂ヲ避ケントナラバ、初メヨリ談判ヲ開クノ針路ヲ避ケ、他ニ一條ノ方嚮ヲ取ラザルベカラズ、即チ乙ノ國ニ於テ、自ラ其事變ノ起由ヲ爲セル其場ノ當局ヲモ罰シテ、以テ兵隊及人民ニ其責ノ在ル所ヲ知ラシムル是ナリ。(註一五)

伊藤井上案による平和的解決論には、反對意見が尠くないのみならず、清廷が日本國政府の提議に同意するかも不明である。寧ろ清廷が無條件で共同撤兵に同意することは不可能と見越して、積極的

に在韓兵力を増加し、朝鮮の要地を占領して、事態の推移を待つ方が外交上有利であると主張するものがあつた。榎本駐清公使の意見がそれである。

抑々此度朝鮮事件ニ對スル本邦ノ政略ハ、専ラ和ヲ主トセラレ、其清國トノ關係於有之ハ、清兵ヲ朝鮮ヨリ引拂ハシメ、而シテ我兵モ彼地ノ保安ノ見据相立次第可引拂トノ約條ヲ、清國出張官吏ト被取換候一點ニ止候様ニ相見候、清官吳大澂等ハ固ヨリ獨斷ヲ以テ、右條約ニ記名調印ノ權ハ無之候ニ付、何レ北京政府ハ該件ニ付、何等カノ議決ニ可相成、其條約ノ性質ニ因テ諾否可有之、駐韓ノ清兵ヲ悉ク撤兵セシメ、後來一兵モ韓地ニ派スルヲ得ズトノ義ナレバ、清廷必ラズ異議アルベク、若シ撤兵ハ一時ノ事ニテ、後來緊要ト看做候節ハ、又々出兵ノ權ヲ保存スルノ義ナレバ、敢テ不字ヲ唱ヘザルベク候、乍去右ニ而者不完全ニ付、詰ル處不得止、我方ニテ駐韓ノ兵力ヲ増加スルノ手段ニ歸シ可申候歟ト推察セラレ候、斯ル場合ニ於テハ、前日電信ヲ以テ申進候通、漢城ノ南岡ニ砦ヲ築キ、竝ニ一二要害ノ島々ヲ占據シテ、不虞ニ備フルノ覺悟タルベキカト見込居候、然ルニ別紙貴電ノ旨ヲ味ヒ候ハ、我政府ニ於テハ、右様ノ御見込モ無之様ニ被存候、又漢城ニ於テ本邦人三十名、多クハ清兵ノ爲メ殺害セラレシ件ハ實ニ不容易件ニ付、右ハ如何ノ御處置ニ相成候御内見ニ候哉。(註一六)

榎本公使の積極論は、結局に於て日清衝突を不可避とするものであるから、外務當局が之に同意しないのは當然であるが、日清兩國の無條件撤兵が清國政府の同意を得る見込がないと云ふ一事は、外務當局をして甚だしく苦慮せしめたに相違ない。但し政府は榎本公使の意見に絶對的信賴を置かず、他の方面より清廷の意嚮を打診しようとした。乃ち駐清英國特命全權公使サー・ハリイ・バアクスは多年日本に駐劄した經驗を有し、且伊藤・井上兩參議等に苦言を惜まぬ良友であつたことを幸ひ、同公使を通じて、清國政府が無條件共同撤兵を基礎條件として、日清交渉に應ずる準備ありや、竝に日本より伊藤參議を派遣すれば、清廷は慶郡王若くは李鴻章を全權委員に任命する意嚮ありや否を打診せしめた。バアクス公使は時既に死期迫つて居たにも拘らず、よくその舊友の依頼に應じ、總理衙門の内意を質して同意を確め、之を内報する勞を措まなかつた。日本國政府の對清交渉の方針は此に漸く確定したのである。(註一七)

明治十八年二月二十四日參議兼宮内卿伯爵伊藤博文は、特派全權大使として清國差遣を命せられ、又陸軍中將兼參議農商務卿伯爵西郷從道に清國出張を命せられた。隨員は陸軍少將子爵野津道貫・海軍少將子爵仁禮景範・參事院議官井上毅・太政官大書記官伊東巳代治・外務權大書記官鄭永寧・海軍中佐黒岡帶刀・陸軍一等軍醫正石坂惟寛・陸軍歩兵少佐土屋光春・一等警視佐和正等である。同日伊

藤大使に國書・全權委任狀・太政大臣内訓及び外務卿訓令が賦與せられた。太政大臣訓令に云ふ。

參議兼宮内卿 伯爵 伊藤博文

參議兼農商務卿 伯爵 西郷從道

今度日清交渉ノ件ハ、事至重ニ屬スルニ因リ、兩國和好ノ大局ニ關シ、深ク宸慮ヲ勞セラレ、宮内卿ヲ特派全權大使トシ、并ニ御用ヲ以テ農商務卿ヲ派遣セラレ候ニ付テハ、兩官ニ於テ聖意ヲ奉體シ、使務ヲ協議シ、辨理可有之、此段勅旨ヲ奉ジ、内訓ニ及候事。

明治十八年八月二十四日

太政大臣 公爵 三條實美 (印)

外務卿訓令は伊藤參議と慎重協議の上起案せられたと覺しく、政府の方針を明示し、遣清大使の任務を詳密に規定して居る。

去年十二月六日、朝鮮國漢城ノ變ニ於ケル日清交渉ノ件ニ付、我が天皇陛下ハ特ニ貴官ヲ選命シ清國政府ト平和ヲ保全スル爲メ、此事ヲ辨理シ、及善後ノ事宜ヲ商議スルノ全權ヲ以テ、之ヲ委任セラレタリ、余ハ聖旨ヲ奉ジ、更ニ左ノ訓令ヲ以テ貴官ニ交付ス。

漢城ノ事變ニ於テ、我が公使ハ朝鮮國王ノ倚賴ニ由リ、友國ノ友誼ヲ重ジ、入テ王ノ躬ヲ護レ

リ、考信ノ璽書現ニ存シテ案ニ在リ、而シテ公使ハ不意ニ外兵ノ侵ス所トナリ、不得已シテ防守ノ地ニ立ツヲ致セリ、此事實ニ平和ノ交際ヲ犯スノ所爲トス。

朝鮮變亂ノ事實ハ、載セテ別冊漢城事變始末書及查明事實書ニ在リ、其他一切ノ案件文書ヲ以テ之ヲ貴官ニ付ス。

思フニ前日兵隊不意ノ變ハ、清國政府ノ豫期スル所ニ非ザリシナルベキモ、清國派出ノ武弁ハ一時倉卒ノ事情ニ迫ラレ、此ノ意外ノ侵暴ヲ爲セシナルベシ、而シテ清國政府ハ其派スル所ノ官弁ノ所爲ニ對シ、其責ニ任セザルコトヲ得ザルハ當然ノ通義ナリトス。

其他我が商民ノ漢城ニ於テ亂殺サレタルハ、其中難ヲ逃レテ生還セシ者ノ口供スル所ニ據ルニ、其幾名ハ清國兵ノ爲メニ殺サレタリ、又公使ノ王宮ニ在リテ、清國兵ノ侵撃ヲ被ルノ際ニ、我が公使館留守ノ僚員ハ、清國兵ノ朝鮮亂民ノ中ニ混ジテ前來シ、公使館ノ墻圍ニ向ヒ、發槍スルヲ目撃シタリ。

此等意外ノ侵犯ニ向テ、我國ノ虧損ヲ回復スル爲メニ、充分ナル要求ヲナスノ權利アリトス、但我ガ政府ハ兩國ノ和好ヲ重ジ、殊ニ此ノ事變ハ彼國政府ノ造意ニ出ル者ニ非ザルコトヲ洞知スルガ故ニ、徒ニ議論ヲ増長シテ、以テ事端ヲ滋スコトヲ好マズ、寧ロ推讓ノ區域ニ於テ、満足ヲ求

ムルニ止メ、及將來ノ爲メニ、善後ノ事宜ヲ商辨スルノ方法ヲ取り、以テ兩國人民ノ爲メニ平和ノ幸福ヲ得セシメントス、故ニ我が國ノ清國ニ向テ要求スル所ハ、左ノ二點ニ止ムベシ。

- 一 十二月六日ノ變ニ、兵隊ヲ指揮シタル將官ヲ責罰スル事
- 一 漢城駐在ノ兵隊ヲ撤スル事

第一項ノ理由ハ既ニ前文ニ備ハル、其處分ノ輕重ノ如キハ、彼ノ國法ニ任ゼザルヲ得ズト雖、少クトモ其現職ヲ罷免シ、及其處分ヲシテ照會文書ノ中ニ言明セシムルハ、我カ要求ニ於テ必要トスル所ナリ。

第二項ハ則專ラ朝鮮ニ於ケル兩國交渉善後ノ事宜ヲ圖ル者トス、蓋兩營相對ス、勢伏火ノ如シ、嗣後兩國政府ハ縱令何等ノ注意ヲ取ルモ、恐ラクハ其無事ヲ保ツコト能ハザルベシ、國柄ヲ握ル者ヲシテ、稍遠慮スル所アラシメバ、朝鮮善後ノ事宜ニ於テ多言ヲ待タズシテ、必已ニ默會スル所アラン。

清國政府ニシテ、若シ我ガ提出スル所ヲ聽納スルコトヲ各マザルナラバ、我ガ政府ハ均ク好意ヲ表スル爲メニ、清國ガ其兵ヲ撤スルト同時ニ於テ、我ガ公使館ノ護衛ヲ併セテ撤去スルコトヲ爲シ得ベシ、若シ此ニ反シテ清國政府ハ遠大ノ良計ヲ願ミズシテ、我ガ提案ヲ聽納スルコトヲ爲ザ

サレバ、我カ國モ亦已ムヲ得ズシテ、國各自衛ルノ義ニ據リ、韓地在留ノ兵ヲ以テ、充分ニ其力ヲ備ヘザルコトヲ得ズ、此ノ場合ニ於テハ、假令一時目前ノ平和ヲ保タントスルモ、歲月ヲ出ズシテ、漢城ノ變再三ニ發シ、兩國政府ハ其預計スル所ノ外ニ於テ、遂ニ看々大局ヲ破ルノ不幸ニ陥ルヲ免レザラントス、而シテ事ヲ滋シ、峠ヲ啓クノ責ハ、即清國ノ自任スル所トナラントス。但清國政府ニ於テ、縱令我カ提案ニ同意シタリトモ、或ハ迅速ニ撤回スルコト能ハザル事情アルモ知ル可ラズ、又迂延シテ歲月ノ久キニ互ルコトアルモ計ル可ラズ、此ノ場合ヲ避クル爲メニ、遅クトモ成約ノ後三個月迄ニ、全部ヲ撤回スルヲ以テ、期ト爲サシムベシ。

前陳ノ辦法ハ、貴官ガ總理衙門ノ各大臣ニ向ヒ反覆商論シ、兩項共ニ満足ナル答覆ヲ得テ、妥結成約ニ至ランコト、我ガ政府ノ信ジテ疑ハザル所ナリ。

明治十八年二月二十五日

外務卿 伯爵 井上 馨 (印) (註一)

之と同時に井上外務卿は榎本駐清特命全權公使に訓令して、伊藤大使を輔佐し、日清會商に參與する權限を賦與した。同公使は従前清總理衙門・北洋大臣と交渉の經驗を有するばかりでなく、外交界の長老であり、其政界に於ける勢望亦輕視すべからざるものがあつたため、實質上全權委員たる權限

を與へたものであらう。

去年十二月、朝鮮漢城ノ變ニ於ケル日清交渉ノ要件ニ付、我が天皇陛下ハ特ニ參議兼宮内卿勳一等伯爵伊藤博文ヲ選ビ、特派全權大使ニ任ジ、大清國大臣ト辨理スルノ全權ヲ委ネタマヘリ、貴官ハ駐在公使タルノ地位ヲ以テ、今度ノ件ニ付、特派大使ノ辨理ノ事務ヲ幫辨シ、便宜會議ノ席ニ參列スルノ權ヲ有シ、殊ニ兩國大臣ノ爲メニ、面商會同ノ便ヲ調理シ、阻滯無ラシムルコトニ任ズベシ、辨理ノ標的方法ニ付、特派大使ノ帶ブル所ノ訓令及案件文書ハ、貴官當ニ特派大使ニ就テ、之ヲ閱覽知悉スルコトヲ得ベシ。

明治十八年二月二十五日

外務卿 伯爵 井上 馨 (印) (註一九)

遣清大使として伊藤參議が起用せられたことは、内外の情勢より見て當然である。對内的に見れば遣韓大使として井上外務卿が朝鮮國政府との交渉の任に當り、相當の成功を收めた以上、同一人を再び遣外大使に任命することは穩當と考へられなかつたであらう。對外的に見れば、吳大澂全權問題よりして、清廷に不快な印象を與へた井上外務卿を、遣清大使に任命することは、固より避くべきであらう。井上外務卿を除き、此困難な使命を達成する自信を有するものは、伊藤參議以外見出すことが

出来ないからである。

伊藤參議の遣清大使任命は、何人にも首肯出来るが、西郷農商務卿の任務に至つては、容易に理解し難い。清廷は伊藤參議を平和論者、西郷農商務卿が主戰論者を代表して、伊藤大使牽制の任務を有するものと解して居るが、之は西郷參議の本官が陸軍中將で、臺灣蕃族討伐以來、代表的の日本武人として、清人の眼に映じたためであらう。一に今次の日韓日清交渉に當り、舊長藩出身の伊藤・井上兩參議が其衝に當り、舊薩州藩出身者が干與して居ないから、その權衡を失はないために、薩藩元老を代表して、西郷參議が派遣せられたと見る向もある。西郷參議はその偉大な實兄と等しく、外交には殊に不向の人物で、今次出張の命令は單に伊藤大使の使務を協議し辨理すべしと云ふのみで、内容を明かにせられないのみならず、事實上伊藤大使の交渉方針を掣肘した形跡もない點より見れば、後説の方が穩當に見える。強ひて臆測すれば、交渉決裂の際は伊藤大使と分離して、京城に急行し、在朝鮮陸海軍總司令官に任命さるべく、野津陸軍少將・仁禮海軍少將は、總司令官の命を受けて、各陸海軍部隊指揮の任に當る豫定とも見られないことがないが、伊藤參議・井上外務卿は恐らく平和解決に確信を有して居たであらう。(註二〇)

伊藤參議は遣清大使の命を奉ずるや、駐日清國特命全權公使徐承祖を訪問した。徐公使は二月二十

七日答訪したところが、伊藤大使は同公使と時局について懇談するところがあつた。先づ同大使は平素日清親善を以て持論とする旨力説し、次に今回の使命に言及して、昨年京城に於て日清兩國軍が衝突したのは、重大事件ではない。然しながら若し兩國が依然軍隊を駐留したならば、朝鮮國內政の紛亂に端を發して、遂に日清兩國交戦の不幸を見るやも料り難い。極東に於ける二強國が相争ふのは、西洋諸國特にロシアをして漁夫の利を得させるに過ぎない、同大使の今度の使命は一に之を防止するにあると述べ、その抱負の片鱗を示したと云ふ。是は伊藤大使が本國出發前、既に對清交渉の基礎條件を内示したものと見て注目に値する。(註二)

伊藤特派大使・西郷農商務卿は隨員を率ゐ、明治十八年二月二十八日東京出發、横濱より薩摩丸に乗船、神戸長崎を経て、三月九日芝罘に到着、同地に於て駿河丸に移乗、同十四日太沽到着、之より汽艇に移乗天津に到着した。(註三)

是より先井上外務卿は榎本駐清公使竝に原天津駐在領事に打電して、伊藤參議の遣清大使任命を總理衙門及び北洋大臣に通告せしめた。

清國政府は駐日公使徐承祖の電報及び北洋大臣宛半公信により、日本國政府が伊藤參議を遣清大使に任命したこと、同大使が徐公使と會談の際、平和を基調として日清交渉の重に當ることを言明した

こと及び、日本國政府の對清交渉の基礎條件が、日清兩國軍の共同撤退及び在朝鮮清國將領の懲戒にあることを知悉した。則ち之が對策を講せざるを得ない。全權委員としては、伊藤參議と均衡を保つ必要もあり、又北洋大臣として朝鮮關係事項を管掌する責を負ふので、當然直隸總督李鴻章が其選に入つた。而して最近朝鮮より歸還した會辦北洋事宜吳大澂・辦理奉天海防事宜續昌を竝に會同商議の任に當らしめた。乃ち軍機處・總理衙門は北洋大臣と連りに往復して、日本國政府の提示しようとする二條件について協議を重ねた。(註三) 其第一たる日清共同撤兵に至つては、既にバックス英國公使を通じて、同意を表したところであるが、それには外交上に止らず、對內的にも統領吳兆有麾下淮勇を、長期に互り朝鮮に駐屯せしめ難い事情があつた。明治十八年三月十一日李鴻章より軍機處に送つた密函に云ふ。

密啓者、日本派使來華、已據徐承祖來電、轉達在案、十三日○光緒十一年正月十三日 明治十八年二月二十七日日領事原敬來謁

謂接電報、該國派參議伊藤博文、爲全權便宜行事大臣、於十三起程、約二十後過津、即赴京議事、所議何事則不可知、詢以西鄉同來否、答云未知其詳、查伊藤在倭主持國事已久、此行必有要求、適接徐承祖去臘十五日○光緒十年十二月十五日 明治十八年一月三十日來函、擬候一半年後、朝鮮練兵足以自衛、彼此再行撤兵、爲暫時轉圜之計、屬密商鈞署酌奪等語、謹照鈔原函呈覽、伊藤已啓行、應俟抵都時、由

尊處相機籌商、慶軍成韓三年、將士苦累嗟怨、稍緩本應撤換、但隔海遠役、諸多不便、朝城各國官商畢集、口舌繁多、倭人又從中播弄、統將剛柔操縱難盡、合宜得人實屬不易、如果倭兵允即盡撤、我軍亦未嘗不可暫撤、由敵處代爲選僱德弁、往朝教練、期其漸成勁旅、自行保衛、徐察局勢、隨時酌辦、仍可常派兵船、赴朝巡探、似亦可備一策、尙祈祕鑒採擇核辦爲幸。(註二四)

清廷は北洋大臣の意見を考慮し、又最近復命した吳大澂の報告に徴して、統領吳兆有等在韓將領に何等過失なしとし、彼等の懲戒に絶対に同意出来ないが、共同撤兵等については李鴻章の案に従ふこととし、先緒十一年二月二十五日(明治十八年三月十一日)上諭を以て、大學士直隸總督李鴻章を全權大臣となし、日本國使臣と商議せしめる旨發令した。

北洋大臣李鴻章の全權大臣任命と共に、日本國大使の晉京問題が起つた。清廷は固より伊藤大使の入京を好まず、北洋大臣の駐在地たる天津に於て會商を行ふ豫定であつた。然るに榎本公使は大使を迎へるため、既に三月九日北京を去り、十二日天津に於て李鴻章と會見し、伊藤參議は全權大使であるが故に、必ず首都に於て、清國全權と會商しなければならぬと主張した。直督の報告に接した軍機處は、直督は地方防務を辦理するに多忙で、任地を離れて來京することが不可能であることを理由として、必ず天津に於て會商するやう回訓した。(註二五)

明治十八年三月十四日伊藤大使が天津に到着するや、榎本公使は翌十五日日本國領事館に於て晚餐會を開き、李鴻章等を招請し、伊藤大使等を紹介した。席上李鴻章は榎本公使の主張に言及して、天津會商を商議した。大使は國書を帶有するを以て、先づ北京に赴き、皇帝に謁見、國書を捧呈した後でなければ、會商に入ることは出来ない、之は國際間の慣例であると注意した。李鴻章は軍機處の訓令に従ひ、直督として任地を離れ、在京することは不可能であると主張したが、大使は前言を繰返し國書親遞前會商に入るべからずとして應せず、國書親遞後再び天津に來り、會商に入るとも支障なしと暗示した。李鴻章も強ひて争ふ理由なく、大使一行の晉京に同意した。(註二六)

伊藤大使は榎本公使と共に三月十七日天津發、通州を経て二十一日北京に入り、公使館を旅館とした。同二十三日大使は榎本公使に命じて、皇帝謁見及び國書捧呈を總理衙門に請求せしめた。當時徳宗尙幼沖にして、孝欽皇太后垂簾攝政中にあるので、總理衙門は謁見を拒絶し、國書は正副本共に總理衙門に代遞する例であると説明した。榎本公使は會商を北京に於て行はうとし、折衝甚だ努めたが、總理衙門は應じない。公使は更に清國委員が伊藤大使と同一の全權を賦與せられるや否を質したが、總理衙門は「査李中堂既奉全權之命、實有畫押蓋印之權、必能和衷定議」と保證し、且公文を以て之を照會することを約した。(註二七)

明治十八年三月二十七日伊藤大使は榎本公使・井上參事院議官・伊東太政官大書記官・鄭外務權大書記官等を従へ、總理衙門に赴き、國書及漢澤文正副本を管理總理各國事務衙門事務慶郡王奕劻に傳達した。

大日本國大皇帝、書ヲ大清國大皇帝ニ致ス、去年十二月朝鮮國漢城ノ變ニ、不幸ニシテ日清兩國交渉ノ案件アルコトヲ致セリ、朕茲ニ素ヨリ信任スル所ノ賢能ナル大臣參議兼宮内卿勳一等伯爵伊藤博文ヲ簡ビ、特派全權大使ニ任ジ、授クルニ全權ヲ以テシ、大皇帝宮闕ノ下ニ前往セシム、務メテ望ムラクハ、大皇帝ノ特簡セル大臣ト和衷商辨シ、以テ妥協ニ臻ンコトヲ、朕兩國ノ和ヲ敦クシ、阻滯スル所ナキヲ欲シ、又大皇帝ノ均ク隣誼ヲ眷ミ、愈友好ヲ昭ニセラルルコトヲ諒ス使臣ガ朕ニ代テ好意ヲ啓達シ、壽康ヲ頌賀スルノ日、誠ヲ推テ相須テ、兩國永ク其慶ニ賴ランコト、深ク忻悅スル所ナリ。

神武天皇即位紀元二千五百四十五年・明治十八年二月二十五日、東京宮城ニ於テ親ヲ名ヲ記シ、國璽ヲ鈐セシム。

御名 國璽

奉 勅

外務卿 伯爵 井 上 馨 (印)

大日本國大皇帝、致書大清國大皇帝、去年十二月朝鮮國漢城之變、不幸致有日清兩國交渉案件、朕茲簡素所信任賢能大臣參議兼宮内卿勳一等伯爵伊藤博文、任特派全權大使、授全權、前往于大皇帝宮闕之下、務望與大皇帝特簡大臣、和衷商辨、以臻妥協、朕欲敦兩國之和、無所阻滯、又諒大皇帝均眷隣誼、愈敦友好、使臣代朕啓達好意、頌賀壽康之日、推誠相待、兩國永賴其慶、深所忻悅也。

神武天皇即位紀元二千五百四十五年・明治十八年二月二十五日、於東京宮城親記名鈐國璽。

御名 國璽

奉 勅

外務卿 伯爵 井 上 馨 (註二八)

國書代遞終つて、總理衙門は旨を奉じて盛宴を設け、大使を饗した。之等は大使復命書に見えないが、先例に従ひ舉行せられたことと信せられる。

既にして、饌を撤するや、伊藤大使は覺書を提示して、慶郡王・協辦大學士戸部尙書閣敬銘等各大臣に其任務を説明した。

本大臣充特派大使之任、辦理日清交涉事宜、蓋我皇帝日夕顧念東洋大局、思益固交誼、本大臣職參機務、密勿宮廷、奉旨周旋、期崇敦和好、籌商長計、以宏遠猷、不敢或謬、而非止於獨辦理朝

鮮案件也、朝鮮之事、其如何辨理、仍可憑尋常交際通法、議商了案、我皇帝特簡于端揆、歷程前來、務欲誠信相孚、庶幾將來不致有燕越相視之弊、蓋宇內大勢、今古一變、各國交際互爲消長、我國與貴國屹峙東洋、輔車不啻、開誠相待、漸磨文明、交介福祉、纔可以成東洋大局、想貴王大臣識高視遠、必既有合符同節者矣、乃如朝鮮我國待以友邦、厚以隣誼、助成其美、非有他意、亦貴政府之所諒也、至上年朝鮮之變、不幸致有日清交涉案件、關兩國之交誼、事情非細、惟貴政府留意大局、不吝秉公處辦、暨商籌善後事宜、以全永遠交誼、本大臣所深諒也、本大臣來京、得與貴王大臣晤敘、略聲明使令所在以期相孚。(註二九)

既に清廷は大學士直隸總督李鴻章に、日清交渉に關する全權を賦與した以上、伊藤大使の總理衙門大臣との會見は、儀禮に止まるものと考へられるが、榎本公使は之を機會に、總理衙門より何等かの言質を得て、李鴻章との會商を容易にしようと考えたらしい。豫め總理衙門と意見を交換することを提議した。總理衙門は大使の主張を聴取するのは差支ないが、自己の意見は發表することを拒絶した。かやうにして豫備會商とも云ひ難い極めて曖昧な形式に於て、日清會商は既に北京に於て開始せられたのである。(註三〇)

三月三十日總理衙門大臣慶郡王・宗室福錕・鄧承修は告別のため、日本國公使館に來訪し、伊藤大

使・榎本公使と會見した。大使は二十七日覺書の趣旨を敷述して、明治十七年十二月四日變亂の起原を説明し、日本國政府の要求として、日清兩國の共同撤兵、駐韓清國將領の懲戒及び日本人被害者賠償の三箇條を提示した。慶郡王は唯大使の言を聴くのみで批評を加へず、一切は大學士李鴻章と商議せらるべく、李の老成卓見を以てすれば、大なる困難なくして妥當の局を結ぶであらうと述べたに過ぎなかつた。然るに少壯氣銳の總理衙門大臣鄧承修は之に堪へず、大使に既往の事は之を問はず、將來の事件についてのみ論ずべしと注意したため、伊藤大使・榎本公使との間に、一場の論戰を展開したが、慶郡王・鄧承修は最後に、「兩國互に猜疑の念を挟み、相交るに信義を以てせず、燕越相視るの極、竟に争を起して、牆に鬩るが如きあらば、他國の爲に其機に乗せられ、漁夫の利を占めらるるに至らん、現に我大陸の北方に雄鷲あり、目を瞋らし爪を鋭くして、朝鮮を睥睨す、朝鮮は我國の藩屏たり、貴大臣幸に之を諒せよ」と述べて、討論を打切つた。(註三一)

伊藤大使は北京に滞在すること一〇日間、遂に當初の目的を達せず、明治十八年三月三十一日榎本公使を従へて北京を去り、通州を経て四月二日天津に到着した。(註三二)

(註一) 指原安三 明治政史第十七編明治十七年。超えて明治十八年二月二十七日伊藤大使の出發に際し、政府は太政大臣諭告を各

地方長官に發し、國民が激昂の餘り、過激の手段に出ることを戒飭した。(善隣始末卷一一)。
 昨年十二月朝鮮漢城ノ變ニ於テ、清國ト交渉ノ件ニ付、今度伊藤參議ヲ特派全權大使トシテ清國ニ派遣セラレ、辨理ノ全權ヲ御
 委任有之候、抑外國交渉ノ件タルヤ、事體重大ニ付、各國現在ノ形勢ト將來ノ結果ヲ觀察シ、國家永遠ノ大計ヲ誤ラズ、隣好ヲ
 全クシ、善後ノ方嚮ヲ取ルベシトノ叡慮ニ有之候條、各官宜ク朝意ヲ體認スベシ。此旨内諭候事。

明治十八年二月二十七日

太政大臣 公爵 三條 實美

- (註二) 光緒朝中日交渉史料卷五(二一三)北洋大臣來電・(二一四)北洋大臣來電・(二一七)軍機處奏片。
- (註三) 光緒朝中日交渉史料卷五(二二一)徐用儀鄂承修與榎本公使問答節略。
- (註四) 光緒朝中日交渉史料卷五(二二八)北洋大臣來電・(二三六)附件一總辦朝鮮商務道員陳樹棠稟・(二三八)軍機處密寄直隸總督
李鴻章等上諭・(二三九)附件一福爾徐用儀與榎本公使問答節略。
- (註五) 明治十七年十二月二十五日原天津駐在領事報告。
- (註六) 善隣始末卷一一。
- (註七) 善隣始末卷一一。光緒朝中日交渉史料卷六(二六二)出使日本大臣黎庶昌來電。
- (註八) 善隣始末卷一一。
- (註九) 善隣始末卷一一。光緒朝中日交渉史料卷六(二六五)發出使日本大臣黎庶昌電。
- (註一〇) 光緒朝中日交渉史料卷六(二七四)附件一慶郡王等與榎本公使問答節略。
- (註一一) 井上大使復命書。
- (註一二) 善隣始末卷一一。光緒朝中日交渉史料卷六(二七五)軍機處密寄黎庶昌諭旨、清史稿列傳卷二三黎庶昌。
- (註一三) 善隣始末卷一一。

(註一四) 光緒朝中日交渉史料卷六(二七四)附件一慶郡王等與日使榎本問答節略。

(註一五) 伊藤參議意見書草案。

(註一六) 明治十八年一月七日榎本公使發吉田外務卿臨時代理宛報告。

(註一七) 世外井上公傳卷三 五三一—五三二頁。

(註一八) 善隣始末卷一一。

(註一九) 善隣始末卷一一。

(註二〇) 光緒朝中日交渉史料卷七(三三一)光緒十一年正月十一日北洋大臣來電。

密、駐日徐使初十來電、現備偵者密報、日廷已派文員伊藤・武員西郷、來華議事、聞要求數端、惟欲我艦在朝武弁、並中日撤兵
 二事爲極要、伊藤主和、西郷外主戰內實主和、日廷知竹添之非、本欲不議、因礙海陸軍橫議大、費躊躇得二人、故派西郷往議、
 蓋欲藉武人之口、聞十三日起身、未審確否、請轉電總署云、鴻、眞午。

(註二一) 光緒朝中日交渉史料卷七(三五六)附件七光緒十一年正月十五日徐承祖信一。

敬啓者、去臘十一日會肅第三號函、附井上馨問答鈔摺、同日又寄第四號書、附續本質關防一顆、並吞文二角、度已次第上遞鑒察
 日本自井上馨由朝回國後、日官因中日兵闘一事、紛紛爭論、文多主和、武多主戰、然該國執政者、深知竹添不妥、竝伊國現在情
 形、實難與我開衅、惟物議沸騰、總以我國有可乘之機不可錯失、故于西二月一號、文武托詞赴鄉游玩、在鄉會議、至十號始行議
 定、決意主和、如何議論、甚爲機密、難以探聞、祇聞內中有駁主戰者云、雖中國有可乘之機、倘我國與戎、中國與法言和、而與
 我戰、彼時又如何辦法、主戰者語塞、惟主和者云、既欲中日永久和好、必須將未盡各事議妥、方能穩固、故派伊藤博文前來、此
 人向來深知中日大局、係東方強弱所關、日廷知其心地、故授以是任、又恐難服武弁之心、故使西郷從道同來、此人係日本陸軍中
 將、口雖云有機亦不可失、而心中則仍以和爲主、此日廷派使慎重之實在情形也、十三日答拜伊藤、伊藤承祖將伊平素力主中日須

和之意、及此次奉命仍未失其初心、函達台端、先須釋疑、聆其芻蕘之獻、俾中日如同一家、使西人不致正視、方遂其素願、又云即如去年朝京彼此兵爭一事、雖小然若彼此仍行留兵、同住朝鮮、將來必致多事、倘兩國因此興戎、殊爲不值、且恐俄人收漁人之利、此次急之欲議者、蓋防此著耳、又云伊前數年、在英俄兩國均與會勸諭深談數次、彼此破除已見、痛論東西各國情形、即球案亦復提及、彼此意見甚爲洽服、伊云伊並無中日成見、祇欲中日連爲一氣、庶東方得以強勝爲望、承祖抵此兩月、平時詢訪各人評論、皆云此人向願與我和好、惟昨聞日本官報(與我京報同)云、日皇於四月內赴福岡縣、閱廣島・熊本兩鎮兵操之驗、承祖據其隱意、因派使與我議論、未知成否、若現在無故調兵、又恐我知、故托此論、以便調集兩鎮之兵、如和則係候操、否則即時便可發兵、竝探聞海陸兩軍及各處製造軍火廠甚爲忙亂、日人性情詭譎、舉動輕躁、我國亦不可不先事預防、以上各情、統祈代回堂憲、是所叩禱、專肅敬請台安、諸惟垂察不盡、徐承祖謹啓 正月十五日。

(註二二) 伯爵伊東巳代治卷上七八—八〇頁。

(註二三) 善隣始末卷一一、光緒朝中日交涉史料卷七(三三八)附件一李鴻章來函・(三三九)上諭・(三四〇)軍機處寄直隸總督李鴻章等上諭。

(註二四) 光緒朝中日交涉史料卷七(三三八)附件一李鴻章來函。

(註二五) 善隣始末卷一一、光緒朝中日交涉史料卷七(三四二)北洋大臣來電・(三四五)軍機處電寄李鴻章。

(註二六) 善隣始末卷一一、光緒朝中日交涉史料卷七(三五二)北洋大臣來電。

(註二七) 伊藤特派全權大使復命書。

(註二八) 善隣始末卷一一。

(註二九) 伊藤大使復命書。

(註三〇) 伊藤大使復命書附屬書類北京議談筆記第二四。

(註三一) 伊藤大使復命書。

第五七 天津協約の締結 日清兩國軍の撤退

伊藤特派大使・榎本駐清公使は明治十八年四月二日天津に到着し、翌三日大使は榎本公使・伊東太政官大書記官・鄭外務權大書記官を従へて、直隸總督衙門に清國全權委員李鴻章と會見した。清國幫辦全權委員吳大澂・續昌、通譯官伍廷芳・羅豐祿列席し、會話はすべて英語を以て行はれた。乃ち伊藤大使は英語を用ひ、李鴻章は支那語にて發言し、伍廷芳・羅豐祿之を通譯した。(註一)

日清兩國全權委員は會談に入るに先んじて、各全權委任狀を提示した。伊藤大使の全權委任狀に云ふ。

天佑ヲ保有シ、萬世一系ノ帝祚ヲ踐ミタル大日本國皇帝、此書ヲ見ル者ニ宣示ス、去年十二月朝鮮漢城ノ變ハ、事日清兩國ニ涉レリ、朕茲ニ信任スル所ノ賢能ナル大臣參議兼宮内卿勳一等伯爵伊藤博文ヲ簡ビ、特派全權大使トシ、委スルニ辨理ノ全權ヲ以テシ、大清國ノ全權大臣ト、前日ノ案件ヲ議辨シ、善後ノ方法ヲ妥商シ、便宜事ニ從ヒ、訂約蓋印セシム、其訂定スル所ハ、朕ガ